

第九十八回 参議院社会労働委員会會議録第七号

昭和五十八年四月十二日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

四月十一日

辞任

香脱タケ子君

補欠選任

佐藤 昭夫君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

目黒今朝次郎君
田中 正巳君
村上 正邦君
対馬 孝且君
渡部 通子君

石本 茂君
大坪健一郎君
佐々木 満君
斎藤 十朗君
関口 恵造君
田代由紀男君
本岡 昭次君
和田 静夫君
中野 鉄造君
佐藤 昭夫君
藤井 恒男君
山田耕三郎君
対馬 孝且君
渡部 通子君

委員以外の議員
議長 田中寿美子君
議長 渡部 通子君
議長 厚生大臣 林 義郎君

政府委員

厚生大臣官房長	幸田 正孝君
厚生省公衆衛生局長	三浦 大助君
厚生省公衆衛生局長老人保健部長	吉原 健二君
厚生省環境衛生局長	竹中 浩治君
厚生省医務局長	大谷 藤郎君
厚生省薬務局長	持永 和見君
厚生省社会局長	金田 一郎君
厚生省児童家庭局長	正木 馨君
厚生省保険局長	吉村 仁君
厚生省援護局長	山本 純男君
労働大臣官房審議官	小粥 義朗君
常任委員会専門員	今藤 省三君
警察庁刑事局捜査第二課長	森廣 英一君
環境庁水質保全局企画課長	三本木健治君
法務大臣官房司法法制調査部司法法制課長	原田 明夫君
法務省刑事局刑事課長	飛田 清弘君
文部省大学局医学教育課長	前畑 安宏君
文化庁文化部長	大家 重夫君
厚生省環境衛生局長	山村 勝美君

本日の会議に付した案件
○社会保障制度等に関する調査

(厚生行政の基本施策に関する件)

○戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○戦時災害援護法案(対馬孝且君外六名発議)

○公衆浴場法の一部を改正する法律案(対馬孝且君外六名発議)

○市町村が行う寒冷地世帯暖房費援助事業に係る国の補助に関する法律案(対馬孝且君外二名発議)

○委員長(目黒今朝次郎君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨十一日、香脱タケ子君が委員を辞任され、その補欠として佐藤昭夫君が選任されました。

○委員長(目黒今朝次郎君) 社会保障制度に関する調査を議題とし、厚生行政の基本施策に関する件について質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言をお願いします。

○本岡昭次君 まず、大臣にお伺いします。

質問に先立ちまして、去る一月十九日の本院決算委員会では、東村山市の都病院の診療報酬償還の処理に關しお願いを申し上げておきましたが、大変むづかしい問題であったにもかかわらず心温まる取り扱いをいただきました。また、議論をいたすに先立ちまして、まずこの点に關しまして、きょう傍聴に見えらるる都病院の職員の方を含め、私もお礼を申し上げたいと思います。大臣、どうもありがとうございます。

そこで、きょうも引き続きまして、委員会は変わりますがこの社労委員会、前回の決算委員会でも問題にしました都病院について質問をさせていただきますが、私は、本件につきましては、ばつ

ぽつもう締めくくりをする時期が来ているのではないかと、このように思っています。

そこで伺いますが、先日の決算委員会では、大臣は締めくくりのため東京都を通じ行政指導によって浩徳会都病院の経営陣の処理をされる旨述べられましたけれども、私は、これを早急にやっていた必要があると考えています。そこで、質問通告をしておりますので、きょう私が申し上げることはもうすでに御存じであろうと思います。

これからいろいろ触れてまいります。都病院の経営者の持つている問題点、つまり事情を知らない方が次々と医療法人浩徳会都病院を舞台に被害に遭われ、そしてまた、理解に苦しむような事態が発生をしていくことを考えるときに、もうこの問題をこのまま放置できない、厚生省の行政上の怠慢というふうな、社会的な批判を受けるような事態になつてくるのではないかと、このように私は心配しています。この辺でこの問題について締めくくりをつけるべきではないかと思ひますが、以下質問をしていくに先立って、大臣のお考えを承っておきたいと思ひます。

○国務大臣(林義郎君) 本岡委員からわざわざ冒頭にお礼の言葉をいただきました。まことに恐縮に存じておるところでございます。

先生御指摘のとおり、決算委員会でもいろいろと御議論をいただきました。私もその御議論を踏まえまして、従業員の方々にも直接お会いをいたしました。いろいろと、事態が大変急迫をいたしているというふうな感じを持ったわけでございまして、本件に關しましては、入院患者の医療を確保するという観点から、東京都を通じて都病院に対し指導してきたところでございますが、先生御指摘のとおり、早く解決をしなければならぬ問題だと思ひます。できる限り速やかに決着がつくよう努力をしてまいりたい、こういうふうな考え

ております。

○本岡昭次君 ます、警察の関係の方で伺います。が、一月十九日の決算委員会が都病院の患者日用品費の件について、私たちは、これは業務上横領ではないか、こう申し上げましたところ、警察の方ではほぼ所要の捜査を終了し、送致について最終的な検討を行っている。大体、業務上横領のような方向で現在検討しているというふうな回答をいただきましたが、これはその後どのようになっていますか、まず伺います。

○説明員(森廣英二君) お尋ねの事件につきましては、警視庁が所要の捜査を遂げまして、去る二月四日付をもちまして事件を東京地方検察庁八王子支部に送致をいたしております。

○本岡昭次君 送致後の状況についてはここでお話しできませんか、その進展状況は。

○説明員(飛田清弘君) 警察から事件の送致を受けた後は検察庁の方の捜査になりますので、これは法務省の方からお答えさせていただきます。

現在、八王子支部におきましては、本年の二月四日に事件の送致を受けまして、八王子支部においてその関係の捜査をやっている、こういうところでございます。

○本岡昭次君 同じく東京地検にも都病院の組合の関係者から告発も行われているんですが、この日用品費の流用というんですか、私たちは業務上横領ということで問題にしましたけれども、それでは、この問題の決着というんですか、いつごろ明らかになるんですか。

○説明員(飛田清弘君) 捜査の決着がいつごろ明らかになるかとお尋ねいただきましたが、いつごろであろうというところはちょっと申し上げにくいと思います。

特に本件につきましては、ただいま御指摘がございましたように、警察から送致になった業務上横領事件ばかりでなく、同じ牧山というこの都病院の理事長の方でございますが、この方を相手に、東京地方検察庁に告訴、告発が三本出ております。一本は、この前の決算委員会が御質問がござ

いました、牧山氏外一名を相手取った背任罪という告発が昨年の九月に東京地検に出されておりますが、それに引き続きまして、本年に入りまして三月十七日に、やはりこの牧山氏外一名に対しては傷害及び暴行という事件が告訴になっておりますし、さらに同じ日に、牧山氏外三名に対しては、所得税法違反という事実で告発もなされております。これらは、その八王子の事件をも含めましてこの都病院の経営に関係するような事件のように思われるのでございまして、これらを切り離して一つ一つ捜査が終わったということでは処理はなかなかできないわけでございまして、相互に関連あるところもございまして、経営自体からいろいろな問題が出てきているのかもしれないし、その辺のところはその基礎捜査も含めまして十分幅広い調べをした上でなければ処分が決したいような、そういう状態の事件であろうと思ひます。

そういうふうな状況でございますから、いま東京地方検察庁は、告発があった事件につきましては特捜部で調べておりますし、それからこの業務上横領の件につきましては八王子で調べておりますけれども、将来それが根元の方で関係があることになれば一括して処理することもございまして、また、関係がそれほど強くないということであれば個別に処理することもございまして、けれども、それらも含めまして十分捜査を遂げないと、いつごろ処理が終わるかということもなかなか言いにくい、こういう状況でございます。

○本岡昭次君 わかりました。きょうのこの委員会で、私の新しくつかむことができた事実等についていろいろ申し上げますから、やはりこの問題は早急に捜査をまとめて問題の処理に当たらないと、捜査中に次々と新しい詐欺まがいの事件が発生していくというふうな心配もありますので、できるだけ早急にいろいろな告発されている問題も含めて捜査を終了して、はっきりとした結論を出していただくことを私はまず要望をしておきます。それで、まことに申しわけありません

が、ずっとときや私がいろいろな問題についてここで詰めていきますので、それをひとつ聞いていただいて、最終的にまた所見など伺いたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

そこで、いまも申し上げましたけれども、この浩徳会都病院という医療法人の責任者や理事たちが、宗教法人の事業を通して詐欺まがいの行為を繰り返していることについてこれから具体的に申し上げて、大臣なり厚生省にその所見を伺ってまいりたいと思ひます。たくさんあるんですが、まず二つ申し上げます。

その一つは、昨年十月、牧山理事長の腹心である医療法人社団都病院理事兼経理部長である山本郁夫氏も立ち会って、岡山市のA氏に対し新宗教法人東善光寺の設立を依頼して、牧山理事長が岡山市のA氏に対して設立に際していろいろな約束をしています。ところが牧山氏は北海道の札幌の霊園事業に失敗をし、また、岡山県当局もいろいろ事情を調査された結果と思ひますが、昨年十月二十九日に岡山における宗教法人東善光寺設立申請が受理をされなかったわけです。このためにA氏は東善光寺設立の準備のために牧山氏からいろいろ依頼されてその仕事をしておたわけですが、その費用は千数百万円を要し、また、牧山一昌氏が約束した金員を含めると五、六千万円にも上る被害をこうむったという状況にあるようです。そしてまたこの人は、東善光寺が設立されるというところで地元の岡山市の中でのいろいろな活動したために、設立されなかったことによつていろいろな人の恨みを買ひ信用も失ったということで、この方は牧山氏に対して、私はここに手紙も持っておりますけれども、二月二十四日のこの手紙ですが、いろいろあなたにお会いしようと思つたけれども居留守を使って少しも会えないと、今後、返答のないときは、民法、刑法の両方に訴える手続をとりますという通告もしているわけなんです。この人も、宗教法人東善光寺を設立する、都病院の牧山理事長がそういうことをやるというところの中で大変な迷惑をこうむっている。しかも、

五、六千万円というお金を損失したのではないかと状況の方がここに一人おります。

それからまた、北海道の霊園事業を進めるにつれて牧山一昌氏に土地を売りました。それで代金を都病院とそれから鈴木事業所、これは霊園事業を進める事業所なんです、そこからその土地の代金を手形でもらって、最初のうちはこれが落ちていたので、約一億数千万円はその土地の代金を手形で落とすことができたんですが、その後、牧山氏から出る、都病院から出る手形が全部不渡りというふうなことになるまで、それで結局、不渡りの手形を落とすために自分の金を出して不渡りになることを防がなければならなかったという事態に陥つていきました。最終的に牧山一昌氏に売った土地を抵当につけましたけれども、とてもその全額は回収できないということになって、土地を売って逆に数億円にも上る損失をこうむったという方がここにあるわけです。

このようにいま二つの例だけを申し上げましたけれども、医療法人の信用というものを背景にして、霊園事業やあるいはまた宗教法人を設立するという事柄の中で、依然としてこういうふうな詐欺行為というものが現在も次々と発覚をしてくいて、こういうことなんです、一体厚生省として、また大臣として、こういうことをどのように思われますか。その点についてひとつ伺ひします。

○政府委員(大谷藤郎君) 先生の御指摘のような件につきましては、厚生省といたしまして事実関係を把握をいたしておりましたが、もし、そのようなことが事実であるとすれば、まことに遺憾なことと存じます。

○本岡昭次君 いや、私は前から言っているんですが、こうしたことは、詐欺まがいのことをやっているというこの以前に、医療法人の責任者や理事が医療法人というものを背景にして霊園事業や宗教法人づくりなど、そういうふうなことを次々と手がけていって、そしてそこでいろんな人

に迷惑をかけ、金品の損害を与え、あるいは詐欺的なことをやっている、こういうことになっていくんですね。だから、これは明らかに医療法人の業務でないことをやって、しかも、その上で刑法に触れるような問題を起こしているということですから、これはもう文句なくこの医療法人は医療法四十二条ですか、そうしたものに違反をしている、違法であるというふうにはつきりと言えらると思うんですが、この点についてはいかが思われますか。

○政府委員(大谷藤郎君) 宗教法人の事実につきましては、私どもとしてもできる限りその事実を把握したいと存じますが、現在のところ把握いたしておりませんので、まことに残念に存じます。

○本岡昭次君 いや、残念に存じますということじゃなくて、いま私が申し上げましたようなことはこれは事実なんです。国会の場でですから私は事実でないことは言いませんよ。だから、そういうことを医療法人がやっているということについて、医療法から見れば違法ではないかと言っているんです。やったことが刑法に触れるとか民法に触れるとかいう以前に、そういうことを医療法人が次々とやっていくということについて違法ではないかと、こう言っているんです。

○政府委員(大谷藤郎君) 医療法人自身がそういうことをやっているとしたら、これは明らかに違反しているわけですが、この間の事実関係につきましては、もう少し把握をいたさなければならぬのではないかとこのように考へるわけでございます。

○本岡昭次君 いや、事実関係の把握といたって、私なまぬるいと思うんですよ。この問題はもう一年以上もかかって国会の中で、社務委員会、予算委員会、決算委員会いろんなところでこの問題を論議しておるのであって、私はいまの答弁ではこれ納得できません。

それでは、さらに具体的な問題を申し上げて、あなた方がそのような形で、そういう答弁でこ

の委員会そのものを切り抜けようとする、そういうことはできないという問題を申し上げてみたいと思うんですが、それでは文化庁、お越しになっていると思いますが、文化庁にお尋ねをいたします。

ごく最近の一月十五日に、医療法人社団浩徳会都病院の牧山理事長が岡山市の一茶堂神仏具製作所からお寺に使う仏具を購入している。その製作所が東善光寺牧山氏に百一万二千五百円という請求書を出している。一月十五日にこういうふうにお寺に必要な仏具を購入しているんですが、東善光寺はその前にすでに岡山市で申請を受理されていないんですよ。にもかかわらずそういうふうなことをずつと行っているんですが、文化庁、この東善光寺というものはいま現存しているんですか。現存しているとしたら、事務所はどこにあるか。また、礼拝施設というふうなものがあるか。いま厚生省の方は、東善光寺なる宗教法人というのはいくつかあると、こう言っているんですが、文化庁、この東善光寺とはどういうものかここで詳しく教えてください。

○説明員(大家重夫君) 東善光寺なる団体は、あるとすれば任意団体であると考えられ、私どもは、そういう団体が、法人格のあるものとしては宗教法人として岡山市にあるものとは思っておりません。

○本岡昭次君 宗教法人として岡山市に申請をしてそれが受理されなかったんですから、当然それは存在していないんですよ。存在していないんです。が、しかし、東善光寺というところで現在まだ活動が、岡山市内で仏具を購入するとかいうふうなことが行われているということから、その東善光寺なるものは現存しているんですかとお尋ねしているんです。

○説明員(大家重夫君) 私どもとしては、岡山県を通して聞きましたところ、先生お話しのとおり、昨年の十月二十九日に宗教法人東善光寺の設立の申請がなされた。しかしながら、これにつきましましては、認証申請があった際に宗教団体のそ

の実態に疑問があったので書類をそのまま却下して返却した。したがって必ずしも定かではないわけですが、ですからいまのところ宗教法人としての法人格を持ったものはない。しかし、その実体が任意団体としてあるかどうか、その点につきましては私どもは把握してはいないわけなんです。調査に限界があると思いますが、地元の岡山市を通してなおいまでもできるだけの調査を行っているところでございます。

○本岡昭次君 それは一日も早く調査をしていただきたいと思うんですね。都病院の牧山理事長が東善光寺という名前を名乗っているんな事業を行おうとし、それに伴っているんな問題が起こっているんですから、早急に、任意団体にしろ東善光寺なるものの実態を把握していただきたい、このように要望します。

そこで、いま問題にしました東善光寺の設立に絡んで問題が起こっておりますので、これは法務省の方に見解を聞きたいんですが、昨年の九月十七日に先ほどからいろいろ出ております牧山一昌氏と株式会社宗教評論社代表取締役真坂良輔氏といわれる方の間で、岡山における東善光寺設立に関する覚書が交わされています。それによりまして、同宗教法人の設立に要する費用が四百萬円で、着手金が百萬元、中間金が百萬元、法人登記日に二百萬円の金が牧山一昌氏から真坂氏に渡るといふ覚書を交換をして、そして東善光寺設立についての活動が行われたのです。御存じのとおり、都病院が倒産して競売に付せられて、そして大変な事態がそこに現にあるにもかかわらず、一方では四百萬元というふうなお金を使って東善光寺設立の活動をやっている。私は、宗教法人を設立する手続に四百萬元というふうな多額なお金が必要でできないものなのかということについて大変疑問を持っていますが、それはまた別の問題にして……

そこで伺いたいのはこの真坂氏の行為ですね。これは宗教法人東善光寺の認証申請、設立事務手続、書類作成についての約束なんですが、こうし

た法律行為は、原則的には弁護士法第七十二条というものの、「非弁護士の法律事務の取扱等の禁止」というものに抵触するのではないかと。株式会社がこうした法律事務を行い、しかもその金額が四百萬元という大変なお金を取得する。そして、それが本来の業務でないところがこうした宗教法人の設立という法律事務の業務を取り扱う。こういう事柄は弁護士法第七十二条に抵触するのじゃないかと私は思うのですが、これについての見解を伺いたいと思います。

○説明員(原田明夫君) お答え申し上げます。お尋ねが弁護士法、特に七十二条の趣旨いかんということでございますので、その点についてお答えさせていただきます。

御案内のとおり、弁護士法は、弁護士でない者がみだりに他人の法律事務に介入をいたしまして、それによって利益を得るというのを防止するために、いわゆる非活動というものを禁止する規定を設けておりました。それが弁護士法七十二条に当たるわけでございます。この弁護士法七十二条は、弁護士でない者が報酬を得る目的で、かつ業として他人の法律事務を行い、また、これを周旋するということを禁止する趣旨のものでございます。換言いたしますと、この弁護士法七十二条違反が成立するためには、当該行為が、法律事務の取り扱い、また、その周旋に当たり、かつ、弁護士でない者が報酬を得る目的でそのような行為を業として行ったということが必要となると解されておるわけでございます。

お尋ねの点につきましては、具体的にどのような行為がなされたのか、また、それが業としてなされたものかという点など、具体的な事実関係が明確になりませんと、直ちにこの弁護士法七十二条違反が成立するかどうかについて申し上げることは差し控えていただきたいと思います。

○本岡昭次君 それでは、いまおっしゃいましたように、業として行っているかどうかからぬと、業とするということはそれを繰り返してや

っていることだと、こう思うんですが、それではぜひこの場で一遍調査をしてもらいたいんですね。この宗教評論社というふうなところがそうした事務手続に四百万円も金を取るといふこのことには大変疑義があるし、そして業として行っているのか行っていないのか、もしこれが、そうしたことが本来の業でないものを繰返し反復してやっていたとすればこれは私は大変だと、こう思うし、問題が、厚生省の方も大変心配をしておられる医療法人都病院とかかわつての東善光寺設立ということであつて、検察庁も調査をされているその事柄ともかかわつてくると、私はこう見ておるんです。常識的にこうしたその手続に四百万円の金が通常要するんだというならばそれは一つの疑点は晴れますが、多くの人に聞いてもそのような手続に四百万円というお金を要するとはだれもそんなことは信じがたいと、こういうことでもありますし、弁護士法七十二条に抵触するのかもしれないかという問題についての調査をお願いしたいと思うんですが、いかがですか。

○説明員(飛田清弘君) 検察庁が事実関係を調べるのは、調査ではなくて捜査になつてしまっています。捜査権の発動をしないと、こういうふうな御趣旨だとすると、捜査権を発動するのでもないか、捜査をするのでもないかというところは本来極秘で行うべきこととございますから、公の場で捜査をするとかしないとか申し上げることは適当でないと思ひます。

いま御指摘のございましたように、それが告発になつていふ事件とかかわるものでございますが、告発の事件の捜査の過程で出てくると思ひますが、弁護士法違反かどうかということについてそれを独自に捜査するかどうかということになります。たとえば最高裁判所の判例でもこういうふうなことを言つておられて、弁護士法違反といふのは、弁護士でない者がいろいろなことをやつていろいろの弊害を起こすことを防止するため、私利を図つてみだりに他人の法律事件に介入することを反復するような行為を取り締まれば足

りるのであつて、同条は、たまたま縁故者が紛争の解決に参与するとか、知人のために好意で弁護士を紹介するとか、社会生活上当然の相互扶助的協力をもつて目すべき行為までも取り締まりの対象とするものではないといふことを最高裁判例ははっきり言つておられます。つまり、こういうふうな縁故者とか知り合いの者が特定の人のためにその一つのことだけ法律的なことをやつても直ちに弁護士法に違反するのではないといふことを最高裁ははっきり言つておられるわけでございます。そういう行為であればまさに合法的に行われ、そのわけでございます。合法的に行われる可能性が非常に強いものを犯罪の疑いを持つて、つまり、民間の私的関係で本来合法的に行われていたやういふふうなものを犯罪の疑いの目を持つて捜査当局がみだりに捜査権を行使して介入するといふのもまたなかなかむづかしいところがあるといふことも御理解をいただきたいと思ひのでござい

ます。そういうふうな意味で、この事件について単独で、これを個別的に取り上げて捜査するかどうかとお尋ねになりますと、それはちよつと申し上げられない、捜査するとも言えないし、しないとも言えないとしか申し上げられないのでございませうけれども、もしそれが御指摘のありますやうに違法な事件とかかわりがあるのでございましてらば、それは当然にその捜査の過程で出てきましようし、また、この関係で実際に被害者が出ているのでございましてらば、その被害者から告発がなされればこれはもう捜査当局は告発を受けて捜査をしなければならぬのでございします。

そういうふうなことであるといふことをひとつ御理解いただきたいと、こういうふうな思ひます。○本岡昭次君 きょうは、その点をいろいろ追及するのが目的ではございませんから、それはまた場を改めて議論をさせていただきます。ただ、厚生省の方、いまの議論の中でしっかりと押さえておいていただきたいことは、いま都病

院が倒産をして、そして競売に二回、三回と付されて、いわば大変な事態の中で、一方ではこういうふうな四百万円というふうなお金を使つて宗教法人の設立をやつていふ。一体これはどういふことなのか、常識では考えられないことが一方に起つていふといふ、そういうことの一例としてこれ申し上げていふんですから、ひとつ何が問題の本質なのかといふことを間違わないように。これが七十二条に抵触するかどうかという、それが本質じゃないかといふことをひとつ御理解をいただきたいと思ひます。それからまた新しい問題を一つ提起してみたいと思ひます。

先日、この都病院の労働組合に譲渡された診療報酬債権の件で、私どもはこの場でもいろいろ質問をさせていただいて、厚生省の御助言もいただきましたが、皆さんの配慮のおかげで当面の問題は解決して、冒頭大臣にお礼を申し上げましたように、非常に喜んでおります。しかし、この問題にかかわつて妙な問題が出てきましたので、それについて申し上げてみたいと思ひます。

それは、昨年の五月三十一日に、医療法人社団浩徳会都病院従業員全員の健康保険料及び延滞金等の滞納金、これは昭和五十六年六月分より五十七年二月分までの分です。この支払いに充てたために、医療法人社団浩徳会都病院会長牧山一昌並びに、これは住所を書いているんですが、東京都東村山市青葉町二ノ三ノ三ノ三、同じく牧山一昌、この牧山さんが、東京都医療健康組合常務理事の林和子さんから七百四十七万七千八百二十八円也を借用したといふことなんです。つまり、都病院の理事長である牧山氏が従業員の健康保険料を滞納して納められないで五十七年の二月分まで滞納して、そして督促を受ける。督促をしたのはだれかといふと、このお金を貸した林和子なる常務理事なんです。その人が最終的にその滞納金と同じ金を貸し与えて、そしてその滞納金の滞納をなくしている。こういうことが事実として判明をしたんですが、この事実を厚生省はつかん

でおりますか。○政府委員(吉村仁君) 私ども、そういうことがあつたといふことは正直申し上げて知らなかったんですが、先生から御指摘を受けまして直ちに調査をいたしました。そういう事実があつたといふことでございします。

○本岡昭次君 事実があつたといふことは、いま私が申し上げましたことを確認いただいたと、このように受け取ります。そこで、こんなことは通常起こり得ないことだと考えます。何かこの牧山氏と常務理事の林氏の間に特別なことが、こういうことをしなければならぬ特別なことがあつたのかどうか。あるいはまた、このお金はどのようにして用立てられたのか。一千七百万円といふこの滞納金を立てかえるといふことですね。このところはどのようなふうにつかんでおりますか。

○政府委員(吉村仁君) 私どもが調査をいたしました範囲内だけでございしますが、この金はどうも林さん個人のお金のようにございまして、健保組合の方のお金を流用したとか、そういうようなこととはなさそうに思われるわけでありませう。それから、都病院の牧山理事長とそれから林さんとの間に何か特別の関係があるのではないかと、こういう御疑念でございしますが、私どもとしては、ただ、保険料を納めていない一病院の理事長と、それからその従業員が属しております健康保険組合である東京都医療健康保険組合の常務理事の関係と、こういうことに解しております。つまり、林さんから話を聞いたところでは、やはり常務理事としての責任と申しますか、立場と申しますか、東京都医療健康保への滞納金が一千七百万円あり、それをそのままにしておくとかやけり健康保険組合の円滑な運営上いろいろ支障があるのではないかと、こういうことを懸念をされて、個人的に金を貸してでもその借金を埋めてもらひ、こういう挙に出られたやうでありまして、事実、その借金によつて健康保険組合の千七百万円余りの借金が返済されているのであります。し

たがって、私どもとしては、常務理事としての責任の遂行上の行為だったのではないか、こういうような見方をしているわけでございます。

○本岡昭次君 私は、常務理事としての業務遂行上とった措置が適切であったかどうか、そのことをここで問いたくすることを直接目的としておりませんからそれはそれとして、しかし、私の判断では、常務理事としての責任から、あるいは業務遂行上から、個人の金を滞納金の穴を埋めるために貸し与える、それによって円滑な運営ができたというふうなやり方は、決して適切な常務理事の責任の遂行の仕方ではない、間違ったやり方だと、私はこうははっきり思います。まあ、それが間違ったということでもってどうするかというのはこれは個々の保険組合のことですから、けれども、私は間違いない、こう思いますよ。

そこで、御本人がおられないから、なぜ個人の預金まで取り崩して一千七百万円のお金を立てかえたのかということはあなたの説明だけではわかりませんが、しかし、個人の預金を一千七百万円も取り崩してそれを立てかえたということについて、それでは厚生省としてその裏づけというんですか、確かにどこそこ銀行の何々口座からその日にその必要なお金を引き出されている、こうした事実をつかんでの御発言なんですか。

○政府委員(吉村仁君) 急な話でございましたので、そこまで調べたわけではございません。本人から直接聞いただけの話でございます。

○本岡昭次君 疑いを絶えず持つというのはよくないと思いますが、この牧山さんにかかわる問題は、絶えず疑いの目で見ていかなければならぬという状態に私はなっています。だから、林さんが、私の預金を取り崩して滞納金の穴埋めをしたんですと、こうおっしゃられても素直に納得できません。私は、あつてはならないことですけれども、健保組合の金が流用されたのではないかと、疑いを持っているんです。だから、この疑いを晴らすためには、個人の預金から確実にそのお金が引き出されたという裏づけをやってもらわなければ

ればこの疑いは晴れないわけです。絶対にその流用はない、こういうふうに言い切れますか。

○政府委員(吉村仁君) ただいまの段階でそういう断言はいたしかねます。

○本岡昭次君 したがって、健保組合の金が流用されたかされていなかったのかという問題について、これは健保組合そのものの経理の調査あるいはまた本人の話を裏づける預金の引き出し、それをしっかりとひとつ厚生省の方で確認をしていただいたいのつもりですが、よろしいですか。

○政府委員(吉村仁君) 個人の貯金を引きおろしたかどうかということについては、御本人の納得を得なければならぬかむしろかしいと思いますが、健康保険組合に対しての調査というのは私どもの権限でできますので、その調査をいたしたいと思ひます。

○本岡昭次君 御本人が身のおかしを立てるためにそれはやっぱりはっきりとそこところは当然私はされるべきだ、こう思うんです。だから、その点も含めて調査をお願いをしておきたい、このように思ひます。

また、それに関連して、私たちの調べでは、健保組合の取引の口座のある銀行と林さんが自分の私的な預金の口座を持っておられるところが、私たちが調べたら、四つの銀行が全部健保組合の口座もあるし林さんの口座もあるしというふうなことで、だから直接どうだというふうに言ひませんが、何か公私という問題について、明確に常務理事としての責任を行使するということについて疑点があるように思ひますので、ひとつ明確にこの問題についての調査をお願いしたいと思ひます。

そして、いまの問題で念書が入れられているんですね。その千七百万円を借りたことについて念書を牧山氏が林さんに対して入れているんです。この念書を読みますと、こういうことが書いてある。

私、医療法人社団浩徳会都病院、会長牧山一昌は、五月三十一日付の貴組合に対する、従

業員の健康保険料金及び延滞金等の納入に関する不祥事に対し、貴職に多大なる迷惑をおかけした事実に対し、ここに深く謝罪し、次の事項を約定いたします。

一、昭和五十七年五月三十一日現在(昭和五十六年六月分より、同五十七年二月分まで)当法人の従業員健康保険料金及び延滞金等の滞納金 合計一七、四七七、八二八円也であることを確認した。

一、右全額を個人、林和子殿より借用し、保険料金の滞納分に充当した。

一、右借用した金額の返済については、来る六月十五日に金五、〇〇〇、〇〇〇円を返済し、残金二、四七七、八二八円也については、東善光寺所有地(札幌市南区中ノ沢一七六四ノ一外四七筆八四、〇〇〇坪)の売却次第に金額を一括返済することをここに約定いたします。

一、右返済出来ない場合はいかなる処置をなされてもならぬ異議申立をいたしません。以上を確約し後日のために連名で念書を差入れます。

このような念書を入れておられるんですね。この念書についても厚生省御存じですね。

○政府委員(吉村仁君) いたしております。

○本岡昭次君 それで厚生省、この念書によると、六月十五日に五百万円返済する、こういうことになっているんですが、これは返済されていま

そういうことはされておりますか。

○政府委員(吉村仁君) 抵当権の設定は行われていないと聞いております。

○本岡昭次君 私は、結局のところこれは返らないと、こう見るんですね。牧山さんがこの約束をきちっと実行するということは恐らくできない現在の状態にあると思うんです。

だから、初めに戻りますが、もともと林さんは、その都病院の現状はよく御存じだったはずで、そしてまた、いかに常務理事といえ、一千七百万円という大金を私的に貸すということは、絶対にそれが返ってくるという、いろんな意味での保証を得られなければ常識では貸せないんです。

が、しかし、自分のお金をこうした念書一本で貸しておられる。個人のお金ですから当然利子を請求しても構わぬと思うんですが、それは何もされていないわけで、私はこの問題について、林さんが常務理事としてやってはならないことをしたというその責任の問題が一つあるけれども、しかし、ここにはっきりしていることは、林さんは牧山さんの被害者になっているということですね、ここで、お金は返ってこないですよ、これ。こういうことがその後の事実でも判明しているということなんです。

厚生大臣、こういうことが起こっている。これは一つの事例で、こういうふうに挙げるとこれはたくさんあるんじゃないかと思うんですが、どういうふうにお考えになりますか、この一つの問題をとりまして。

○国務大臣(林義郎君) いま、本岡さんのお話を聞いておまして、これは牧山さんというのは大変な人だなあと思うところがあります。先生も大変よくお調べになっておられるようでございますし、国会の場でこうした事件を取り上げての御発言でございますから、先生の御指摘は相当の意味を持っているお話だと思つて傾聴しておつたところでございます。

実は、正直申しまして私の方はまだ先生ほど、事実関係をよくつかんでいないのが残念でございます

ますが、いまのお話のようなことで、たとえば健保組合の林さんというのに金を借りておったというふうな話になりますと、やっぱりそれは医療法人の理事長としてはふさわしくない行為ではないかと私は率直に思うわけでございます。牧山理事長が、病院は破産に追い込み、実質上の経営責任は放棄している。この前もお話しがありまして、組合の方々に給料が払えないというふうな話もございました。そういったようなことからすると、これは経営者としては非常にまずいやり方だろうと、私はこう思うわけでございまして、その辺はやはりその責めを負ってもらわなければならぬものではないかと思ふんです。

ただ、健保保険組合との話は、事実をもう少し調べてみなければあれですが、お話を聞いたところでは、常務理事さんとの間の個人の間の契約になっている。個人との間の契約になっておりますから、個人でいろいろな金銭の貸借をするということになりますと、あくまでも個人間の話でありますから、どういふ契約をしてもよろしかろうという話になるわけでございまして、ただそれが、その林さんというのが健保保険組合の常務理事をしておられると、こういうことで、健保保険組合という公的なものに累を及ぼすようなことがあつてはこれはならないだろうと思ひますので、その辺はさらに精査してみなければならぬ問題ではないか、こういうふうな思ひているところでございます。

○本岡昭次君 いまの大臣の御答弁でもういいんですけれども、ただ、いま大臣がこれは個人の問題であらうからおっしゃいました。確かに個人対個人の貸借関係になっていきます。しかし、その金書を先ほどわざわざ読みましたけれども、個人対個人の貸借関係なら、何月何日にこれだけのものをお返ししますというものでいいでしょう。いついつまでに返してくださいと。なぜわざわざここに、「健康保険料金及び延滞金等の納入に関する不祥事に対し、貴職に多大なるご迷惑をおかけした事実に対し、ここに深く謝罪し、次の事項

を約定いたします」と、こうやっておるんです。だから、これはちょっと私、個人と個人の名前になっていますけれども、はつきりここに、健康保険料金及び延滞金の納入について、貴職にひとつ力をかけてくれと。しかもこの中に、私の借りのお金は滞納金あるいは延滞金でありますというところでね。しかも、その返済については、いま問題になっております東善光寺の持つておる、霊園をやるうとした土地を売って云々とかということ、まあ言ってみれば両者が、それぞれは私的な形かもしれませんが、しかし、はつきりとお互いに医療法人社団徳会都病院従業員全員の健康保険料金及び延滞金等の滞納金の支払いというきちつとした公的なものに私的な関係で充当したと、こうなっておるんですからね。

ここは厚生大臣の方も、個人の問題だということではなくて、これからこうした問題について、個人がこう肩がわりしていつて、それで具体的に起こっている問題を糊塗していくというふうなことになるれば、これは大変です。実際、絶えずこういうことが行われたら。だから、厚生省がそれは個人だからといって逃げたんでは、これは厚生省としてはぐあい悪いと思ひますので、くどいようですがもう一度この問題に対する、解明に対するお答えをいただきたい。

○国務大臣(林義郎君) 先生御指摘のことは、私もよくわかるんです。健康保険料の支払いをしなればならないという公的な債務でありますから、その債務を完済するために解怠があった、こういうことでございまして、それは私はやはり公的な債務として考えていかなければならないものだろうと思ふんです。

まあこうした形で借金を方々にしている、先ほどもお話しがございました宗教法人まがいのものまでやっているというふうな話とか、何か弁護士法の七十二条にも違反しかねないような話もあるとかいふようなことがあつて、これはあつちもつちも金を借りまくつて、あつちからもつちからも持つてきておると、こういうような感じを非常に受けたわけでございまして、むしろそういう形で医療法人などを経営されるというところとは非常に困る話ではないかと、私はこう思つておるところであります。特に、医療法人が北海道の土地を売買してどうだこうだということ自体は、私は、医療法人の本質論から見ましてきわめて不適切な話である、これは何とかやつぱり処置をしなければならぬものだろうと、こういうふうな考へておるところでございます。

○本岡昭次君 私も大臣のおっしゃるとおりの考へ方をしているんですが、そういう状況の中でこの都病院では牧山理事長以下理事が退任をして、それでかわつて下山松蔵氏などの何人かが今度新しく理事会を構成をするというふうなことも、これは三月から四月にかけていままた起こり始めていふんです。それも通常の状態で起こってくるなればいいんですが、東京都杉並区浜田山に樺島病院という総合病院があるんです。それで、その院長でありオーナーである能勢勇一というお医者さんがことしの二月に亡くなられて、この病院がいふんな内部の事情もあつて売りに出たんです。それで、その売りに出た病院に対して、先ほど言いましたように牧山理事長以下理事がかわつて新しく都病院の理事になろうとする方が二人そこに行つて、今度私たちが都病院を買収するつもりになりました、それでこちらの病院もこう思つていふんです、できれば私たちの法人の本部を樺島病院の方に移したい、そして、その樺島病院

の方から何人かひとつ理事として入ってもらつたらどうだろうかというふうな話を持つていった。樺島病院の方では、どうも話がうま過ぎるというところでいろいろ調べてみたんです。都病院の実態を。そうすると、どうもこれは問題があるというところで、その断りを内容証明もつて樺島病院に求められた方と、出出したというんです。ところが、二人来たそのうちの一人は、そんなところにおりませんといつて内容証明が返ってくるというふうなことがいまここに起こつています。

そして、その都病院の経営について、いま牧山氏から下山松蔵さんといわれる方のところへ引き受けてもらう、引き渡していくというふうなことがいま起こりつつあるんですね。そして、その都病院の運営の問題と二十九億に上る負債の整理を下山さんが行うということになっていきます。また、都病院の未払い経費、職員の賃金とか一時金とか退職金とか、一億五千五百三十一万円を三回に分けてこの下山松蔵さんが牧山一昌氏に渡すというふうなこともその中で行われているんですね。その一方で病院が競売に付されているというふうな事象の中で次々と起こっているんですね。いま私の言いました、この都病院で現在の牧山理事長以下が退任して、かわつて新しい理事が出てくるというふうなことは、どうですか、厚生省の方でつかんでおられますか。

○政府委員(大谷隆郎君) ただいま先生からその事実を伺いましたが、私どもとしてはまだ把握をいたしておらないわけでございます。○本岡昭次君 まあ事実をつかんでおられないなら、早急にこの事実関係をひとつつかんでおいていただきたいと思います。都病院自身は競売に現在付されているわけなんです。そして、その競売の価格というのは約九億七千万円で一方競売をされているのは約九億七千万円、このいまの理事会をかわつて都病院に負債を引き受けようとしておられる下山松蔵さんは、九億七千万円で競売に付している

要するに、いま言いましたように、被害が次々と広がって、これから何が起くるかわからぬというふうな状況でございますから、これ以上、もう少し調査をしてみなければとかいうふうなことは許されないのではないかと私は思います。この都病院の問題を論議する当初、厚生省としてはやはりこの理事会の責任者の人事の問題にかかわって、行政勧告というふうな形ではつきりと態度を示さなければならぬだろうというふうな意味合いのことをおっしゃって、そしてずっと今日まで

○本岡昭次君 それでは警察 検察の方もおつき合いを願ったんですが、いま厚生大臣にお約束いただいたように、行政勧告の問題も検討するということ、まあ検討するということはやっていただくということに私は理解して質問は終わるんですが、警察あるいは検察の皆さんもこれは法の番人として、いまいろいろ告発されているこ

老人保健法が二月一日からスタートをいたしました。この日から、十年間無料でありました七十歳以上ののお年寄りも一部負担金を医療機関の窓口で支払うことになりました。この一部負担金の導入をめぐるのは法案審議の過程でも論議の焦点になっております。そういう中での実施ということ、地方自治体が自治体の単独事業で無料化を実施するかどうかということが注目されていきました。衆議院の社労委員会でもこの問題についての論議がされておりますし、私たちの調査でも、千葉県の習志野市、長崎県の西彼杵郡香焼町あるいは岩手県の沢内村、さらに大阪府の一部等では引き続きいて無料化を実施をしているというふうにつ

○本岡昭次君 泉段階で一部負担を導入れた形で六十五歳以上の単独の上乗せ——上乗せというふうに言わしていただきますが、があるという実態と、三十一の市町村で七十歳以上についての無料

化、一部負担というものが無い無料化ということ
がいま行われているというお答えをいただきました。

そこで、二月一日にこの老人保健法がスタートをして、全国三千三百の地方自治体全体の中では、いま御報告のありましたような状況、実態が、地方単独事業としてあるのですが、これについて政府の態度なり方針というものはどういうふうに持っておられるんですか。

○政府委員(吉原健二君) 老人保健法の中に「地方公共団体は、この法律の趣旨を尊重し、(一)適切な施策を実施しなければならない」という規定があるわけでございますが、そういう規定が現行に照らしましても、従来どおり都道府県なり市町村が無料化という形の単独事業を続けられることは、私どもの立場から見ますと決して好ましいことではない、適切な施策ではないという考え方を保持しております、そういう考え方に基づきまして、従来の単独事業の見直しを私どもからはお願いをしておったわけでございます。

今後ともそういう考えた方で、やはり引き続き従来同様単独事業を進められる市町村につきましては私どもとしてはお願いをしてまいりたいというふうに思っておるわけでございます。

○本岡昭次君 老人保健法の趣旨を尊重しとおっしゃいましたが、問題は、やはりいまあなたがおっしゃったように「趣旨を尊重し」というところにかかってくると思いますね。だから、適切であるのかないのかということも、その趣旨そのものを具体的に尊重した形になっておればこれは適切であり、そうでなければ不適切だということになると思うんですよ。

そうすると、一体この趣旨というのはどういうふうに考えていったらいいんですか、老人保健法の趣旨。

○政府委員(吉原健二君) 老人保健法の趣旨とい
いますか、ねらいというものは、法案審議のとき
に十分御審議をいただいたわけでございますけれども、
一つがやはり壮年期からの予防保健事業を、

総合的に推進して健康な老人づくりを目指すというところでございますし、もう一つが、これからもう老人医療費というのは相当ふえていくだろう、そういうった老人医療費というものを国民みんなで公平に負担をしていこうということでございまして、そういった費用負担の公平という考え方の中に老人の方自身にもわずかな一部負担をお願いしたいということがあるわけでございます。それをはり国の考え方、法律の考え方として全都道府県、全市町村において同じような考え方では老人医療費というものを負担していこうということでございますので、法律ができた後、なおかつ特定の市町村あるいは特定の都道府県において、自分のところだけ是一部負担は取らないというようなことは、やはりこの法律の趣旨に照らしまして、私どもとしては適当とは言えないというふうに思

〇本岡昭次君　まあ負担の公平化という問題は、抽象的に言えばそれでいいんですが、しかし乱診の公平化というものが出てきたのは、やはり乱診の乱診によつて老人医療費に非常にたくさんのお金がかかるようになったというところから負担の公平化というものが一つの原則のように出てきたと私は理解をしているんです。だから問題は、乱診乱療、これに歯どめをかければ——負担の公平化というのは、その言葉自身の持っている意味としてそれは正しいし、意義があると思うんですが、しかしそれが独立しているんじゃないかって、それが導き出されるその大もとは乱診乱療、それが原因となつて老人医療に非常にたくさんのお金がかかるといふことであらうと私は思んですよ。だからからな問題は、その老人医療にお金がたくさんからなといふことが現に実態としてあるかどうかといふことが、私は、理屈じゃなくて実態の問題としての論議が必要ではないかと、こう思うんですよ。ね。だから、いま多くの単独事業をやっているところ、いまあなたのおっしゃったように、健康な老人づくりという最も基本になることに對してどういふことをやっているのかといふことです。

ね。

それと、それでは乱診乱療というふうなことがあるのかないのか。あるいはまた、ほかと比べて医療費そのものが非常に高額な形で保険そのものを圧迫するような状態になっているのか。むしろ上乗せをしている、単独事業をやっているところが改善をされていっているのかどうかという、そここのところの方が本当は厚生省が見ていかなければならぬところじゃないんですか。一つは健康な老人づくりを本当にそれを自治体が行っているのかどうかということと、乱診乱療を防止して、そしてできるだけ医療費がかからないように努力しているかどうか。それが私は厚生省が押さえるべきポイントであらう、こう思うんですがね。その点いかがですか。

○政府委員（吉原健二君） おっしゃるとおりだと思います。

それで、いま申し上げました、今後とも単独事業で無料化を続けていこうとしている市町村でどういった保健事業をやっているかということでございますけれども、私も率直に申し上げます、三十一の市町村で無料化をやるうとして、わけてございますけれども、私は、沢内村以外はそういった保健事業というものはほとんど老人保健法が考えておるような形では現在はまだやっておられないと思います。沢内村は確かに二十年も前からこういったことに力を入れてきておられます、相当成果を上げてきておられます。老人の一人当たりの医療費というものは、岩手県のその他の市町村、それから全国的に比べましてもかなり低いという実績を上げられていると思いま

それからもう一つ、一部負担をお願いしました趣旨の中に、私どもやはり乱診乱療に歯どめをかける、行き過ぎた受診について自制をしていただくとか、あるいは御注意をしていただく、これが一部負担をお願いする一つのねらいである、趣旨であるということを申し上げてきたわけですから、

ども、確かにそういうふうな思いを持っております。しかし、それは、医療費が低ければもうその必要はないんだということではございませんで、やはりこれからますます老人人口の増加に伴いまして医療費がふえていく、そういった中で医療費の増加というものは、必要な医療はもちろん確保していかなければなりません、できるだけ医療費の増加というものは適正なものに抑えていくという考え方は必要だろうと思います。そういったことから、全部の市町村で同じような一部負担をお願いしようということにしたわけでございまして、やはりそういった考え方は、各市町村、各都道府県で同じような扱いにしなければいけないのではないかと、いうふうに思うわけでございます。

○本岡昭次君 国は、法律ができたから全体として一律でなければならぬという当然厚生省としての筋論を展開される。それはそれで厚生省の立場はあろうと思います。しかし、地方自治体は地方自治体としての、先ほど岩手県の沢内村の例をとられましたけれども、いままでも独自の努力を積み重ねてきたところがあって、厚生省は厚生省なりにその評価をされる具体的な中身を持っていきます。とすれば、一方で是全国一つの法律のもとにという枠があったとしても、一方ではいままでの実態の中で実績を上げている。実績を上げているということは、他の市町村もこの岩手県の沢内村に学んで、またその経験からいろいろ教えてもらって、自治体としての取り組みによって老人保健法の意図するその趣旨というものを実施していくことは不可能でない、こういうことを私は考えるんです。

だから、法律ができたんだから全国一律にという形じゃなくって、そうした地方自治体がその趣旨に沿ってその趣旨を具体的に実現するための方途として単独事業というふうなものが進められることについて、国が大きく制約を加えるべきでないという、私はそういう基本的な考え方をやはり持つんですが、厚生大臣、いかがでございますか。

○国務大臣(林義郎君) 老人保健法にわざわざ規定がございまして、「地方公共団体は、この法律の趣旨を尊重し」、「適切な施策を実施しなければならぬ」という規定があるわけなんです。ですから、地方公共団体はそれぞれの立場においていまの趣旨を踏まえてやっていただくことがわれわれとしては望ましいことである、こう考えておるところであります。いま沢内村のお話が出ましても、沢内村は沢内村で独自の形でこの趣旨を十分に尊重しながらやっておられるものと私は思っております。

本来、福祉の問題というのは、地方自治法にもございまして、地方公共団体の最も考えなければならぬ施策の一つでございまして、法律の趣旨、この老人保健法の趣旨と地方自治法の趣旨とを十分に照らしてやっていくということが私は非常に望ましいことではないか、こう思っております。ただ、私の方からお願いしてありますのは、沢内村の例がいいからほかにも全部いいんだと、こういうことにはならないと思えますし、老人保健法でやっぱり全国一律にやっていただくということが望ましいことだろうと思っております。

一つには、老人の一部負担と、こういうことを申しましたけれども、老人に一部負担をしていただくということになっておりますが、私、考えますのに、人間本来は健康でなければならぬんです。健康が常態なのでありまして、病気になるのは異常な状態である。異常な状態になったときに、まず家庭でいろいろと療養をする。病院に行つて診てもらふというものは、それではやっぱりいかぬときに行くわけでありまして、それには相当の金がかかる。コストがかかる。やっぱり、その中でコストがかかるということを意識をしてもらわなければならぬんじゃないか。そういふことで私はこの一部負担というものが入ってきているんだらうと、こう思います。ねらいは乱診乱療を抑えることであるということでありまして、さらには、やはり本当に健康というものは

何かと。健康というのはお互い個人個人がやっぱりまずは基本的に考えていくべきことだ、こういう私は精神がこの中に入っているんだらう、こう思っていますので、御理解を賜りたいと思う次第でございます。

○本岡昭次君 考えることは私も同じなんです。ただその方法手段が、一部負担という方法をとってそういう意識を持たせるか、あるいはそのほかでもやれるんじゃないかというところではないかと思うんですね。だから、ここでこの議論を続けても、現に法律があつてというところに依拠される限り、これはもう平行線になります。やはりその一部負担をしないと、乱診乱療を防ぎ、そして老人の健康づくりというものを地域社会がつくり上げていく、地方自治体が本気になつてそのことを取り上げていくということが進んでいけば、私は一部負担という、金によって制約を加えてそのことを制度的に抑制するということにしないでいい、こう思うんですが、これは私の意見として申し上げておきます。

そこで、それに関連しまして、五十七年度から老人保健法実施に伴つて老人保健臨時財政調整補助金というものが計上されているんですが、これは地方にどのような基準で配分をされるお考えですか。

○政府委員(吉原健二君) この老人保健臨時財政調整補助金といふのは、老人保健法の実施に伴つて市町村の一般財源での負担が従来よりもふえるわけでございます。大ざっぱに申し上げまして、従来は大体三割程度の一般財源による市町村の負担であつたものが五割ぐらゐになるわけでございますが、市町村によつてはそういう負担増が相当大きな額になる市町村がある。それからもう一つは、市町村の財政力によつてはそれが非常にきつたということも考えられるということがございまして、その総体としては大変わずかな金額でございます。五十七年度は二月実施ということで一カ月分でございますので、まあわずかに二億八千万というさやかな金額でございますが、

そういう財政的に非常に苦しい市町村、法律どおり実施することによつて財政が非常に負担が重くなつてきつ市町村に対して、わずかながら御援助申し上げたいという趣旨の補助金でございます。

そういうことから、実際に具体的にどんな要件で補助するかといふと、四つのことを考えているわけでございます。一つは国民健康保険事業における高額療養費のシェアといふ支給割合がその県の平均に比べて相当高いということが一つ。それから二番目に、医療の受給対象者が、従来の老人福祉法当時と比べて、かなり老人保健法の実施によつて支給対象者がふえるということが二つ。それから三番目に、その市町村において国民健康保険における医療費の適正化対策といふものが十分行われているかどうか。たとえば医療費の適正化事業といふものが十分行われているということが三番目。それから第四に、老人保健法による医療の実施が法律の趣旨に即して適正に行われているということが四番目。以上の四つの要件を満たしている市町村で、なおかつ、たとえば財政力指数といふものが非常に小さい、具体的に大体一以下という市町村、特別区を対象にこの補助金というものを支給をするということにしていただいております。

○本岡昭次君 五十八年度は二十二億円という予算が組まれているようなんですが、そこで先ほど論議いたしました自治体で無料化ということをする単独事業として実施しているところですね。そういうところは、四番目に言われた新しい老人保健制度の趣旨に沿つた運営を行っていないということになって、この支給要件から除外されるということになるんですか。

○政府委員(吉原健二君) まあ、端的に言いますとそういうことでございまして、法律の趣旨に即してきちんと医療をやつていただいているかどうかといふと、私どもの目から見ますと、やはりどうも必ずしもそれは言えないということと、

それからもう一つは、いま申し上げましたように、この補助金の趣旨というのは、やはり財政的に苦しい市町村、本当にやりたくてもできない、いろんな事業ができない、そういう市町村をささやかながら御援助申し上げるという趣旨の補助金でございます。大体がそういう単独事業をやつておられるところは財政的に余裕のあるところではないと実際問題としてできません。そういう観点から事実上単独事業をおやりになっているところは除外されるということでございます。

○本岡昭次君 実態的に除外されるということであれば納得するんですが、制裁的にやっていると。法に即しては私はどうしても納得できないかという問題を、ただ法の法律どおりにやつたかどうかということだけに短絡的に見ないで、地方自治体が本当に厚生省が言っているように、健康な老人づくり、四十歳から挙げて健康な町づくりといふものをどう進めて、そして結果として乱診乱療をとめて、そして医療の適正化ということにどう自治体を取り組んでいるかという具体的な中身の問題で判断をしてやる、そこに地方自治体が地方自治体として、本旨に基づいて本当に活用する場があるように私は思つて仕方がないんです。

だから、いろんな問題で制裁を加えていって、そして地方自治体を金縛りにしない、そして具体的な中身でもって指導をするというふうなやつてもらいたいですよね、具体的な中身で。そうではないと、私は地方自治体がこうしたこと、地方自治体の一番中心にやらなければならぬ福祉の問題に関して芽が摘み取られてしまふ、私はこういう心配をしますので、その点だけはひとつ声を大にして要望しておきたいと思ふんですが、ひとつ林大臣に一言いただいて次の問題に入りたいと思います。

○国務大臣(林義郎君) 私も、これをもつて何か制裁、ペナルティーを課すとか、そういうことではないと思つてございまして、先ほど事務局

から御説明申し上げましたように、まあいろんなことを地方自治体でやっていたのに、わりと財政的な余裕があればやれるんだが、もう財政的に非常に厳しいというようなところについていろいろの御援助を申し上げてやっていたというものがこの趣旨でございまして、ただか全体として二億八千万円と、こういうことでございまして、三千三百のところが配つちやたらもう大変わずかなことになる。こんなばらまきをやるより、やっぱり本当に困っている市町村に差し上げてうまく事業がやれるようにするのがこの趣旨ではないかと、こう考えておるところでございまして、これをもち、何か見つけて、こいつ国の言うことを聞かぬから何とかいじめてやれなどというようなことは全然こちらの方も考えてないというところでございます。ただ、結果といたしまして、いろんなことをやっておられるところがこの補助金の対象にならないという結果が実質的に出てくることは、私はこの制度の趣旨からしてこれやむを得ないことではないか、こういうふうに思っているところでございます。

○本岡昭次君 次に、老人保健法施行に伴うもう一つの問題は、診療報酬の点数の改定に伴って、老人病院等いろいろな異変と言ったら大げさかもしれませんが、新聞紙上いろいろ問題が出ております。私もよく聞かれるんですが、入院中のお年寄りが突然退院を求められた、何とかしてくれという個人的な話が参ったりもいたします。

それで私も調べてみたんですが、それは、新しく老人診療報酬が変更されて、老人が診療を受ける場合に何か三つの部類に分けられるというところから一つの原因があるということがわかりました。その一つが、老人患者が少くない一般医療機関、二つ目が、主として慢性病の老人を入院させるねらいで知事の許可を受けた特例許可老人病院、三つ目が、許可を受けず入院中の老人比率が六割以上の特例許可外老人病院ということになって、どこに入院するかということによって医療なり診療の中身が違ってくるというところから問題

が起きているようですが、特にこの特例許可老人病院、特例許可外老人病院、こういうふうに分けられたわらわらというところはどこにあるんですか。

○政府委員(吉原健二君) 老人の病気に若い人と違っている特性といえますが、特徴がございまして、改めて申し上げるまでもないかもしれませんが、やはり脳卒中とか心臓病といった循環器系の病気が多い。一たんかかると非常に治りにくい、あるいは寝たきりになる、入院期間も長くなるといったような慢性的な病気が多いわけでございます。

それで、今度の老人の診療報酬を定めます基本的な考え方といえますのは、老人保健法を御審議いただいたおきです国会審議の段階で再三申し上げてまいりましたように、老人のそういった心身の特性なりあるいは病気の特性というものを踏まえた合理的な診療報酬をつくるということであつたわけでございます。やはりそういった慢性疾患の多い老人については、それにふさわしい医療なり、あるいは医療よりもむしろケアといえますか、介護といふものに重点を置いた、あるいは重視をした診療報酬というものををつくるということにしたわけでございます。

こういった基本的な考え方に立ちまして、従来の病院といえますか医療機関というものを普通の一般病院、若い人を中心にした一般病院と、それから七十歳以上のそういった慢性疾患の老人の方を主として入院させておられる病院と分けて考えていこうじゃないかという考え方に立ちまして、そういった老人の慢性疾患を主として入院させておられるいわゆる老人病院については、診療報酬の面でもそれにふさわしい診療報酬を設定していただく。基本的には一般病院と同じでございますけれども、部分的にそれにふさわしい診療報酬というものを考えていく必要があるんじゃないかというところから、こういった制度を設けてまして、まず、そういった主として慢性疾患を持った老人の方を入院させておられる病院については許可を受

けていただく、医療法上の許可を受けていただくことにしまして、そういった許可を受けられた病院については医師なり看護婦の基準というものを一般の病院よりも緩めることができることにする。看護婦で言いますと、従来は四人一人の看護婦さんを普通の病院は置かなくてはいけないんですけれども、そういった許可を受けた老人病院については六人に一人でいいようにする。そのかわりに、もっとお世話が、介護、ケアというものが十分できるように、そのための職員が置けるようにするという考え方を取り入れました。それからもう一つ診療報酬の面では、そういった介護職員を置かれた場合のことを想定をいたしまして、特別の介護料、寝たきり老人等の特別の管理料というものを設けまして、一般病院にはない点数、料金算定を認めるということにしたわけでございます。

私も、従来いわゆる老人を主として入院させておられる医療機関は大部分許可を受けられるだろう、また、受けていたいただきたいということで考えているわけでございますけれども、実際問題として、老人はたくさん入っている、大部分が慢性疾患患者である、しかしながら、どうも許可を受けるのはいやだといえますか、やはり一般病院としてこれからはやっていきたいんだと。救急もやっているし、あるいは、老人の収容比率が高いのもそれは地理的にあるいは地域的に老人の人口比率が非常に高いからだと、過疎であるがゆえに、僻地であるがゆえに高いからだ、決して老人だけをやっていこうというところは必ずしも考えていないんだというような病院もあるかと思えます。そういった病院については特例許可外、必ずしも許可を受けなくても従来どおりの運営がやっていけるような診療報酬にしたわけでございます。

それからもう一つ、実際問題としてこれは余りあつてはほしくないといえますか、ないはずなんですけれども、本当は許可を受けたいんだけれども、許可を受けるほど医師なり看護婦というものがまだ十分ないという病院も現実問題としてど

うもあるようでございます。そういった病院についてはやはり特例許可外病院として扱っていくというところにいたしました。そういった特例許可外の病院につきましては簡易な検査、非常に基礎的な、基本的な簡易な検査なり処置については包括をするという診療報酬にしたわけでございます。そういったことで、医療機関なり病院の入院患者の実態、病気の実態、そういったものに見合った診療報酬というものををつくったということでございます。

○本岡昭次君 それで、一番最後に言われた特例許可外老人病院というものがどの程度になりますか。条件が整えられないというところになるんじゃないかと思うんですが、どの程度になると予想されますか、この特例許可外老人病院というものは。

○政府委員(吉原健二君) 実は、老人病院の実態というものが、従来必ずしも私どもそれから医療局においても、はっきりした実態といえますか、数というものを掌握しておりませんで、大ざっぱに申し上げますと、医療機関が大体九千あるわけでございますが、老人の収容比率といえますか、入院患者の比率が六割以上の病院が大体五百から千ぐらいあるのではないかと推計をいたしております。そのうち大部分、恐らく九割ぐらいは特例許可の対象になるんじゃないか、特例許可を受けられるんじゃないかというふうに思っております。残りの一割、ですから五十から百ぐらいが特例許可外病院として残らざるを得ないのではないかと、こういった推計をいたしておりますが、現在のところまだ結果が出ておりませんが、はつきりしたことは申し上げられないわけでございます。

○本岡昭次君 特例許可外老人病院問題については、具体的な実態をつかんで、この社労委員会でも議論をさせていただきまして、一般病院としてやっていきたいというときに、七十歳以上の老人が六割を超えないようにしなければならぬということに

○本岡昭次君 いや、嚴重に注意するという、それは厚生省の立場からはそうでしょうが、老人保健法を施行して、その後この老人診療報酬という問題について改正を行って、病院も三種類に分けて——私は特例外病院における診療の内容について、時間がありまさんからあえて触れませんでした。次にまたやりますけれども、とにかく、どういうのですか、いろいろ説明を聞きますと、非常に合理的な、老人というものの特性になつた診療をやるということのように聞こえるんですが、しかし実態として起こつてくることは、病院の経営にしても医者にしても、診療報酬によって経営が成り立っているという嚴然たる事実というものの

てお年寄りを引き受ける施設というものがまだまじうにもならないわけ、また地域社会も介護としてお年寄りのような状態で、治療と介護が混然一体の不十分のようないま病院の中にあるわけで、このころを法律を盾に振りかざして、余り短兵急にとこの問題の対処に当たるといふことは、私は法の趣旨からいっても適切でない。もう少し実態との整合性というものを考えて、時間をかけて老人の医療の問題と介護の問題と、そしてそれを全体として高齢化社会に向かつての福祉の問題として支えていく基盤をしっかりつくっていくということであらなければ、医療の面からだけばつさばつさ

けるということば、私も間違っていると思うわけでありまして、やはり老人の持つていられるところの病氣の特性というものもあるでしょう。一遍の病氣にかかると、一つの病氣だけでなくてたくさん病氣にかかれるということもあるし、なかなか慢性的な疾患になつて病氣が長引くということもあります。ありますが、病院に入るということは、やはり治すということが目的でありまして、いつまでも病院におつてそこで死を待つという形では私はいかぬのだからと思うのです。病院というのはあくまでも健康な体に治してもらふと云うのが基本的な話でございますから、私はそれをやつていかなければならないのが病院の基本的

す。

高齡化社会を控えまして、老人の問題というのは大変大きな問題になるということを私も十分認識しておりまして、医療の問題、年金の問題、その他の問題にわたりまして一生懸命努力いたしました、こういうふうに考えていることを申し上げます。

○委員長(目黒今朝次郎君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

午後零時二分休憩

午後一時五十分開会

○委員長(目黒今朝次郎君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。

午前に引き続き、社会保障制度に関する調査を議題とし、厚生行政の基本施策に関する件について質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○田代由紀男君 二月一日より老人保健法が施行されておりますが、この法律は高齢化社会の到来に対応した社会保障制度を確立した画期的な法律であります。まず、この老人保健法の実施上の問題点について、二お伺いします。

第一に、老人保健法の眼目である保健事業についてお伺いしますが、保健事業の推進については、保健婦を初めとするマンパワーの問題、それから保健所等の施設、設備の整備等の必要性的問題がありまして、これらに国、地方が一体となって真剣に取り組まなければならないことはもちろんであります。そのためには地元の医師会等、各方面の関係団体との話し合いを十分にやっていく必要がありまして、その地域に適した最も効果的な事業の推進の方策としてどのようにこれを実施していくかという、その方針についてお伺いいたします。

もう一つ、したがって、健康診査の受診率をどのように引き上げていくかということが一つの問題点であります。これは保健所ばかりに任せておいてもなかなか十分に行き届かない点がありまして、どうしても地元の医師会等に委託して実施させるという方途もあわせて講じながら効果を上げる必要があると考えるわけでありまして、こうした保健事業の実施方式等について、厚生省はどのような指導方針によって都道府県、市町村を指導していらっしゃるのか、この点についてまずお伺いします。

○国務大臣(林義郎君) 田代先生には、平素大変

いろんな点におきまして御示唆をいただいておりますことをこの機会をかりましてお礼を申し上げます。と思います。

いま御指摘のございました老人保健法の施行に伴いまして、地域医療体制、地域の医師会の御協力をお願いいたすことが必要ではないか、それをどうしてやっていくのかというのはいまそこをどうもな御指摘のございました、私もどうもそういって観点で各地域の医療団体と常に密接な連携をとりながらやっていかねばならないと考えているところでございます。今回医療法の改正を出しまして地域医療計画の策定をいたすなど、諸種の施策を講じているところでございます。

また、健康問題につきましても、具体的にどうしていくのかという御指摘もございました。また、全く御指摘のようなことが非常にこれからじみちややっていかねばならない、またむずかしい点だろーと思ひますし、せつかく老人保健法という画期的な法律を国会におきまして可決、成立させていただいたわけでございますから、その御趣旨のとりまとして最大の努力を傾ける決心でございます。

具体的なお話につきましては事務局より答弁をさせることをお許しただきたいと思ひます。

○田代由紀男君 次に、金の問題が伴うわけでありまして、保健事業に都道府県や市町村が創意工夫を生かしながら熱意を持って取り組んでいくとしまして、これに必要な予算措置がどうなっていくか、これは保健事業はかけ声倒れに終わってしまうわけでありまして、厚生省の予算を見ますと、五十八年度では百四十四億、前年対比で約七割増しとなっております。マイナスイノベーションの国家予算の中でも格段の配慮がなされておられるわけでありまして、それでもなお補助単価が実勢に追いつかない面が見られます。契約単価と基準単価との格差が見られます。こういう面について改善の必要があると思ひます。今後一層都道府県や市町村の意見をくみ上げながら、さつき質問がございました財政調整補助金の問題等もあります。

で、予算の充実を図っていただきたいと思ひまして、この点について厚生大臣の所見をお伺いいたします。

○政府委員(吉原健二君) 保健事業の総合的推進ということが老人保健法の最大の眼目でございます。すので、これが実施に必要な予算についても私も最大限の努力をして確保したつもりでございます。

いま総額についてお話ししましたように、五十八年度におきましては百四十四億、五十七年度は、老人保健法施行前の事業費を含めたものでございますが、八十六億でございます。六六%の増額ということになっているわけでございます。ちなみに、二年前、五十六年度は大体五十四億程度でございます。五十六年度に比べますと、五十八年度の予算というのは大体三倍近い保健事業の予算が確保されたという状況でございます。

ただ、この保健事業の予算の内部にわたりまして、いろいろまだ問題点が決まっていなわけではございません。いま御指摘のございましたように、健康診査等の単価につきましてもはるかにまだ十分の面があらうかと思ひますが、実は、老人保健法の施行に伴いまして、この健康診査の単価は大幅な引き上げをしたつもりでございます。ちなみに、胃がん検診は、これまで大体八百九十三円という単価、九百円足らずという単価で予算を組んでいたわけでございますけれども、五十八年度からは二千八百四十二円という大体三千円近い、三・二倍ぐらいに単価の引き上げも行ったわけでございます。できるだけ実勢に合わせるようにというところでございまして、単価のアップを行ったつもりでございます。今後ともこういった実勢単価に見合った予算の確保につきましてもはるかに努力をいたしたい、そのことによりまして老人保健事業として努力をしてまいりたいというふうに思っております。

○田代由紀男君 次に、老人保健法による医療に

ついては、老人の心身の特性にふさわしい診療報酬が決められております。しかし、実際には内容の理解が進んでいないために、関係者の中には非常に不安の声が聞かれるわけでありまして、採算上の理由で老人を拒絶するような医療機関があるのはならないわけでありまして、実際、今回の診療報酬が医療機関に与える影響、たとえば、まじめな医療機関がこれを完全実施することによって大きな損害を受けるようなことはないと思ひますが、そういう面について診療報酬の医療機関に与える影響について大臣の所見をお伺いします。

○政府委員(吉原健二君) 今度の老人の診療報酬を決めるに当たりましては、やはり老人の心身の特性を踏まえた合理的な診療報酬の設定ということと同時に、いま御指摘のございましたように、従来のままに老人の医療に当たってこれら医療機関が、経営の面で非常に困った事態にならないようにということは同時に私も配慮をしたつもりでございます。いろいろ合理化なりあるいは点数の新設等をやっておりますけれども、全体としては、従来の老人医療費の総額といえますか、総枠の範囲内で合理化をし、改善をするという考え方であったわけでございます。したがって、医療機関全体としては、老人医療による診療報酬収入というものが減らない、マイナスにならないという考え方でやっているわけでございます。

ただ、個々の医療機関ごとに見ますと、診療科別、それから老人の多い少ない、それから考え方が、従来の投薬や検査よりも、生活指導とか在宅での療養の促進という考え方でやっておりますので、医療機関によっては、従来の投薬とか検査だとか、あるいは点滴を非常に多目にやっておられたところについては多少の収入面での影響が出てくることもあらうかというふうに思っております。

○田代由紀男君 次に、先ほど本委員の質問にあったわけですが、特例許可病院の問題ですね。特に新しく設けられた老人病院の許可制度

について、許可をとることをためらっておる傾向があります。今度も医師会の幹部と会ってみますと、許可をとると監督が厳しくなつて、後でどうにもならぬようになりはせぬか。百人に三人の医師、六人に一人の看護婦というような制度、これを守れないことになりはせぬかという心配がありまして、医師会で同時に申請をしてやめるときは一緒にやめよう、そういうような話もあるわけでありまして、許可制度の趣旨、内容が明確に指導されてない点がありますので、この点についてはどういふお考えか、お伺いします。

○政府委員(吉原健二君) この特例許可病院の趣旨につきましては、午前中もお答え申し上げましたように、やはり慢性疾患の多い老人の病気にふさわしい診療報酬を設定する。いまの日本の医療機関、病院というのは、若い人もお年寄りも、それから急性疾患も慢性疾患も、皆ごっちゃにして入院治療を行っているわけでございますけれども、先生御案内のように、よその国は、急性患者を入院させる病院と慢性疾患患者を入院させる病院と、ある程度区別して考えているところが多い。また、そういった傾向にあるわけでございますので、やはり老人の心身の特性あるいは病気の特性にふさわしい診療報酬、医療というものをやっていく場合におきましては、医療機関においてもそういったものがある程度分けて考えていく考え方が必要なんじゃないかという考え方に立ちまして、七十歳以上の老人の方をおおむね六割以上入院させておられる病院につきましては、普通の病院と区別した医師なり看護婦の基準を考えていく。それから診療報酬の面でも特別の考え方を入れる。全部が全部じゃございません、基本的にはもう各病院共通のものが大部分でございますけれども、部分的にそういった老人病院にふさわしい診療報酬を考へていくということで今度の診療報酬を決めたわけでございます。いまちょっと御質問にございましたけれども、老人病院について特に監督を厳しくしようとかいうねらいを持っているわけではございません。

第七部 社会労働委員会会議録第七号 昭和五十八年四月十二日【参議院】

○田代由紀男君 次に、老人医療費の増高の原因と対策であります。時間がありませんので要望を申し上げておきます。

国民医療費は年々増加して、いまや十四兆円にもなっております。五十八年度には老人医療費だけでも三兆二千億を超えております。こういう状態でこの十年間で七・六倍にもなっております。これは老人人口がふえることが原因であることはもちろんであります。老人の一人当たりの医療費は年間三十七万円にもなっております。七十歳未満の者の四倍以上になっているわけで、こういうふうな老人医療費に金がかかる原因はどこにあるか。これは、老人にふさわしいよい医療を確保することは大事であります。それを前提としながら、国民の負担が過大にならぬように検討をする必要があると思ひますので、これについて対策を早急に考えていただきたいと思ひます。

次に、医療法に關連する事項について、まだ提案の説明が終わっておりませんので、大臣に、みんなが心配しておる点、医師会等で心配されておる点について御見解をお伺いします。

地域の医療供給体制の計画的な整備を盛り込んだ今回の医療法の改正案についてはそれなりの意義を認めるのでありますが、計画策定の前提となる病院、診療所のあり方等、医療供給体制の根本についての検討がまだ十分でないようでありまして、これを早急に行い、医療供給体制の抜本的な改革を行うべきであると考えますが、この点についてお伺いいたします。

次に、医療法の改正案における医療計画の策定についてであります。わが国の医療が医師の自由開業医制によって支えられてきたという前提からいたしまして、十分にその点を配慮をされまして、医師会や歯科医師会、医療関係団体との話し合いの上、医療に対する官僚統制の弊に陥らないように十分に配慮をお願いしたいと思ひます。この点がみんなの心配な点であります。次に、医療法改正案では、医療法人の事務所に

対する立入検査や役員の解任勧告などを行ひ得るようになっておりますが、大多数の医療法人はまじめに医療に取り組んでおるものでありまして、したがって、これらの権限の発動については慎重な配慮が必要であると思ひます。

こういう点がみんなが心配しておる点でありますので、以上の三点について大臣の見解をお伺いいたします。

○国務大臣(林義郎君) まず第一点の、医療費の高騰の問題でございますが、先生御指摘のとおり、年々医療費が伸びておるということであります。特に、老人一人当たりの医療費は年間三十七万円、七十歳以上の方は未滿の人に対して四倍以上もかかっていると、こういうような御指摘でございますが、全くそのとおりの実数は数字になっておるわけではございません。こういった点をどうして改めていくかということでございます。

ただ私、考えますに、やっぱり病気になるたならばお医者さんからなければならぬ、その費用は健康保険その他で見ておるわけでございますから、やはりそれはいい診療が受けられるということが一つの前提になるだろうと思ひます。金がかかるから診療を受けないというやうなことでこれはどうにもならないわけでございます。私、そういう点で十分な診療が行われるということはぜひ確保してまいりたい、こう思っております。

しかし、十分な診療というのは一体何か。これは病気を治すためにあるわけではございません。言われているところの乱診乱療というやうなものに陥ってはならないと、こう思ひます。言われているところの乱診乱療というやうなものでございまして、むだな医療が行われないうやうなことを考へていくということが一番大切なことでないだろうかと思ひます。そういう点で、これからいろいろな点を通じて医療費の適正化策というものに努力をしてまいりたいと、こう思っております。

特に、今回の老人保健制度は、先生御承知のとおり、まず老人の、予防というか、保健事業とい

うものを中心にして、なるべく病気になるかからないようにしていくと、こういうことを中心に考へておるわけではございません。そういうやうなことをこれからいろいろな点で進めていかなければならない。病気がかかったならばやっぱりいい治療が受けられるようにする、その前に病気がかからないようにする、病気が治ったならばなるべく後再発しないようにする、こういったことが私は必要なことではないかと思ひます。

それから、医療法改正案につきましては、まだ当院におきましては御提案の理由も説明してないやうな状況でございますが、私たちの方で考へておりますのは、日本の医療が医師によって行われている、自由開業医制というものを前提にして行われているわけではございません。こうした体制というものはぜひ堅持していくのがいいことではないかと、私はこう思ひます。

ただ、救急医療対策であるとか僻地の対策であるとか、地域のお医者様が全部寄つて、助け合つてやっていかなければならない点もございまして、そうした地域の医療につきましても十分な配慮をしていこうというのが今回のわれわれが考へておりますところのねらいでございます。もちろん地域医療計画をつくることのみによって全部が達成をされると思ひますが、そういう問題はほかの問題もございまして、そういう問題はいづれ国会で医療法改正案につきましても御審議をいただくときの御議論に譲りたいと、こういうふうに考へております。

それから、立入検査や役員の解任勧告を行つて、官僚統制に陥るのではないかと、こういうことでございまして、この問題につきましても当委員会におきましても再三、きわめて不正なるきわめて不正な医療法人が多々ありまして、これに對しまして厳正な処分をすべきではないかと。処分をしようと思ふと医療法がどうも不十分であるというやうな点もかんがみまして改正案を出したわけでございます。しかし、私は思ひますの

に、大多数の医療法人というのは皆まじめにやっておられるんだろうと思ひますし、そのまじめにやっておられるところに対して、いたずらに監督権をみだりに行使をするなどというようなことは当然にこれは避けるべきものでありますし、また、そういった性格のものとは私も考えていない、こういった形で医療法の改正案をお願いをしておるところでございます。

○田代由紀男君 時間がありませんので、次に、医師の過剰問題について厚生大臣の見解をお伺いします。

厚生省は、従来より、昭和六十年までに人口十萬対で百五十人の医師を確保することを目標とすると、言つてしまふと、目標は五十八年度で達成をされております。その目標達成をもつて直ちに医師が過剰であるということではありませんが、しかし、現に都会での開業は非常に困難な状態であり、今後に目を転じてみましても、五十七年度には七千人の新たな医師が生まれております、このままのペースでは医師がふえ続け、今後十年間で残り七万人ですから、いまの十六万人を入れますと二十三万人になりまして、人口十萬対で、二〇〇〇年には二百人を越える状態になります。このように医師が多くなると、不必要な医療を行うなどして医療費が高騰をいたしたり、また、医師でありながら開業もできず勤務医にもなれずという、医師が失業するような状態も出てくる可能性があるものであります。

このことは歯科医師についても同じことが言えるわけであります。歯科医師の方でも十萬対の五十人でありまして、七十五年には八十一人になつていきます。

こういう状態でありまして、医師の養成には六年を要するわけでありまして、前から計画的に対応しておかないと、ふえてから大変だといつてもとまらないわけでありまして、この点どういうぐあいに考えてあります。医療の供給体制と相まって厚生大臣の所感と文部省の所見をお伺いいたします。

○国務大臣(林義郎君) 先生御指摘のとおり、数字でございまして、御諮問の深い先生からの御質問でございまして、もう数字その他の問題につきましましては全くそのとおりであるということでお答えをさせていただきます。

数字はそのとおりでございまして、医師の数は地域別とかあるいはその医者の科目別と申しますか、領域別の偏在というものもまたあることは事実でございますし、また、将来医療需要といふものがどうなるか、相当多様化してくるのではないかと、いろいろなことも考えられます。そういったこともありますが、御指摘のように、総体として見ますと、医師過剰ということが考えられるわけではございませんので、いまからやほり考えていかなければならない。医師の養成のあり方につきましましては文部省とも相談をいたしまして対策を考えてみたい、こういうふうな思つておるところでございます。

○説明員(前畑安宏君) お答えいたします。

ただいま厚生大臣から御答弁がございました。うなことで、現在厚生省の御当局の方と将来の適正な医師数の問題について検討を進めさせていただいております。今後の問題につきましては、厚生省の方の御意見を十分ちょうだいをして、いまして対処をしてまいりたい、このように考えております。

○田代由紀男君 どうも医師については、専門医の問題もありまして、医師の地域的な偏在や予防医学、公衆衛生の分野における不足等、こういう領域間での偏在があるわけでありまして、この点についても十二分に配慮しながら計画をお立て願ひたいと思ひます。

次に、中国残留日本人孤児の問題であります。この肉親探しの状況、これはどういうぐあひになつておるか。新聞でおおよそは存じておりますが、的確な情報をお教え願ひたい。

それから、五十八年度予算における中国残留孤児対策はどうなつておるか、この点もお伺ひいたします。

それから続いて、孤児問題を進めていく上におきまして、国籍の問題、日本語習得、雇用対策、こういう問題に総合的に取り組む必要がありまして、こういう問題はいろいろぐあひにやつていられたい。

以上の三点についてお伺ひいたします。

○国務大臣(林義郎君) 私から総括的なお話を申し上げて、あとを事務局から御答弁をさせたいと思ひます。

中国残留日本人孤児は、さきの大戦のときに肉親と離別をして中国国内で育てられた人々でありまして、このような境遇の孤児の方々のことを考へ、また、日本に帰られた御両親、肉親の方々の心情や立場といふものを十分にくみ取つて、肉親探し、身元解明の促進、また、帰国後の地域社会への定着対策につきましまして、できる限りの努力をしてまいりたいと思ひます。

日中の関係におきまして、一九七二年九月二十九日、日中共同声明が発せられました。その中に、わが国は、中国人民に対して深く反省をするという気持ちが盛られておりますが、そういった精神にのっとりまして、広く人道的な観点に立ちましてこの問題を推進をしてまいりたい、こういうふうな考えております。

あと、予算の問題、国籍の問題等々につきましましては、事務局より答弁させることをお許しいただきたいと思ひます。

○田代由紀男君 答弁をいただく前に、もう二点つけ加えます。

中国帰国の孤児センターの問題があります。これは五十八年度の問題ですが、この孤児センター、定着促進センターといひますか、これについてもお答えを願ひたいと思ひます。

それから、中国に残る養父母等の扶養の問題はどうなつておるか。また、民間寄附金の援助については、財団法人をつくつたと聞いておりますが、この基金の問題、それから民間からの募金の問題、これはどういうぐあひにやつていくのか、これもあわせてお尋ねを申し上げます。

○政府委員(山本純男君) まず第一点の、これまでの調査の概況について申し上げますと、私どもの方に日本人孤児であるということで自分の身元あるいは親族について調査の依頼が来ております。いままで千四百五十一人の方から調査の御依頼がございまして、いろいろな経路で身元の判明いたしました方がこれまで六百三十五名ということになつております。ことに昭和五十五年からは訪日調査といふことを毎年やつてまいりまして、その中でこれまで百五十二人の方を日本にお招きして調査をいたしました。その中で九十四名の方の身元が判明いたしました。これは先ほどの六百三十五人に含まれております。したがうして、今日まだ身元が判明いたさぬために調査継続中の方々が八百十六名おられる状況でございます。

なお、この中には、すでに一度訪日して身元がわからない方が五、六十名含まれておりますので、まだ日本の土を踏んだことがないという方はこの中の七百五十人程度というふうな状況かと理解しております。

また、五十八年度における援護施策について申し上げますと、いま御指摘の定着センターというものがある大きな施策でございますが、身元が判明いたしましたから日本に永住帰国なさいます場合に、一番大きな障害になりますのは一つは言葉の壁でございます。日本語が十分理解できない。また、もう一つは、社会の情勢がいろいろ違いますので、中国での技量、才能といふものが日本の社会では容易に發揮できない。そういう点にございまして、センターをつくりまして、その長期間はむずかしゅうございまして、そこである期間、日本語と日本の社会のもろもろの慣習、またそういう技能の訓練を受ける機会を提供しようといふことでございまして、予算で申しますと、建設費三億五千万といふことで、十月からオープンといふことでいま作業を進めておるところでございます。運営費につきましては、十月から半年分といふことで八千七百万円の予算を計上

しております。

このほかの援護施策といたしましては、まず身元を調査いたしましたためにはやはり訪日調査という手段が大変有効であるというふうにいままでの実績から見ても考えられますので、五十八年度にはこれまでもより人数をふやしまして百八十人分の訪日調査ができる予算を計上いたした次第でございます。

また、扶養費の点についての御質問でございますが、これは従来、わが国、それから中国府とも、この孤児の永住帰国という問題につきましましては、御本人の意思、これを優先するということが進められていたわけなのでございますが、その結果、私どもは孤児の方と日本における親族の皆さんとの間のこれまで不明であった関係を解明いたしましたので、そういう方々が身元引受人になれば永住帰国をお手伝いするということが進められていたわけでございますが、一方、やはり三十何年間中国にお暮らしになった方々でございますから、中国にもやはり養父母あるいは配偶者といった親族の方が現におられるわけでございますが、これが日本に永住帰国する結果別れ別れになるという、また新しい悲劇が起こるのではないかと、これを、昨年来、日中両国政府でいろいろ協議をしてまいりまして、その結果、できることならば現在一緒に暮らしておられる中国での家族の方も、家族ぐるみで日本に永住帰国するならば永住帰国することが一番望ましい。それができない場合には、中国の法律その他にのっとりましてきちんと必要な生活費を負担するということが必要であるということで見解が一致いたしましたわけでございます。

その結果、細目についてはこれから外交ルートで詰めてまいりますけれども、大筋の合意ができましたので、またこの二月から訪日調査が再開できたという状況でございますが、その中で基本的な条件は、孤児が負担いたします親族の扶養費、そのうちの二分の一は日本が政府の負担において給付をするということに負担をかけない。さら

に、残る二分の一の金額につきましても、これは民間の御好意による寄附金その他をもって充てまして、これまた孤児の方には極力負担をかけない。できるならば全面的に政府の給付金と寄附でこれに充てるといふことを目標にするということに合意ができておるわけでございます。そういう線に沿いましてこの四月一日に財団法人設立を許可いたしました次第でございます。これから大方の御賛同を得まして寄附金をお願いいたしまして事業を進めてまいりたいと思っております。

○田代由紀男君 終わります。

○渡部通子君 私は、最初に厚生省の食品添加物行政についての基本的な姿勢をお伺いしておきたいと思っております。

最近、日本市場開放への措置として、食品添加物が二けた台の数で一挙に認可されるのではないかとといったような報道がされておまして、非常に心ある人々の心配を呼んでいるわけでございます。そこでどうは、はっきりした厚生省の方針を伺いたい、こういうことでございます。

御承知のように、添加物につきましては、昭和四十七年、衆参の社会労働委員会が決議をいたしまして、添加物は極力その使用を制限する方向で措置をする、こういうことをいたしました。したがって、それ以後は十一年間に七品目が追加されただけで、削除品目とそれから加わる品目と合わせて総量は余り変えないという方向で今日まで来たと思うのですが、この方針を厚生省としては転換をなすつたわけでございますか。

○国務大臣(林義郎君) いま先生御指摘のあの附帯決議は私もよく承知をしておるところでございます。基本的には、食品添加物というのはその安全性及び有用性が確認され、国民の食生活におきまして必要なものについては使用を認めていくという基本的な考え方については変わりはないのでございます。

ただ、私は見ておまして、昨今日本人の食生活が大変欧風化してきたと申しますか、日本でもたくさんのお食糧が出てきておるわけでございます。

して、私は世界化してきた方がいいんだらうと思ふんです。日本で見ますと、ヨーロッパ風の食べ物もありますが、中華風あり東南アジアのインド風、たくさんのお食糧が日本の国内では出てきておるわけでございますし、町を見ましても、外国の製法によるところの食品というものも非常に増えてきています。食生活が非常に世界化してきた、国際化してきたという感じがありますし、それはお互いの持つておるところの食生活の中でも大変環境の変化を来しているものだらうと、こう思うわけでございます。そうした環境の変化に應じましてやはりいろいろなことを考えていかなければならないのではないかと、このことでござい

ます。そうしたこと、特に五十四年に関税及び貿易に関する一般協定、俗称ガットと言われるところでございますが、ガットで条約の締結をいたしておりまして、国際的な基準をつくってやろうと、こういうふうな話であります。日本でもすでにその条約につきましましては国会で批准をいたしているところでありまして、そうした国際的な趨勢というものも考えまして、やはり日本もこれから国際的に十分対応できるように国内体制というものを考えていく必要があるのではないかと、こういうふうなことで措置をしたわけでございます。

先生御指摘の、二けたということでございますが、実は昨日、食品衛生調査会毒性部会、添加物部会の合同部会を開きまして、十三品目について御審議をいただき、審議の結果、九品目について指定をして差し支えないだらう、毒性の問題その他の問題につきましましては差し支えないというような御答申もいただいております。

厚生省といたしましては、基本的に考えなければならぬのは、国民の健康を守っていくことである。そういう観点に立脚いたしまして、やはり食生活が非常に豊かになってきたということも踏まえてこれからいろいろな施策を進めていく、こういうふうな考え方でございます。

面よくわかります。確かに食生活の高度化、多様化、そういったことからいろいろ情勢が変わってきていることはわかりますけれども、衆参の決議もあつたことで、それから安全性とか許認可に關しては大変心配している大衆の目というものもあるわけですから、厚生省は、そういう状況が変わってきたからといって方向を転換するならば、そのはつきりした基本的な見解というものが要すると思ふんです。

いまの大臣の答弁を聞いておりますと、なるべく規制する方向でやるといふ国会決議できたけれども、状況が変わつたからそれは変わるんだと、こういうふうな受けとめですが、そうなんです

か。

○国務大臣(林義郎君) 申し上げましたのは、やはり客観情勢、食生活の状況が非常に変わつてきておりますから、国民の健康を守るといふ観点についていろいろな規制はしていかなければならない。やはり多様な国民のニーズに合うような食生活の供与をしていくということは私は必要だと、こう考えておるわけでありまして、また、お話し

のございました国会決議というものもございまして、から、そういった趣旨も踏まえてこれからの展開を図つていかなければならないだらうと、私はこういうこととお話を申し上げておるところでございます。

ばな学識者、研究者の方々のお集まりでございまして、毒性の問題等につきましては問題がないと、こういうことでございまして、私は毒性も何もないものについて、いままですべていいから抑えておくというのはいままで使っていないではないか。食生活が非常に多様化してきているから、せっかくなにもいろいろあるのに食べないで置いておくと、こう思うわけではございません、やはりそこは健康を守るためのいろいろな基準、スクリーンをかけていかなければならない。しかし、それが通って、いいということならば、私は認めていくというふうな考え方でやられた方が、広く国民の皆さん方に喜んでいただけるのではないかと、こういうふうに考えておるところでございまして、

○渡部通子君 私、こういうことを伺っているんです。いままです一品目の毒性検査をするということでも、かなりの手間と費用と年月というものが非常にかかっているわけですね。ですから、今度九品目を厚生省でアメリカから要求があったから諮問した。その間には日本の独自の自力で毒性検査をする時間はないわけですね。それで、今度九品目へ答申が出たということは、世界のFAO・WHOで毒性検査が済んでいるからという理由で、日本の独自の毒性検査というものは通っていないと、こう私は判断せざるを得ないわけですね。そうなりますと、いわゆるA(1)リストに載っているものならば、日本の毒性検査を通さないでもオーケーだと、厚生省はそういうふうな判断に踏み切られたことですかと、独自規制は放棄なすったのですかと聞いています。

○国務大臣(林義郎君) 私から申し上げますが、私もきのうこの合同部会に出まして冒頭にごあいさつを申し上げたんです。とにかく段階的に三つぐらいの資料を各委員の方々に差し上げて、各委員の方々に毒物学的または医学的な点について十分な御審議をいただいてやったというふう

に話を聞いておるところでございまして、外国で認めたらすぐに日本でもやるとかというふうなことはありません。やはり日本の学者の権威、また、この食品衛生調査会の権威にかけまして私たちが御審議をいただいているものだ、こういうふうな考え方をとおるところでございまして、若干専門的あるいは学術的な話になりますから、担当の局長から御答弁をさせていただきます。

○政府委員(竹中浩治君) ただいま大臣からお話しございましたように、十三品目につきまして、国内のデータもございまして外国のデータもございまして、大変多量なデータにつきまして種々御議論をいただいたわけでございます。相当多量の資料でございますが、なおかつ十三品目の中で四品目につきましては、この四品目はいずれもFAO・WHOのA(1)リストに載っているものではございませんけれども、この四品目についてはなおさらに資料の整備が必要であるということでも保留にいたしました。たまたま大臣がお話しございましたように、たまたま大臣がお話しございましたように、たまたま大臣がお話し

○政府委員(竹中浩治君) 九品目の品目をちょっと申し上げてみますが、二酸化珪素、これは過助剤でございます。それからアスベスト、これは人工甘味料でございます。それから銅塩類、亜鉛塩類、栄養強化剤でございます。それからグルコン酸鉄、着色補助剤、二酸化チタン、着色料。それからアジピン酸、酸味料、プロピオン酸、保存料、クエン酸イソプロピル、酸化防止剤。この九品目が昨日の合同部会におきまして指定をしてもよいのではないかと、この御決定をいただいたわけ

○政府委員(竹中浩治君) 実は、昨日の食品衛生調査会の合同部会におきまして、先ほど来申し上げておりますような、従来の基本方針を守りながら、しかし新しい情勢にどう対応すべきであろうかというところで御議論をいただきました。その結果、「食品添加物の指定における当面の対応について」という意見、考え方の取りまとめをいただいたわけでございます。

○渡部通子君 私、いま伺っております、意見書で理屈は山ほど、幾らでもつけようがあると思っておりますけれども、最初のA(1)リストに認められているもの、そして国際的に広く使われているものについては使用を認めていくと、そこに一番重点があるのではないかと、気がいたしますね。

○政府委員(竹中浩治君) 九品目の品目をちょっと申し上げてみますが、二酸化珪素、これは過助剤でございます。それからアスベスト、これは人工甘味料でございます。それから銅塩類、亜鉛塩類、栄養強化剤でございます。それからグルコン酸鉄、着色補助剤、二酸化チタン、着色料。それからアジピン酸、酸味料、プロピオン酸、保存料、クエン酸イソプロピル、酸化防止剤。この九品目が昨日の合同部会におきまして指定をしてもよいのではないかと、この御決定をいただいたわけ

○政府委員(竹中浩治君) 九品目の品目をちょっと申し上げてみますが、二酸化珪素、これは過助剤でございます。それからアスベスト、これは人工甘味料でございます。それから銅塩類、亜鉛塩類、栄養強化剤でございます。それからグルコン酸鉄、着色補助剤、二酸化チタン、着色料。それからアジピン酸、酸味料、プロピオン酸、保存料、クエン酸イソプロピル、酸化防止剤。この九品目が昨日の合同部会におきまして指定をしてもよいのではないかと、この御決定をいただいたわけ

○政府委員(竹中浩治君) 九品目の品目をちょっと申し上げてみますが、二酸化珪素、これは過助剤でございます。それからアスベスト、これは人工甘味料でございます。それから銅塩類、亜鉛塩類、栄養強化剤でございます。それからグルコン酸鉄、着色補助剤、二酸化チタン、着色料。それからアジピン酸、酸味料、プロピオン酸、保存料、クエン酸イソプロピル、酸化防止剤。この九品目が昨日の合同部会におきまして指定をしてもよいのではないかと、この御決定をいただいたわけ

○政府委員(竹中浩治君) 九品目の品目をちょっと申し上げてみますが、二酸化珪素、これは過助剤でございます。それからアスベスト、これは人工甘味料でございます。それから銅塩類、亜鉛塩類、栄養強化剤でございます。それからグルコン酸鉄、着色補助剤、二酸化チタン、着色料。それからアジピン酸、酸味料、プロピオン酸、保存料、クエン酸イソプロピル、酸化防止剤。この九品目が昨日の合同部会におきまして指定をしてもよいのではないかと、この御決定をいただいたわけ

私どもといたしましては、御指摘のように、薬効に遜色がないという問題が一つ、それから副作用が少ないという、こういう二点の見地から、仮にその承認申請が出てまいりました場合には、十分そういう面からも審査をしてまいりたいというふうに考えております。

○渡部通子君 大体、そのヒト成長ホルモンの開

発ということ、背を高くするという目的は達成されたと思うんですけども、患者さんの六〇％の方が悩んでいらつしやる、第二次性徴がないという大きな悩みがございますね、この課題について研究に取り組む方針がどうか、この点も伺わせていただきたいと思ふんですが。

○政府委員(持永和見君) 私どもの考え方としては、現在せっかく薬を開発中でございますので、まず優先的にその薬の開発に全力を挙げるといふようなことでまいりたいというふうに考えております。

○渡部通子君 確かにいま男性ホルモンや黄体ホルモン投与というふうなことでかなり行われてはいるようでございます。しかし、男子の場合に精子の形成まではたどりつかない、こういう状況と伺っておりますので、この点もあわせてひとつお進めをいただきたい、このお願いでございます。

それで、いろいろこの薬が開発されておりますので、それは大変ありがたいことでございますが、そうするとさらに願ってしまつて、いままでの脳下垂体を集める努力というものが鈍るのではないかと、こういう危惧もございまして、その点もあわせてひとつ啓蒙の方はお願いをしたいと思ひますが、よろしくございまいしょうか。

○政府委員(持永和見君) 現在、ヒト成長ホルモンの脳下垂体の収集なり何なりにつきましては、先生も御承知と思ひますけれども、成長科学協会、そういった団体を通じて、脳下垂体についてのPRその他一生懸命やっております。また、薬といつても開発途中でございまして、現在の段階ではあくまでこういった自然の形で脳下垂体が必要、また輸入も大いにやらなければいかぬというふうなことでございまして、その輸入をやるためにはやはり日本としても必要な脳下垂体は収集するという姿勢が必要だと思ひますので、そういう意味で努力はしてまいりたいというふうに考えております。

○渡部通子君 最後に一点希望を申し上げて終わりたいと思ふんですけども、一番この方たちが

困っているのが、働き口がないということでございます。これは労働省の問題でございまして、労働省においてですか。――身障者手帳の交付ですね、これをしていただきたいという希望が非常に多い。まあ背が小さいだけでは身障者ではないと、こういう御意見のようでございまして、私も、背が小さいというところにおける雇用の機会の縮小というのはいくらでございまして、ちょっとした軽い身障者よりは、背が小さいということによって採用されないというところが多い、こういう実態なんです、実情が。だから、この手帳の交付に踏み切つていただけないかどうか。雇用の拡大ということについて労働省にどんなことがお願いできるか、これを最後に伺つておきたいんです。

○政府委員(小粥義朗君) 先生いまお尋ねの身体障害者手帳は、労働省ではなくて厚生省の方で所管をされておるわけでございまして、いまだに御指摘の雇用の面の問題は、確かにそうしたハンディキャップを負つていらっしゃる方であり、なかなか就職がむずかしいという面もございまして、

それで労働省では、公共職業安定所で手帳を持つていらっしゃる方、これは登録制度をとつておりますが、同時に、手帳を持たない方でもそうした形でのハンディキャップを負つていらっしゃる方を登録制度をとつておりまして、一般の求職者とは区別して、ケースワーク方式による綿密な職業相談とか職業紹介をやっております。ですから、手帳を持たなくてもできるだけ安定所の方で就職のお世話を、そういう姿勢でやっておりますので、今後その点をさらに努力していきたいと思つております。

○渡部通子君 それでは厚生省の方に、手帳に関する回答をひとつお願いいたします。

○政府委員(金田一郎君) 実は、身体障害者の範囲の問題にしましては、昨年三月でございまして、身体障害者福祉審議会から答申が出ております。今後における身体障害者福祉を進めるための総合的方策」という答申でございまして、この答

申におきまして、その検討については提言がなされております。

この答申におきましては、小人症の取り扱いに關しましてはこういふように言われております。「小人症等、社会的不利を有するもの一般を身体障害者の範囲に含めるべしとする意見もあるが、これらについては一般的に身体障害者として取扱うべきものではなく、個別的に障害の程度によって施策の対象とすることが適当であろう」と、こういうふうに述べられておるわけでございまして、しかしながら、小人症の中には、神経症状や骨関節症状による身体障害を伴う場合もございまして、そのような場合には身体障害者手帳の交付も可能でございまして、

私もそういったしましては、答申の趣旨を踏まえつつ、個別的に障害に応じて施策の対象とすること等の可否について、さらに検討をまいりたいと考えているところでございまして。

○渡部通子君 終わります。

○中野鉄造君 わが国の高齢化は諸外国の四倍の速さで進んでいく、こういうふうに言われておられますけれども、このまま進んでいきますと、高齢化から高齢社会に到達するのには、もう十二年後にはそういう時期が来てしまふんじゃないかと、こう思ふわけですが、この高齢化に拍車をかけているのは、何と申してもこれはやっぱり出生率の低下ではなからうかと、こう思ふわけです。わが国の場合、昭和四十一年のひのえうま以来、言うなれば、もう万年ひのえうま的出生率の横ばいが続いているわけですが、これにはいろいろ複合的な理由があると思ふんです。しかし、やはり国家百年の大計から見ても、このまま成り行きに任せるというわけにはいかないし、かといつて、かつてのような産めよやせよというわけにもいかない。こういう現状と将来の展望を、大臣、どのようにごらんになっておられますか。

○国務大臣(林義郎君) 高齢化社会になっていくのにつぎまして、もう少し産めよやせよをやつ

たらどうかという御議論もあると思ひます。世の中には。私はそれは思ひません。やはり自然な形で子供が生まれていくのが望ましいし、また人間は、生まれたならばやっぱり健康で一生を過ごして、できるだけ長く生命を保つというのが私は一番いいのではないだろうか、こう思ふんです。余り人為的に何かを抑えたり何かを促進したりするというのはどうも問題があるのではないだろうか、こう思ひますから、現在持っていると、科学、その他のものによりまして、いま申しましたような人口構成になっていくことは、私は非常に望ましいことだと思つております。

ただ、御指摘のような高齢化社会になってくると、人間社会がだんだん年寄りがふえてきて活力を失うというふうな問題もあつて、それは要件として考えていく、その上でどういふふうな形の社会をその中につくり上げていくかということ、考えるのが私は政治家の役割ではないだろうか、こういうふうに思つておるところでござい

ます。

○中野鉄造君 私は、どんな産むべきだと言ふわけじゃないんですけども、このままいけば本当にだんだん人口は減少していく。こういうことはやっぱり世界の歴史の上から見てもこれは好ましいことではない。こういう現状から見ても将来展望を、これは一過的なものであると、こういうふうに思われるのか、そこをお聞きしたかったんです。

○国務大臣(林義郎君) 人間社会がどういふふうになっていくか。先ほど申しましたようにだんだん高齢化していくとかいうようなことは一般的に言えるかと思ひますが、出生率というのはいま相当落ちてきておりますが、落ちてきていますけれどもまた少し上がつてくるんじゃないかと、こういうふうなことも言われておりますし、一般的に考えるならば落ちてきているのが上がつていくというふうな考えの方が私は自然ではないだろうか、と、こう思ふんです。だから、めちゃくちゃに上げていくなどということをやるといふことは、ど

うも私は余りとるべき話ではないんじゃないかなと、こう思っておるところでございます。

○中野鉄造君　そういうことからというわけでもないでしょうけれどもわが国では依然としてビルの使用については規制がなされている。これについて、先ほどの食品添加物の規制の緩和ということもあってありますけれども、それとこれとは別でしようけれども、将来の方向としてはどういうようにお考えですか。

○政府委員(持永和見君)　お話しのように、現在ビルはいわゆる遊娯の業としては認可をしていないわけでございます。と申しますのは、現在のビルというものは、日本の場合にまだ副作用の問題がいろいろございまして、そういう意味で問題があるということで認可しておらないわけでございますが、ただ、諸外国その他では認可をしておりますけれども、最近ビルについてもいろいろと、そういった品質改良面なんかもいろいろな研究が行われておるといふふうにも聞いてはおります。聞いておりますけれども、現在の段階では、やはり長い期間服用いたしますと女性にいろいろと副作用があるというふうなことでございまして、そういう意味で現在の段階では認可をしていないという状況でございます。

○中野鉄造君　では次に、老健法についてお尋ねいたします。

老人保健法ができてからまだ日が浅いわけですが、先ほど午前中の質問でも出されておりました、去る三月にある新聞が社説で取り上げておりましたように方々の病院で老人が追い出されている。表向きは、単に家庭の事情による入院というのとはできる限りお断りするという老健法の趣旨によると、こう言われておりますけれども、その本音というのか、その実態は、どちらかといえば入院患者に占める老人の比率とこれによって特例許可外老人病院にされるなど不利な点が出てくる、そういうふうにならないためにという病院側の思惑ではないかというふうなことが言われておりますけれども、いかがでしょうか。

○政府委員(吉原健二君)　今度の老人の診療報酬の考へ方は、先ほど来繰り返し申し上げておりますように、老人の医療というものを、投薬や検査、点滴などよりも、できるだけ生活指導を重視したものに変わっていく。もう一つが、入院での医療より地域や在宅での医療に転換をしていく、こういう考へ方に立っているわけでございます。

これは、一つは、従来の老人医療の実態というものに率直に見た場合に、投薬や検査、点滴が非常に過剰に行われていた面があるということ、もう一つが、率直に言いますと、本当はもう入院治療の必要はないのに、家庭の事情その他でもう少し病院に置いておいた方がいいといふことも、薬といふことも、そういうことがありまして入院をしてもられたような御老人の方もいらつしやう。時代を考へますと、そういうことではなしに、あくまでも入院治療というものが必要な方については病院で治療をしていただくということですけれども、もうその必要がなくなった方には家庭に帰っていただく。あるいは地域に帰っていただく。家庭でお世話が無理であれば特別養護老人ホームに入らせていただくというふうなことでなければならぬと思ひます。

そういう考へ方で診療報酬を決めておりますので、場合によっては、そういう入院治療の必要がない方が退院を言われるということも間々あるうかと思ひますけれども、いま申しましたように、決して、入院治療が必要な方に退院を強いる、あるいは入院を拒むということがあってはならないと思ひます。単に、老人の収容比率が六割を超えると特例老人病院の取り扱いになるからというふうな理由であるとか、あるいは診療報酬、収入が下がるからというふうなことで、医療機関なり医師がもしそういうふうなことをやられるとすれば、本来あってはならない、ありやうはずがないことと思ひますけれども、私は大変残念なことと思ひます。十分この新しい診療報酬の趣旨というものを正しく理解をされていない面が率直

に言つてあつたんじゃないかと思ひます。診療報酬を決めましてから施行までに期間が短かつたもので、周知の不足ということもあつたんじゃないかと思ひますので、その点はいま鋭意意見をを通じて正しい理解をしていただいて、医療機関にも正しい対応をしていただくようお願いをしております。

○中野鉄造君　そこで、この老健法の各種保健事業の中の健康診査についてお尋ねいたしますけれども、各市町村ではその体制は、これが施行されるまで五カ月というふうな短い期間でもありますが、そういうふうな準備期間等が短かつたというふうなこともありまして、ほとんどできていないのが現状じゃないかと思ひます。特に大都市ではこの事業を円滑に推進していくということにきわめて困難じゃないかと思ひますが、現実にはいかがでしょうか。

○政府委員(吉原健二君)　この保健事業の実施体制でございますが、これは法律御審議の際にも申し上げましたように、いまの時点で完全かと言われましても、完全な体制はできていないわけでございます。約五年ほどの期間をかけて体制を整備しながら事業を拡大していくという考へ方をとっているわけでございます。

それで、すでにこの二月から事業の実施が始まっているわけですが、率直に言ひまして、五十七年度は二月実施ということでございましたので、年度として見たら、私はまだ保健事業というものは、全国的に本格的に始まつたとは言えないのではないかとと思ひます。むしろ、五十七年度、五十八年度を通じて、いわば十四カ月事業として、五十七年度一五十八年度を初年度として各市町村が本格的に取り組みを始めるというふうなのが実態でないかと思ひますので、今後の市町村の、あるいは都道府県の対応の状況、体制の整備の様子等を十分見守つて必要ならばまた援助をしてまいりたいと、こういうふうには思つております。

○中野鉄造君　ところで、この健康診査に対する日本医師会の方針がこの前発表になつておりましたけれども、いわゆる市町村との契約は地区医師会との一括契約方式として、精密検査を医療機関で実施する場合、基準で認めている項目以外の検査が必要であるとする場合は、医療保険もしくは老健法による医療給付として実施する、こういうことが打ち出されておりますが、これは見ようによつては健康診査は医療への動機づけ、つまり、予防措置であるべき健康診査がいわば病人づくりの引き金になつていくんじゃないか。こういうふうなことになるかと、ますます医療費を膨張させるという結果になりかねない、こういうふうな懸念もあるわけでございますが、いかがでしょうか。

○政府委員(吉原健二君)　あるいは御質問を少し取り違えておるかもしれませんが、保健事業のやり方につきましては、市町村が各医師会とやり方についての委託契約でございますが、そういうこともその委託契約のひな形のようなものを日本医師会が各県の医師会に示しているというふうなことも承知をしておりますが、いまおっしゃつたようなことは必ずしもその契約の中に入っているというふうなことはございませんで、保健事業の実施のやり方についての、何か、商法の取り決めのひな形を示しているというふうには聞いていないわけでございます。その契約、ひな形に沿つてやるかどうかは各市町村の判断にゆだねられているわけでございます。必ずしも、日本医師会なり各県の医師会が示した契約書どおり各市町村が実施問題としてもやっているわけではないようでございます。それから、保健事業の考へ方ですけれども、保健事業というのは、あくまでも健診は健診でございます。医療ではございません。健診の結果医療が必要な人については健康保険の事業あるいは老人保健法の医療としての給付が行われるわけでございます。その辺の区別はきちんと実際上もされていると思ひます。

それから、やはり健診のねらいというのは、いまもちょっとお話しございましたけれども、病気の掘り起こし、それがねらいではございませんで、あくまでも病気の予防と早期発見ということでございまして、その趣旨に沿った事業というものを私はやっていただきたい、医師会にもそういったことで協力をしていただきたい、こういうふうに思っております。

○中野鉄造君 私がお聞きしたいのは、そういうようなことで、いまお答えになったように、決して、これが病人づくりの引き金になるようなことであってはいけない。そこで、この健康診査というものはやはり指導とかあるいは相談が確実に機能する、フォローを前提としたものでなければいけない、こう思うわけですが、いかがでしょうか。

○政府委員(吉原健二君) おっしゃるとおりでございます。健康診査というのは、何もレントゲンを撮って、あるいはいろいろな血液とか尿の検査をして、その検査値を出して相手に知らせるということだけが健康診査じゃないで、あくまでもその検査結果に基づいて、健康診査を受けた人を十分生活指導をする、健康管理についての指導をするというのが大事。しかもその指導が自後継続的にフォローアップして行われるということが非常に大事でございますので、そういうやり方でひとつ健診をやってもいい。いまおっしゃいましたように、フォローアップというものと、それから一つは健康診査の制度管理でございます。制度管理とフォローアップ。しかもそれをずつと生涯続けてデータを管理してフォローアップしていくというように健康診査について私は非常に大事なことなんじゃないかというふうに思っております。

○中野鉄造君 そこで、フォローアップしていくという役割の主役になるのがいわゆる保健婦さんでございけれども、現在、この保健事業を進めていく上でどのくらいの保健婦さんの必要とし、いまだのくらい不足しておりますか。

○政府委員(三浦大助君) 老人保健事業の中心的役割を果たしていただくのは保健婦さんであるわけですが、この保健婦さんは、私ども五カ年間に、つまり昭和六十一年度までに八千人を確保しようとして、こういうことで五カ年計画を立てておるわけでございます。現在全国に、保健所、市町村を合わせまして一万五千名の保健婦さんがおりますが、このうちの二千名を老人に振り分けて、それから新規に三千名、それから雇い上げの保健婦さんを三千名、合わせて八千名と、これだけの方で、まず五カ年間の目標に向かってやっていくと、こういうことで計画をしておるわけでございます。

○中野鉄造君 それと、これはもう小さな問題で、けれども、老人保健加入者必携という健康手帳、これがありますね。この手帳の内容について、いろいろ記入事項がありますけれども、この記入は、本人または家族が記入するということになっておりますが、記入するその内容がなかなか専門的なむずかしいことではないかと思うんです。たとえば、赤血球の数値とか、ヘモグロビンの数値とか、総ビリルビンの数値等を書くようになっておりますけれども、果たして七十歳以上のお年寄りの人たちがこういうものを書くかどうか、ここら非常に疑問ですが、いかがでしょうか。

○政府委員(吉原健二君) 確かに健康手帳、健康診査を受けた場合のいろいろなデータを記録をする、その記録は原則として本人または家族が書く、記入をするということになっておりますが、健康手帳の表紙にもはつきり書いておられますけれども、記入の仕方がわからないときには、担当者、つまり実際に健診を担当したお医者さんなり保健婦さんということなんですが、担当者によく聞いて記入するか、または担当の方々に直接記入をしてもらってくださいということを書いておられます。したがって、いまおっしゃったように、赤血球の数値とか、ヘモグロビンとか、ヘモグロビンとか、大変むずかしい、専門的な

検査の結果を書く欄がございすけれども、やはりこういう欄は、私はできるだけ健診をした人、それから保健婦さんなりに書いていただきたいというふうに思っておりますし、実際にもそういうことになっていっていると思います。

ただ、健康手帳、いろいろなことを書くことになっておりますが、全部お医者さんということになりますと、これまたお医者さん大変だ、本人なり家族で書ける部分は書いてもらいたいというのが、関係団体、関係者の御意見でもございまして、このようにふうにしたいわけですが、お年寄りの方とか、むずかしい検査のデータなどは、これはやはり直接本人というのは無理だと思っております。保健婦さんなり何なりにごめんどうを書いていただきたいと、そういうふうにお願いをしたいと思っております。

○中野鉄造君 現実には、保健婦さんの数も足りないし、かといってなかなかお医者さんも書きたがらないといったようなこと等々で、非常に計画というものはつばで書けるけれども、当分はなかなかうまくはいかないんじゃないかという懸念があるわけですが、ひとつこういう点については、せっかくいろいろ御検討をお願いしたいと思っております。

次に、もう時間ありませんが、地方自治体における老人保健の医療の所管についてでありますけれども、たとえば、中央でも公衆衛生局老人保健部がこれは所管していると思いますが、これから見ても、やはり府県段階でもその流れに沿うのがこれは常道ではないかと思っております。ところが、大阪府とか大阪市、あるいは群馬、長野、三重と、こういう県、市では国保の担当課が主管いたしております。これらの中には老人福祉課という老人医療を主管していた課もあるのに、なぜ国保課が主管しなければならぬのか。つまり老人保健は、各種医療保健から切り離して、別建てとして資金を持ち寄って実施するという趣旨から考えた場合、同じ保険者である国保とこんなに密着したのでは、公正さに疑念が持たれてもこれは

いたし方ないんじゃないかと、こういうように思うわけですが、厚生省の今後こうした自治体に対する指導というのか、そういう方針をお聞きしたいと思っております。

○政府委員(吉原健二君) 老人保健法を施行するための県の体制、組織のあり方につきましては、私も、考え方としては、予防と医療、保健事業と医療というものを一体的、一元的に進めていくという立場から、一つのところで総合的に所管をするのがいいという考え方を示しておりますけれども、ただ、実際にそれぞれの都道府県で、どういった組織なり機構でやっていくかということにつきましては、それぞれの県の御判断に最終的には私はゆだねたいんじゃないかというふうに思っております。

実際に私どももお願いしております線に沿って、衛生部が一元的にやっているとすると全体としては少し多いようございすけれども、実際問題として、いままでも医療というものを民生部系統でやっておりましたので、医療は民生部、それから予防とかヘルスの面は衛生部というところに分けて所管をしているというところも現実にはございます。それはやはり私は絶対にかねとては言えない。現実にはそういう進め方が一番効果があがる、いいということであれば、それはそれでいいんじゃないかと思っております。ただ、両者の連絡といいますか、連携というものは、十分とりながらやっていただきたいということをお願いしているわけでございます。

民生部で所管をする場合に、一体どの課がいいかというの、これはやはりそれぞれの県の御判断だろうと思っております。実際を見ますと、国保課あり、いまおっしゃいました老人福祉課、そういうところで所管をしているところが多いようございすけれども、私は、大阪、三重、長野、そういう府県が国保課で所管をしているようございすけれども、必ずしも国保課が悪いとも言えないんじゃないかと思っております。老人保健法の医療の実施主体が市町村でございすし、国保

も、御案内のとおり、市町村が保険者になってや
っているわけですから、国保の中にはヘルスの事
業も国保の保健施設事業としてやっている、恐ら
くそういったことを考えて老人保健の仕事も国保
課でやった方がいいんじゃないかと、うまくいく
んじゃないかという判断で県はやっているんじゃない
かと思いますが、それならそれで、私はいか
ぬとも言い切れないのじゃないかと思ひます。

あくまでもやはりそれぞれの県の判断で、一番
老人保健がうまく運営できるようなやり方でやっ
て進めていただきたいというふうに言っているわ
けでございます。

○中野鉄造君 終わります。

○佐藤昭夫君 本日は、産業廃棄物処理行政につ
いて幾つか質問をいたしたいと思ひます。

そこで、京都府中央部の船井郡瑞穂町、ここに
京都の大企業約四十社が出資する京都環境保全公
社、これが産業廃棄物の最終処分場を建設する計
画を持ち、約四年ほど前から住民との間に深刻な
対立が続いているわけでありました。幾つかの論争
点がありますが、事業主の方は国の基準から外れて
やっていると言ひ、住民側は国の基準から外れて
いると主張をしている。こうした点で、以下幾つ
かの点をお尋ねをしたいと思ひます。

まず一つは、建設予定の施設が管理型の産業廃
棄物処理場とされ、いわゆる水が完全にに行わ
れるかどうか最大の問題であります。

そこで厚生省、法令、規則、通達ではどのよう
な場合に水が施されなければならないと定め
ておられるのか、まず御説明をお願いしたい。

○説明員(山村勝美君) シャ水工は、廃棄物に起
因します。廃棄物に含まれる水でありますとか雨
水等によりまして、河川等の公共用水域があるい
は地下水が汚染されるおそれのある場合に、その
汚染を防止するための幾つかの措置の一つとして
講じられるものでございます。

シャ水工の必要性があるかないかという判断
は、一般に埋め立て処分をいたします産業廃棄物の性
状でありますとか、埋立地の地形、あるいは土壌

等の地盤の状況、あるいは地下水との関係、雨水
等の排水能力等いろいろ総合的に勘案しまして判
断をすべきものであるということになっておりま
す。

○佐藤昭夫君 解説的にいろいろ説明をされてお
るわけですが、具体的には、昭和五十二年
三月十四日の総理府・厚生省令第一号、これと昭
和五十二年二月四日の環境庁と厚生省の共同によ
る各都道府県・政令市産業廃棄物主管部長あての通
知、ここで定めているわけですね。

○説明員(山村勝美君) そのとおりでございま
す。

○佐藤昭夫君 そこで、これらの法令、通知、そ
こで定めておりますシャ水工を施すべきかどうか
という判断に非常に重要な基礎になってきますの
が、いわゆる不透水層とは何かと、こういう問題
だと思ひますけれども、いまの命令及び通知、
ここでは不透水層についてはどういう判断の目安
を出しているんですか。

○説明員(山村勝美君) 不透水層といふことの
は、文字どおり水を通さない層ということござい
ますが、若干むずかしく言ひますと、水理学
上、土壌の中で水の移動が行われにくい状況を
言っておるものでございまして、それが不透水層
であるかどうかは透水係数等の土壌、岩の性状を
示す指標がございまして、それが有力な一つの判
断要素となり得るものでございまして、そのほか埋
立地と公共用水域あるいは地下水との距離であり
ますとか、地形条件等を総合的に判断をいたしま
して、不透水層であるかどうかということをお断
いたしておるところでございます。

○佐藤昭夫君 いまも、透水係数、これが判断の
重要な目安の一つと言われているわけでありま
すが、そこで、その問題についてでありますけれ
ども、土木工学の常識では、この透水性の問題につ
いてはテルツァギの分類、これが採用されてお
つて、いわゆる透水係数が十のマイナス七乗以下、
これを不透水層としております。また、アメリカ
の開発局の分類でも、十のマイナス六乗センチメ

ートル・パー・セカンド、これ以下をもって不透
水層というふうに分類をしているわけでありま
すけれども、これらのことは、環境庁が昭和五十二
年度に委託調査を行いました、社団法人日本廃棄
物対策協会、この出してあります「埋立処分地
構造基準設定調査報告書」昭和五十三年三月の報
告書であります、ここにもいふ触れた点は報告
をされている点であります。さらに、この報告書
の二百六ページ、ここに、透水係数十のマイナス
五乗ないしマイナス六乗センチメートル・パー・
セカンド、これ以下になるようにシャ水を行うこ
とが義務づけられている、というふうに明記をし
ているわけですが、環境庁、そういうこと
ですね。

○説明員(三本木健治君) お答え申し上げます。
ただいま先生御指摘のありました調査報告書、
確かに五十二年環境庁において委託調査とい
う形で行っております。この中にございまして、
「シャ水工を行うことが義務づけられており」と
ございまして、これは現実にはそのような明確な
基準が制定されたものではございません。この報
告書全体としまして、そういった外国の知見をも
とに調査を行ったものでございまして、この点に
つきましては、不正確な記述ではないかと私も
思っております。

○佐藤昭夫君 この透水係数が十のマイナス五乗
ないし十のマイナス六乗センチメートル・パー・
セック以下ということが法令、規則、通知、そう
いったものできつと明文化されておる、明文化
をした形で義務づけられておる、そこまでは言え
なくても、このことが判断の重要な目安の一つで
あるということ、そういうことですね。

○説明員(三本木健治君) 先生御指摘のように、
この数値につきましてはあくまで技術的指導のた
めの一つの目安でございまして、明示された基準
とはなっておりません。

○佐藤昭夫君 そこで、京都で問題になっており
ます、瑞穂町に建設予定の処理場、ここにおける
調査であります、地面下十五メートルないし二

十メートル、そこにおける透水係数が十のマイナ
ス五乗センチメートル・パー・セックを上回って
いて、ルジオン値については、低いところでも一
ないし五ルジオン、場合によっては五ないし十ル
ジオン、さらにそれを上回るところがあると、こ
ういう調査結果になっているわけでありますけれ
ども、径四十ないし八十ミリのボーリング孔の場
合、一ルジオンというのはほぼ十のマイナス五乗
センチメートル・パー・セックの透水係数にも相
当すると、こう言われているわけでありますか
ら、ルジオン値が十を超えていることは、これ
は透水係数が先ほどの十倍、十のマイナス四乗セ
ンチメートル・パー・セック、これを上回ると、
こうなると透水性の高い地盤だと、こういうこと
になると思ひます。したがって、京都における
事業主の方もさすがに、不透水層とは言ひ得ない
で難透水層と、こういう表現を使っているわけ
であります。

それから、もう一つのこの判断の問題でありま
すけれども、現地の地質の調査を担当された京都
教育大学の川端博教授、これは河川学の専門家で
ありますが、この方によりまして、断層破砕帯が
複雑に存在していること、ボーリングテストによ
る地下水位を見ますと、短い区間で種々の流路、
水位を持つ地下水が存在している、いわゆる裂隙
水脈、これであるという指摘が行われているわけ
であります。

こうした点を踏まえて、本間に住民の生命と健
康を守る、そのために万全の対策が講ぜられるべ
く十分な調査、科学的な調査を行うということが
まず何にも増して重要になると思ひます。それで
すけれども、すなわち、いまも指摘しましたよう
に、一つは地下水についての調査、流向、流量、
流速、こういった総合的な調査それから二つ目に
は基礎岩盤についての断層の性状、規模、これが
どうかということについての入念な調査、こうい
うものがまず前提として必要だというふうに思
うわけでありますけれども、こうした点、厚生省な
いし環境庁、それぞれ御意見どうでしょう。

○説明員(山村勝美君) 埋立地に起因しまして地下水が汚れるようなことがあってはならないというものが廃棄物処理法の精神でもございまして、御指摘の、地下水の調査、あるいは岩盤の性状、あるいは断層の問題等については、当然に調査に含まれてしかるべきと考えます。

現在裁判に係争中でございますが、京都府当局から聞いたところによりますと、専門家による相応の調査をし、技術的には支障がないというような報告を受けておまして、京都府は当然にそういうセンターの処分施設に対して審査を行うわけでありまして、そういうチェックの結果、支障はないというような報告を受けておるところでございますが、一通りのことはやられておるのではないかとこのように考えておるところでございます。

○説明員(三本木健治君) 環境庁におきましては、現地の状況は詳細に把握しておりまして、ただいま厚生省のお話しいただいたことで御了解いただいたかと思っております。

○佐藤昭夫君 厚生省の方は、京都府の方が十分な調査をやっておるのじゃないかというふうに理解をしておると、こういうお話であるし、環境庁の方は、余り詳しく具体的には知らぬと、こういうお話でありますけれども、果たしてこういうことを御存じかということでお指摘をしておきたいというふうに思っています。

このいま京都府の問題になっておるそのところでありまして、六・九ヘクタール、この非常に広大な土地の地下水の実態を把握するのには、たまた五本のボーリング調査しかしてないという状況でありまして、こういうことで果たして入念、科学的な調査と言いつてもいいから二つ目に、ダムサイトに断層が走っていることを事業者も認めているわけでありまして、しかも、果たしてその断層の規模、そしてその性格が活断層であるかどうか、こういうことははっきりしないまま事が進められようとしているという状況。それからさっきもちょっと触れましたが、

この断層あるいは破砕帯、これがあつた場合地下水が地形と無関係な非常に複雑な流れ方をすることが多いというのは、これはそういう専門家の指摘をする常識でありまして、こういう点についても点検がなされていい。

いずれにしても、現地は由良川水系の土師川の支流で猪鼻川の上流の地域であります。その水は上水道、農業用水、そういうものにも広く利用されておつて、三和町だけでも上水道の給水人口は町全体の過半数、農業用水の水田利用面積は町全体の三分の一、こういう状況で、もし万一重金属等有害物質、これが漏れているというやうなことになるればこれは事は重大で、そういう意味で万一のことが起こらないよう十分な事前調査、これが必要だということに思ふておる。

環境庁の方は余り詳しく知らぬということですから、ひとつ私の指摘した点をよく念頭に置いて、今後そういう環境汚染が起こらないよう入念な指導なり見守りをしていただきたいと思ふんですけれども、厚生省の方は大体やっておるはずですから、京都府の方が入念にやっておるはずという答弁をなさっているんですけれども、私がいま指摘をしたようなことは御存じでしょうか。

○説明員(山村勝美君) 現在係争中の課題の一つとして、そういうことがあるということは承知いたしております。

○佐藤昭夫君 そういう係争中の課題、論争点になつておるということは承知をしております。しかし、そういうことが論争点になつておるそのままだに、しかし入念な調査をやつて、事が進められておるはずだということに思ふておる。

○説明員(山村勝美君) 京都府が専門委員会を設けて専門家の判断でやられておることでございまして、そういう経過から見ますと、報告から見ますと、技術的には問題はないのではないかとこのように考えておることでございまして。

なお、たとえばダムサイトを掘つた段階でさらに地盤をよく見まして、必要があれば所要の手を

打つというやうなことも言っておりますので、そういうことも含めて問題がないのではないかとこのように考えておることでございまして。

○佐藤昭夫君 必要とあれば手を打つという、まさにその必要がこの具体的事実をもつて浮かび上がつてきているんじゃないかということでは私は問題を提起しておるつもりなんですけれども、その点で、国の意見も聞きながら京都府が進めたい、しかし、にもかかわらず、万が一という不測の事態が発生をしたという場合の責任は、後から後の祭りという議論でも始められぬわけですか、ぜひその点よく注意をしてもらう必要があるということを重ねて強調をしておきたいと思ふわけ。

余り時間ありませんので、さらにもう一つの角度からの問題に移ります。

次に、重金属を含む廃棄物の規制に関して、溶出試験というものを国は定めておる。試験とその基準を定めておるわけですが、これについて、今日各方面からいろいろ疑問が出されておるわけでありまして。たとえばその一つに、奈良市が委託をしました「南部土地改良清事業計画」に関する環境保全対策の検討」という昭和五十九年九月三十日に出されておる報告書、いわゆるプランD報告と言われるものでありますけれども、この中では、たとえばカドミウムについて、環境庁告示方法の十八・四倍から五十八・三倍、これに至る非常に高い結果が出ておるという報告がこの報告書の中にあるわけでありまして、また、広島地裁も、昭和五十七年三月三十一日の判決で、この「環境庁告示に定める検出方法による検定の結果だけでは不十分」だということにはつきり判示を

中において、国の定めている基準を上回るより厳しい規制基準、すなわち、一つは、国の基準にはないマンガン、銅、亜鉛、これについても独自の基準を定めておること。それから二つ目には、国の定める溶出基準に合格をしても、有害物質の含有量が一定量を上回るものについては、その埋め立て方法について独自の規制をこの神戸市の要綱は定めておるわけでありまして。

以上述べましたように、各方面からのいろいろ批判が提出されておる問題でありますから、したがって、現行の溶出試験、これについては問題があり、改善をすべきであらうというふうに私は思ふわけですが、環境庁どうですか。

○説明員(三本木健治君) お答え申し上げます。先生御指摘の、現行の基準といたしましては、昭和四十八年二月十七日環境庁告示第十三号によりまして、産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法を定めたものがございまして。

一般に産業廃棄物の溶出試験におきましては、試験を水素イオン濃度指数五・八から六・三の間に調整いたしました溶媒に重量体積比一〇％の割合で混合いたしまして、六時間の連続振とうを行うこととなつておりますが、この場合のpHの値は、自然に存する陸水におおむね合わせられたものでございまして。この試験の意図しておりますところは、通常は弱酸性を呈しております降雨によりまして浸出した物質がどのように変化するかということをおいば実験室で再現するわけでございます。

その結果、試験の影響自体を一定期間フォローするということを主眼といたしております。したがって、振とう中の混合液のpH濃度を連続して一定とすることにしまして浸出を連続して行うという判定の方法とは考え方が異なるわけでございます。

先生御指摘のやうな考え方もあるようでございましてけれども、私もとしまして採用いたしたものは、そういう自然の降雨によつてどのような浸出液が変つていくかということをも再現するためのものでございまして、若干趣旨を

さらに神戸市、これが昭和五十三年の八月、「重金類等を含む産業廃棄物の適正処理に関する要綱」、これを定めておるわけですが、その

異にいたしております。

○佐藤昭夫君 私提起をした例は、直ちにそのことについて環境庁として同じ意見かということに性急に答えを求めているわけじゃないですけれども、しかし、いやくも地方自治体、この奈良市の場合には委託調査であるし、神戸市はみずからの決めた廃棄物についての規制要綱、この中でいやくも地方自治体が正式に決めるからには、いろいろ専門家の意見も求めてよく議論もし研究をした末そういう結論に到達しておるといふことだと思ふんですよ。また、地方裁判所もそういう判断を示しているといふことで、いずれにしてもいまの環境庁告示に基づく溶出試験、その基準、これについてはやっぱり見直しをすべきかどうかということについての検討ぐらいいはやつてしかるべきですわな。

それで、環境庁としてすでに多少の検討は始めているわけでしょう、若干の。というところで、私が言っているのは、こういう奈良市なり神戸市なり広島地裁なりと、こういうことも言われている時期であるので、一遍よく虚心にこの基準についての見直しを開始すべきじゃないかということに尋ねておるわけですから、三つ挙げた例についてこれと同じ意見かと、それを性急に答えを求めておるわけではない。見直しをすべきじゃないかと言っておるのですから、それは当然そういう検討をやつてしかるべきじゃないですか。

○説明員(三本木健治君) ただいま御指摘の点につきましましては、内々その作業条件等の改善についての検討は進めております。

将来の課題といたしまして、そういった御指摘の点も十分念頭に置きまして研究を進めてまいりたいと考えております。

○佐藤昭夫君 それでは最後にお尋ねをします、私、本日二つの角度、一つはいわゆるしゅ水工、有害物質が漏れ出ないようしゅ水工をどういうふうに施すかというその基準、考え方、この問題、それともう一つは、溶出試験という形で規制基準、こういう角度からいろいろ質問をしてき

たわけです。

もとより私も、産業廃棄物処理場、こんなものはやめておけとか、そういう乱暴なことを言うわけじゃない。その必要なこと、これは否定をするものではない。その必要なこと、これは同時に、それがいかに適切な場所に公害の心配のないような万全の事前の対策を施してこの建設がやられるか、またこの管理運営がされていくかという、このことが大事だと、こういうことであるという意見を述べ質問をしてきたわけでありまして。そうでありましても、住民と事業者の間で不幸な対立、これが結局は解消されないということになるわけでありまして。京都府の瑞穂町に予定されておる、きょう具体的提起をしておる問題で言えば、事業者側が住民との話し合いを拒否をしたり、科学者からの具体的な疑問点の指摘、これを無視して工事を行なった、そのことによって裁判にまでなつてきているという、こういう対立を生んでいるわけでありまして、まことに遺憾なことだといふふうに言わざるを得ないわけでありまして。

しかし、ようやく最近になって事業者側の方がなお一層の事前調査の余地を認めるような提案を住民側に行つてきていると、こういう動きも生まれてきているわけでありまして、そうした点でお尋ねをしますと、とかく裁判の案件になつていくようなことについてはできるだけ国としては口を差し挟まないというたてまえになつていくわけですから、いままう一遍事前調査、いろいろな住民側、科学者の側の指摘に基づいてひとつそれを考えてみようかという兆しも出だしておるこの時期でありますので、適切な形で必要な国としての事が円満に進むこの目的のために指導助言、こういうことをひとつやつていただく必要があるんじゃないかというふうに私は思いますし、そういう可能なインシアチブをぜひ国としてとつてほしいということと、大臣にお聞きを願つておいたわけですから、最後にその点、ひとつ大臣といひますか国としてのそういうインシアチブを期待をしてお尋ねをしたいと思います、どうで

しょう。

○国務大臣(林義郎君) 話をずっと聞いております、なかなかむずかしい問題だなというのを率直に印象として持ったわけでございます。私も話を聞いておりました、しゅ水工の話であるとか不透水層の問題であるとか、これなかなかむずかしい問題がたぐさんあるんだと、そういった点も実際問題としてどういふふうな測定をしてやったらいいかとかどうだかという印象でございます。しかし、こういった問題をどうもつくるときには、一応学問的にこんなところでやつたらいいだろうというふうな話もあるんでしゅ水工けれども、それでは果たして国がそこまで入つていってそれをもって何か一つの基準につくるとかなんとかという話になると、これはまたまた大変にむずかしい議論がそのこと自体でも出てくるのではないかなという感じを持ったわけでございます。

ただ、いま御指摘の瑞穂環境保全センター最終処分場の建設につきましては、京都府の地方裁判所において係争中の事件でもございますから、私の方としては関心を持ってその動向を見守りたい、こういうふうなことでございます。せっかくの話でございますから、いろいろな住民と京都府の間で、京都府の方も、恐らく住民のいろんな御意見は話を聞いておられるだろうと思いますが、もしも円満な解決を図られるようなために必要なことがあれば、その場合には改めて京都府の方にも指導をしてみたい、こういうふうにご考慮しておるところでございます。

○佐藤昭夫君 ちょっと、もう一点。

いづれにしましても、関係者といひますか、事業主と住民の側でよく話を、よく話し合いをして、納得すべく意見の一致を図つて事を進めていく、このことが大事なんです、紛争をエスカレートさせないために。そういう意味で、国として、私も言っているように、なかなか介入的なそういうことは避けたい、この立場の問題もあるでしょう。しかし、よく事業主と住民との

間で話し合つて問題の解決を図っていくという、このことについて国がいろいろ必要な助言指導をすることについて、それは別に干渉になるわけじゃないですわね。だから、そういう点についてインシアチブを国として今後ひとつやつてもいいというふうな思ふわけでありまして、重ねてその点をお尋ねをしておきます。

○国務大臣(林義郎君) お答えいたします。

この問題につきましては、大分前から厚生省としても、住民への対応についてできるだけ誠意を持って対処するように進めておつたところではございますが、やはり言うなれば民事の問題であるし、お互いが話し合いができないから恐らく地方裁判所の方において裁判で決着をしよう、こういうことになつたんだらうと、こう思ふわけでございます。その辺の判断にもまたなくちゃしやうがないのではないかと。非常に遺憾なことであるけれども、そういったことにまたざるを得ないところでございます。

○佐藤昭夫君 時間ですから、終わります。

○委員長(目黒今朝次郎君) 本調査に対する今日の質疑はこの程度にとどめます。

○委員長(目黒今朝次郎君) 次に、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。林厚生大臣。

○国務大臣(林義郎君) ただいま議題となりました戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

戦傷病者、戦没者遺族等に対しましては、その置かれた状況にかんがみ、各種の援護措置を講じ、福祉の増進に努めてきたところでありますが、今回、平病死に係る遺族年金及び遺族給与金の改善を行うとともに、国債の最終償還を終えた

戦没者の妻及び父母等に対し改めて特別給付金を支給するなど、所要の改善を行うこととし、関係の法律を改正しようとするものであります。

以下、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一は、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正であります。これは、恩給法の傷病者遺族特別年金に遺族加算を行うことに伴い、同様の給付である平病死に係る遺族年金、遺族給与金についても、これと同様の加算を行うものであります。

第二は、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正であります。これは、継続分の国債の最終償還を終えた戦没者等の妻に対し、特別給付金として、百二十万円、十年償還の無利子の国債を改めて支給すること等の改善を行うものであります。

第三は、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部改正であります。これは、再継続分の国債の最終償還を終えた戦没者の父母等に対し特別給付金として、六十万円、五年償還の無利子の国債を改めて支給すること等の改善を行うものであります。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願いいたします。

○委員長(目黒今朝次郎君) 本案に対する質疑は後日に譲ります。

○委員長(目黒今朝次郎君) 次に、戦時災害援護法案、公衆浴場法の一部を改正する法律案及び市町村が行う寒冷地世帯暖房費援助事業に係る国の補助に関する法律案、以上三案を一括して議題といたします。

三案について、それぞれ発議者から趣旨説明を聴取いたします。渡部通子君。

○渡部通子君 私は、ただいま議題となりました戦時災害援護法案につきまして、日本社会党、公

明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合、無党派クラブ及び新政クラブを代表いたします。提議の理由を御説明申し上げます。

すでに戦後三十七年を経て、あの忌まわしい戦争への記憶が一段と風化しつつある中で、なお、戦争の傷跡が生活を圧迫し、生命と健康を失った多くの一般戦災者が、いまだお国から何らの援護を受けることなく、戦争犠牲者として、傷病苦と生活苦にあえぎながら余命をつないでいる現実を放置することはできません。

私は、これら戦災者の心情と、報われることなく高齢で亡くなられる方々の続出する日々を思いをいたすとき、援護の手が一刻も早く差し伸べられる必要を痛感せざるを得ないのであります。

振り返ってみますと、さきの大戦では、原爆投下を含め米軍の無差別爆撃はとどまることなく、戦後と思われていた非戦闘員とその住居までも一瞬にして戦場に変え、わが国全土にわたる諸都市を焼き払っていきましました。

昭和二十年四月十三日「状況窮迫せる場合に应ずる国民戦闘組織に関する閣議決定は、新たな兵役義務により、兵として動員し、統帥権下に服役せしめ得る必要な法的措置を講ずること」を決議し、昭和二十年六月二十二日に即時公布された義勇兵役法では、「国民義勇隊」に参加せしむべきものは、老幼者、病弱者、妊産婦等を除くの外は、可及的広範に包含せしむるものを徴兵し、いわゆる国民皆兵体制をつくり上げたことによつても、当時すでに平和な戦後は存在せず、戦場そのものとなつていたことは明白であります。

これによる一般市民の死傷被害は、沖繩を除いても僅に八十万人を超え、罹災人口は実に一千万人を超すと言われています。中でも昭和二十年三月十日の東京大空襲は、わずか二時間余の爆撃によつて全都の四割が一瞬にして灰じんと化し、炎の中で約十万人の市民の生命を奪いました。その惨状は、イギリスの一物理学者が、原子爆弾攻撃による荒廃化を除けば、いまだになされた空襲のうち最も惨害をほしいままにした空襲と指摘するほどでありました。

昭和十七年二月二十四日に公布された戦時災害保護法では、昭和二十一年に廃止されるまでの間に十二万七千人の民間戦災者、傷病者、同遺族に対し、救済、補償もなされました。しかるに政府は、今日まで戦争犠牲者対策を、軍人軍属及びその遺族など、昭和五十七年三月末現在約十二万人に限定してきているのであります。法定後、準軍属と言われる人々など、わずかな範囲の拡大はあったものの、戦後の犠牲者に対する援護の手は、基本的に皆無に等しいまま、今日に至つてい

るのであります。

一方、今次大戦の同じ敗戦国である西ドイツでは、すでに昭和二十五年に戦争犠牲者の援護に関する法律を制定し、公務傷病と同視すべき傷害の範囲をきわめて広範に規定したため、援護の手はあまねく一般市民にまで行き届き、その対象は昭和五十二年六月末現在においても実に二百十七万八千人にも上つています。

わが国の戦争犠牲者対策は、原爆被害者に対する特別措置は別として、あくまでも軍人軍属等に限定しようとするものであり、こうした政府の態度は、大戦の過ちを衷心から悔い改めようとする姿勢に欠けるばかりか、その態度のよつて来るところが軍事優先の思想であるのではないかと疑念さえうかがわれるものであります。

戦後三十七年を経ていまだに放置されたままの一般戦災者に対し、国の援護措置を望む国民の声は戦災地域にとどまらず、それ以外の自治体から決議、意見書が多く寄せられている事実とともに、もはや一刻の猶予も許さないところにきています。本案はこのような国民の声を背景に、本案成立の日まで、いまだ戦後は終らないとの確信を持つて作成し、再び提案するものであります。

次に、本案の要旨について簡略に申し述べますと、さきの大戦で空襲その他の戦時災害によつて身体に被害を受けた者及び死亡した者の遺族に対し、戦傷病者特別援護法及び戦傷病者戦没者遺族等援護法に規定する軍人軍属等に対する援護と同様、国家補償の精神に基づく援護を行おうとするものであります。ただし、遺族に対する援護については、遺族年金に代えて、一時金たる遺族給付金百万円を支給することとしております。

援護の種類別に申し上げますと、第一に、療養の給付、療養の手当三万一千二百円支給及び葬祭費十萬五千元を支給することであり、第二は、更生医療の給付は、補装具の支給及び修理、国立保養所への収容並びに日本国有鉄道への無償乗車等の取り扱いであります。第三は、障害年金または障害一時金を支給することであり、以上、支給要件、給付内容はすべて軍人軍属等におけると同様であります。第四は、遺族給付金、五年償還の記名国債として百万円の支給であります。遺族の範囲は、死亡した者の父母、子、孫、祖父母で、死亡した者の死亡の当時、日本国籍を有し、かつ、その者によつて生計を維持し、またはその者と生計をともにしていた者としたしております。第五は、弔慰金五万円の支給、遺族の範囲はおおむね軍人軍属等におけると同じであります。

なお、この法律による援護の水準を、特別援護法または遺族援護法による軍人軍属に対する援護の水準と同じレベルにしたことに伴い、これらの法律による準軍属に対する援護で、なお軍人軍属に対する援護の水準に達していない者については同一レベルに引き上げる措置を講ずることとしたしました。

最後に、施行期日は、公布の日から一年以内で政令で定める日としております。

何とぞ、御審議の上、速やかに本案の成立を期せられんことをお願いいたします。提案理由の御説明を終わります。

○委員長(目黒今朝次郎君) 田中寿美子君。

○委員(田中寿美子君) 公衆浴場法の一部を改正する法律案につきまして、日本社会党、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合、無党派クラブ及び新政クラブを代表いたします。提案理由及び内容の概要を御説明申し

○委員(田中寿美子君) 公衆浴場法の一部を改正する法律案につきまして、日本社会党、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合、無党派クラブ及び新政クラブを代表いたします。提案理由及び内容の概要を御説明申し

○委員(田中寿美子君) 公衆浴場法の一部を改正する法律案につきまして、日本社会党、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合、無党派クラブ及び新政クラブを代表いたします。提案理由及び内容の概要を御説明申し

上げます。

売春防止法制定より二十六年を経過した現在、政府公認の集娼制度は解体されたが、売春の形態は多様化し、潜在化して第三者による女性の搾取は後を絶ちません。

「国連婦人の十年」の起点であった一九七五年の国際婦人年メキシコ会議において、婦人の人格の尊厳及び肉体の不可侵が宣言され、人身売買及び売春の禁止が決議されています。また、一九七九年十二月、第三十四回国連総会において採択された婦人に対するあらゆる形態の差別撤廃条約第六条においても「締約国はあらゆる形態の婦人の売買及び婦人の売春からの搾取を禁止するためのすべての立法を含む適当な措置をとる」と規定されているところがあります。この条約は、一九八〇年七月コペンハーゲンでの国連主催の世界婦人会議において、わが国も署名しておりますが、昭和五十八年二月現在では、批准、加入国はすでに四十六カ国に及んでおりますので、批准を急がねばなりません。

わが国においては売春防止法によって売春は禁止されているとはいえ、さまざまな売春の形態が存在し、社会環境は年少者の性的非行や少女売春を生み出す大きな要因となっております。また、暴力団や業者による売春の強要は、外国女性、主としてアジアの各国にも及んでおり、海外からの非難も浴びています。それらはしばしばトルコ風回その他各種の接客業者の仲介や強制によるものであり、このまま放置しておくとすれば売春防止法はその意義を全く失うものとなります。

中でも、個室つき浴場業の業態は売春の温床と化し、特殊浴場業の距離規制の悪用によって全国各地に集娼地域を発生させており、そこで役務を提供する女性に対して浴場業者は事実上の管理売春による搾取を行っています。また、これらの業者と結託するヒモ、暴力団などによる売春の強制、搾取など、女性の人身侵害は目に余るものがあります。

かかる実情を見るとき、売春防止法の実効性を

補完するための一助として、個室つき浴場業において異性による役務を提供させることを禁止し、売春の温床を多少とも取り除く必要があります。これが、ここに公衆浴場法の一部改正案を提出する理由であります。

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

まず第一に、営業者は浴場業の施設として個室を設け、当該個室において異性の客に接触する役務を提供し、または異性の客に接触する役務を提供する者に当該役務の提供のために当該個室を使用させてはならないものとしております。

第二に、都道府県知事は、必要があると認めるときは、立入検査等を行うことができるとともに、違反した営業者には、浴場業の許可を取り消し、または営業の停止を命ずることができるものとしております。

第三に、第一の規定に違反した者は、これを六カ月以下の懲役または二万円以下の罰金に処することとしております。

なお、この法律は、公布後二カ月を経過した日から施行するものとしております。

以上がこの法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(目黒今朝次郎君) 対馬孝且君。○対馬孝且君 ただいま議題となりました市町村が行う寒冷地帯暖房費援助事業に係る国の補助に

も及び、このような低所得世帯にあつては、これに何らかの援助の手を差し伸べなければ、冬期間は多数の世帯が生活保護を受けなければならぬことにもなりかねない状況になってきております。

また、行政当局においても、これら地域における生活の実情について調査を行い、その実態把握に努められていくところであります。

このような事態に対処して、一部寒冷地における地方公共団体は、母子世帯等に対し特別生活資金の貸付事業及び援助金等を支給する事業を行っております。しかし、現下の地方財政の実情では、地方公共団体が低所得世帯に対し実のある暖房費の援助事業を継続して行うことは困難であり、当該地方公共団体はこれら事業に対する国の援助を強く要望しているところであります。

そこで、市町村が行う寒冷地帯暖房費援助事業の円滑な実施を図るため、道県が当該事業につき補助する場合における当該補助に要する費用について国が補助する必要があるとあります。

これが、この法律案を提出する理由であります。

以下、本案の内容を説明いたします。

第一に、寒冷地帯暖房費援助事業とは、寒冷地の低所得世帯に対し、当該世帯の暖房費に係る経済的負担の軽減を図るため、暖房費に係る援助金、灯油等の金品を支給しようとするもので、国庫補助の対象となるのは、寒冷地、世帯構成員数に応じて通常必要と認められる暖房費の三分の一に相当する額として政令で定める額までの援助に限っております。

なお、対象地域である寒冷地は、寒冷の度にはなはだしい地域を政令で定めるとし、対象世帯は、世帯構成員全員の所得合算額が政令で定める一定の額未満である世帯に限定するとともに、寒冷地手当受給者世帯、生活保護世帯、社会福祉施設入所世帯等を除いております。

三分の二を国庫補助とするものとし、市町村事業費の二分の一相当額を限度額としております。

なお、この法律案は公布の日から施行し、昭和五十八年九月一日以降の事業について適用することとしております。

以上が本案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(目黒今朝次郎君) 三案に対する質疑は後日に譲ります。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時三十一分散会

四月一日日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、婦人の立場から優生保護法の改正反対に関する請願(第一八三三三号)
- 一、身体障害者に対する福祉行政に関する請願(第一八三四四号)
- 一、労働者災害補償保険法改善に関する請願(第一八三五五号)
- 一、労災年金と他の年金との完全併給に関する請願(第一八三六六号)
- 一、旧旧労災被災者に現行労災法適用に関する請願(第一八三七七号)
- 一、労災年金の最低給付に関する請願(第一八三八八号)
- 一、福祉手当増額支給に関する請願(第一八三九九号)
- 一、身体障害者の無年金者救済に関する請願(第一八四〇〇号)
- 一、年金の官民格差是正に関する請願(第一八四一四号)
- 一、福祉年金の所得制限廃止に関する請願(第一八四二二号)
- 一、労災者補償者の遺族年金に関する請願(第一八四三三三号)
- 一、在宅重度障害者の介護料に関する請願(第一八四三三三号)

- 一八四四号)
- 一、重度障害者の終身保養所設置に関する請願(第一八四五号)
 - 一、身障者雇用に関する請願(第一八四六号)
 - 一、在宅重度障害者の暖房費に関する請願(第一八四七号)
 - 一、労災重度被災者の暖房費支給に関する請願(第一八四八号)
 - 一、労災年金のスライドに関する請願(第一八四九号)
 - 一、健康保険・国民健康保険に関する請願(第一八五〇号)
 - 一、労災被災者の脊髄神経治療に関する請願(第一八五一号)
 - 一、身障者家庭奉仕員の採用に関する請願(第一八五二号)
 - 一、年金制度の改善に関する請願(第一八五三号)
 - 一、脊髄損傷者病氣治療に関する請願(第一八五四号)
 - 一、脊髄損傷治療に関する請願(第一八五五号)
 - 一、原子爆弾被爆者等の援護法制定に関する請願(第一八六九号)
 - 一、婦人の立場から優生保護法の改正反対に関する請願(第一八九三三号)
 - 一、身障者に対する福祉行政に関する請願(第一八九四号)
 - 一、労働者災害補償保険法改善に関する請願(第一八九五号)
 - 一、労災年金と他の年金との完全併給に関する請願(第一八九六号)
 - 一、旧労災被災者に現行労災法適用に関する請願(第一八九七号)
 - 一、福祉手当増額支給に関する請願(第一八九八号)
 - 一、身体障害者の無年金者救済に関する請願(第一八九九号)
 - 一、年金の官民格差是正に関する請願(第一九〇〇号)

- 〇〇号)
- 一、福祉年金の所得制限廃止に関する請願(第一九〇一号)
 - 一、労災脊髄損傷者の遺族年金に関する請願(第一九〇二号)
 - 一、在宅重度障害者の介護料に関する請願(第一九〇三号)
 - 一、重度障害者の終身保養所設置に関する請願(第一九〇四号)
 - 一、身障者雇用に関する請願(第一九〇五号)
 - 一、在宅重度障害者の暖房費に関する請願(第一九〇六号)
 - 一、労災重度被災者の暖房費支給に関する請願(第一九〇七号)
 - 一、労災年金のスライドに関する請願(第一九〇八号)
 - 一、健康保険・国民健康保険に関する請願(第一九〇九号)
 - 一、労災被災者の脊髄神経治療に関する請願(第一九一〇号)
 - 一、身障者家庭奉仕員の採用に関する請願(第一九一一号)
 - 一、年金制度の改善に関する請願(第一九一二号)
 - 一、脊髄損傷者病氣治療に関する請願(第一九一三三号)
 - 一、脊髄損傷治療に関する請願(第一九一四号)
 - 一、優生保護法一部改正反対に関する請願(第一九一五号)
 - 一、優生保護法の一部改正反対に関する請願(第一九一六号)
 - 一、民間保育事業振興に関する請願(第一九一七号)
 - 一、優生保護法の改正に関する請願(第一九一八号)
 - 一、身体障害者に対する福祉行政に関する請願(第一九一九号)
 - 一、身体障害者の無年金者救済に関する請願(第一九二〇号)

- (第一九四七号)
- 一、年金の官民格差是正に関する請願(第一九四八号)
 - 一、在宅重度障害者の介護料に関する請願(第一九四九号)
 - 一、身障者雇用に関する請願(第一九五〇号)
 - 一、在宅重度障害者の暖房費に関する請願(第一九五一号)
 - 一、身障者家庭奉仕員の採用に関する請願(第一九五二号)
 - 一、年金制度の改善に関する請願(第一九五三三号)
 - 一、脊髄損傷者病氣治療に関する請願(第一九五四号)
 - 一、脊髄損傷治療に関する請願(第一九五五号)
 - 一、優生保護法の改正反対に関する請願(第一九六一号)
 - 一、優生保護法の改正反対に関する請願(第一九六二号)
 - 一、優生保護法の改正反対に関する請願(第一九六三三号)
 - 一、優生保護法の改正反対に関する請願(第一九六四号)
 - 一、優生保護法の改正反対に関する請願(第一九六五号)
 - 一、優生保護法の改正反対に関する請願(第一九六六号)
 - 一、優生保護法の改正反対に関する請願(第一九六七号)
 - 一、優生保護法の改正反対に関する請願(第一九六八号)
- 第一八三三三号 昭和五十八年三月十八日受理
- 婦人の立場から優生保護法の改正反対に関する請願
- 請願者 福島県郡山市並木五ノ一四ノ三三 小松恵子 外二十四名
- 紹介議員 下田 京子君
- この請願の趣旨は、第一四三二号と同じである。
- 第一八三四号 昭和五十八年三月十八日受理
- 身体障害者に対する福祉行政に関する請願
- 請願者 横浜市戸塚区舞岡町二一 伊藤喜代次
- 紹介議員 前島英三郎君
- 一、両下肢麻痺の車椅子使用者が自動車運転する場合、ガソリン価格に含まれるガソリン税部分を補助すること。
- 二、両下肢麻痺の車椅子使用者で、自動車の運転

ができない者には福祉タクシー制度をつくらなければならない。

三、両下肢麻痺の車椅子使用者には、自動車を補具として支給すること。

四、電話等通信手段を利用して行政サービス、文化、教育を受けられるようにすること。

五、四肢麻痺の頸椎損傷者が、健康で、文化的な生活を過ごせるような義肢器具・福祉器械を開発すること。

六、国民健康保険で療養の給付を受ける場合の一部負担金の一時立替制を廃止し、完全無料にすること。

理由

(一)車椅子障害者は、安価な公共交通機関の利用ができず、高価である自動車を利用しているが、生活費に占めるガソリン代の比率が高く、生活を圧迫している。一部の自治体では既にガソリン税に相当する部分を補助しているところもあり、国の施策が自治体よりも遅れないようにすべきである。

(二)自動車運転できる身体障害者は、ある程度の社会参加も可能となつたが、運転できない者は参加できないので取り残される。福祉タクシーなどの制度をつくつて、社会参加の道を開くべきである。

(三)自動車は、脊髄損傷者の足であり、足がなければ社会参加できないので補具としての支給を実現すべきである。

(四)四肢麻痺の頸椎損傷者や、雪国に住む車椅子使用者は、冬季節間手動で外出ができないので、電話などの通信手段を利用して、行政サービス、文化、情報、教育を受けられるようにすべきである。

(五)産業界で、実用化されているロボットを我々の障害に応用すれば、その手足の代わりとなることも可能と思われ、介護人の手数を省くだけでなく、身体障害者も社会に貢献できる。

(六)健康保険の三割負担は国より支払われるが、この分は一時患者の立替制になっている。身体障害者の多くは、年金生活者で、生活に余裕がないので、この一時立替は困難である。また、医療費の還付手続きも大変な仕事である。

り、医療窓口より患者を経由しないで、直接国より支払われれば、身体障害者は楽になり、国においても煩わしい仕事は減少する。

第一八三五号 昭和五十八年三月十八日受理

労働者災害補償保険法改善に関する請願

請願者 横浜市戸塚区舞岡町二一 伊藤喜代次

紹介議員 前島英三郎君

一、全国労働者連合会の代表一名を被災者代表として、労働保険審議会委員に加えること。

二、労働保険給付と民事損害賠償との調整に反対であるが、これを実施する場合は、自賠責給付と労災給付との間で実施されているとおり、被災後三年間だけを調整期間とすること。また、民事損害賠償のできない被災者に労災保険制度による特例一時金(仮称)を支給すること。そして、この支給額は、障害特別支給一時金の額と同額にすること。

三、障害補償年金・傷病補償年金の一般については、年金給付日数を三百六十五日に引き上げることに。

四、労働福祉事業の社会復帰資金の貸付け、特別支給金、自動車購入資金の貸付けについて、障害・傷病を区別せず、年金ならば一律に扱うことに。

五、自動車購入資金は、返済後再度貸し付けること。

六、自動車運転免許証所有の脊髄損傷者、又は同免許証所有の介護者のいる者で、本人が同免許証を所有しない者に、自動車を補装具として支給すること。

七、頸椎損傷者に電動車椅子と、手動車椅子とを併給すること。

八、労災病院で、人工透析治療を実施すること。

九、労災病院で、歯科治療を実施すること。

十、山形県に、労災病院を設立すること。

と。

十二、頸椎損傷者のための補装具(各種リフター等)や自助具を開発すること。

十三、特別給付を基礎とする特別年金を現行の給付基礎年額の十六・九パーセントから二十五パーセントに引き上げ、そして、その上限を引き上げること。

十四、介護料及び入院諸雑費の額を大幅に引き上げることに。

十五、労災休養施設を車椅子身体障害者が使用できるように改善するとともに、増設すること。

理由

(一)現在の労働審議会の委員は、被災労働者に関する薄い者によつて構成されているが法の第一の目的である被災労働者とその遺族の保護、援護、福祉の増進のためには労働災害被災者の代表を加えるべきである。(二)昭和五十五年十一月の民事損害賠償と労災保険給付との調整についての労働者災害補償保険法の改正は使用者側の便益に偏した内容であり、我々は、原則的に反対である。労働災害の重大災害のうち民事損害賠償請求によつて被災労働者が公正な権利請求を行った割合は、死亡遺族が二割、その他の重度傷病被災者が一割で、被災者のほとんどが訴訟もできず、最低の補償である労災保険給付で我慢せざるをえない状況下に置かれている。(三)労働者災害補償保険法の障害補償年金の年金額は、一級障害の場合、平均賃金の三百十三日分となっており、これは一年間三百六十五日より一年間の休日分五十二日分を引いた残りに相当する。しかし、年金額の算定には、平均賃金に休日を含めて平均を算定しているのに、休日分を引いた日数分を年金額としているのは矛盾している。(四)脊髄損傷者は脊髄が治らない以上、治療というものはなく、それどころか、毎日、体の麻痺部分が退化し、劣化していく。しかし、労災保険には治療・固定と傷病の区別があることにより、どちらかを選択しているにすぎない。被災者は、退院時、車椅子利用のための自宅改造や家具、衣類、自動車の購入等で一時的な出費がかさむが、このときの被災者への保険給付は、傷病年金がほとんどであり、特別支給金が、障害年金の三分の一の程度支給されるだけで、必要ときに、必要な援助がなされていない。傷病年金受給者のなかには、膀胱の機能停止により、下腹部に穴をあけ、直接管を膀胱に挿入している者や腎不全により人工透析を受けている者などのように将来も治療・固定せず、障害年金に移行できない者がおり、これらの者は、永久に社会復帰資金の貸付けなどが受けられない。また、今までは企業からの損害賠償金により、家の改造、自動車購入ができたが、損害賠償と労災保険で調整が実施され、企業からの損害賠償金もあてにできなくなつたため、社会復帰資金の貸付けなどを傷病年金者にも適用しないと、生活できない。(五)現在の自動車は六年近くたつと故障が増え、故障の多い自動車に乗ることは、身体障害者にとつて非常に危険であるため、六年ごとに買い換えなければならない。貧しい生活費のなかから、趣味のためでなく、生活のために定期的に自動車を購入することは大変な負担である。(六)脊髄損傷者にとつて、車椅子は足の代わりであるが、戸外に出た場合、三百・四百メートル行動するのが限度で、これだけではとても生活はできない。また、バス・電車を使用するのはとても無理で、車椅子に動力のついた電動車椅子が必要となる。自動車も身体障害者にとつて、動力付車椅子と同等であり、体の失つた機能を補う補装具と同じで、自動車なくして生活は維持できない。(七)腎疾患、又はその余病により毎年多くの脊髄損傷者が犠牲となつて、泌尿器科と人工透析設備が近くにあればこれらの者も延命できたと思う。(八)車椅子使用者は、手軽に歯科治療が受けられないため、容態が悪化し、抜歯する場合がしばしばある。また、歯痛はとても苦しいものであり、手軽に治療を受けられるように、労災病院には車椅子で利用できる歯科を設置すべきである。(九)山形県には、脊髄損傷者が頼れる病院がなく、宮城県、東北労災病院に通院している

が、冬は道路の積雪、凍結などで、命がけの通院となり、また、緊急の場合は、遠すぎて、頼りにならない。東北六県のなかで、労災病院のないのは山形県だけである。(十)脊髄損傷者については治療・傷病の区別がはつきりしていない。障害補償年金受給者でも、傷病補償年金受給者と同様に、治療の必要な場合があるが、現在の健康管理手帳では、治療の範囲が狭く効果的ではない。傷病年金へ移行するには、事務手続が煩わしく、被災者は健康保険に頼ることになる。健康管理手帳で一箇月程度の入院まで拡大すると、被災者・国双方ともに利益があると思われる。(十一)既に産業界で、実用化され、活躍しているロボットを我々の障害のために応用すれば、その手足の代わりとなることも可能であり、介護人の手を省くだけでなく、身体障害者も社会に貢献できる。(十二)労災の介護料支給制度は、在宅脊髄損傷者の介護実態を無視した制度内容と運用方法であり、特に最近事例が増加している「自動車運転できる者を対象から外す」という根拠を、警察庁交通局が定めた現実無視の規定である「緊急時に措置のとれる者」の表現を引用して不支給としているのは、言語道断である。我々は同乗介助者等の介助により緊急時の措置をとつており、現に事故が発生した場合であつても緊急措置がとれなかつた事例はなく、下肢障害者等による単独運転が禁止された事例もない。このように、緊急時に介助を要する脊髄損傷者ではあるが、介助者や通行人等の協力によつて緊急措置がとれるので、自動車運転が認められているのである。また、在宅脊髄損傷者の家庭を中心として、その介助に關して種々の大きな家庭問題を抱えており、これを正しく解決するため、労災管理課内に専門プロジェクトチームを設け、現行介護料支給制度の抜本的な改善を実施する必要がある。

第一八三六号 昭和五十八年三月十八日受理

労災年金と他の年金との完全併給に関する請願

請願者 横浜市戸塚区舞岡町二一 伊藤喜代次

紹介議員 前島英三郎君

労災年金と他の年金とを完全併給されたい。

理由

(一) 労災補償は損害賠償的な性格を有するものであるにもかかわらず精神的苦痛の代償として支払わなければならない慰謝料が、含まれていない。したがって、厚生年金(障害)、国民年金(免除)などが労災年金と併給されている被災者には、労災年金を調整差引しないで完全併給する必要がある。(二) 特別年金(ボーナス分)を昭和五十二年三月三十一日以前の被災者の場合を例にとると、それは所定給付の十六・九パーセントになつてゐる。一方、零細企業及び大企業の最近の年間ボーナスは給与月額三箇月六箇月分が支給されているが、この年間ボーナス分の年間給与額に対する百分率を算出すると、二十五パーセントより五十一パーセントになり、特別年金はこれよりも八・一パーセントより三十三・一パーセント低く、その平均は二十・六パーセントである。そこで、労災年金の調整率は厚生年金併給者で二十四パーセント、国民年金(免除)併給者で十二パーセントより十一パーセントであるから、最近の各企業のボーナス分と特別年金との比較率の差である平均の二十・六パーセントが、労災年金の調整率二十四パーセント、十一パーセントより十二パーセントと相殺されていることになり、労災年金と他の年金とが併給されている場合は調整しないで完全併給する必要があらう。

第一八三七号 昭和五十八年三月十八日受理

旧労災被災者に現行労災法適用に関する諸願

請願者 横浜市戸塚区舞岡町二一 伊藤喜代次

紹介議員 前島英三郎君

旧労災被災者に現行労働者災害補償保険法を適用されたい。

理由

(一) 石田博英秀相時代にけい肺と脊髄損傷は職業病のなかでもつとも悲惨であるから特別に保護しなければならぬというので、けい肺及び外傷性脊髄損傷者の療養等に関する特別保護法(以下「特別保護法」という)が成立した。けい肺と脊髄損傷は労働者災害補償保険法三年の保護期間が経過しても、更にこの特別保護法によつて二年間保護が延期され、結局被災後五年間保護された。そして、その後同臨時措置法が成立し、それによつて恒久保護対策である年金制度が労働者災害補償保険法に導入されて現在に至つてゐる。しかし、当時特別保護法が成立したものの、この適用を受けられるけい肺及び脊髄損傷者は、昭和三十年七月一日現在労働者災害補償保険法で保護されている者だけが対象になり、逆にそれ以前、昭和三十年六月三十日までで労働者災害補償保険法三年間の保護が経過してしまつたけい肺及び脊髄損傷者は特別保護法の適用を受けられないことになり、この者がいわゆる「旧労災被災者」と呼称されている。しかし、特別保護法が新設されたのはけい肺と脊髄損傷は職業病のなかでもつとも悲惨であるという理由、換言すれば、人道上の問題から起る点を出した重度被災者の救済という特殊な立法精神を有するものである限り、当時の労働者の担当が旧労災被災者を特別保護法の適用対象外に置いたことは、人道上許しがたいことで立法精神に反することである。特別保護法の立法精神を遵守するならば、労働者災害補償保険法が成立した昭和二十二年以降の被災者であるけい肺と脊髄損傷者全員について、特別保護法の適用を受けさせるべきであつた。(二) 旧労災の脊髄損傷者は、昭和三十年六月三十日までで労働者災害補償保険法の保護期間である三年間を既に終つた者であるが、この脊髄損傷者はその時点で障害一時金千三百四十日分又は打切補償費千二百日分を支給された者の二種類に大別される。ところが、その後障害一時金が支給された者は再発認定を受けることができて入院治療を受けられ、これが長期に及び

現在の労災年金につながつてゐる。一方、打切補償費が支給された脊髄損傷者は再発認定を受けることができないで、再発した場合は先に支給を受けた打切補償費全額を医療費に費消した後、生活保護法の医療扶助で治療を受けなければならないということになり、現在も労災年金は支給されてゐない。その後、援護金から入院医療費は支給されるようになった。こうした明暗を分けた障害一時金と打切補償費との当時の支給区別、どのような基準で決定されたかはつまびらかではないが、同時期に被災して同症状の脊髄損傷者でありながら、片や労災年金を受給し片や労災年金を受給していないというのは不公平であるから、これを是正する意味からも現在労災年金を受給していない旧労災の被災者(当時の打切補償費の受給者)に現行労働者災害補償保険法を適用する必要がある。

第一八三八号 昭和五十八年三月十八日受理

労災年金の最低給付に関する諸願

請願者 横浜市戸塚区舞岡町二一 伊藤喜代次

紹介議員 前島英三郎君

労災年金の最低給付基礎日額の問題に抵触しているのは、その大部分が被災時零細企業で働いていた者である。零細企業では、大企業に比較すると企業収入も低額であり、従業員の賃金も低い。そして、労働組合がないため、経営者が雇用時の契約の際に賃金を非常に低く抑えたのも低賃金の原因となつてゐる。このように、低賃金はすべて経営者の一方的な意志によつて実現しているものであり、そして、労災保険は使用者(経営者)の集団が掛金をしているものであるから、その低賃金を労災保険の場で正しても、決しておかしくない。また、我が国の資本主義の初期に、農村の次男以下男性が多勢都市の工場へ、労働者として流入しが保障され、報酬というものが戸主から一銭も支

払われなかつた農村の男性は、安い賃金でも、農村の戸主のもとにいたるときよりは非常に優遇された感じを受けて、それに甘んじていたのである。この低賃金が尾を引いている零細企業もあるのであるから、この際我が国の経営者の集まりである労災保険の場で正するという意味で、労災年金の最低給付基礎日額を引き上げるべきである。一方、脊髄損傷の発生と障害に関する調査報告によれば、十万円以下の低収入者ほど平均生存年数が短くなつてゐる。現在の最低保障基礎日額二千六百七十円は月額十万円以下であり、収入によつて平均生存年数が短くなるのは、我慢できない。ついで、労災年金の最低給付基礎日額を大幅に引き上げられたい。

第一八三九号 昭和五十八年三月十八日受理

福祉手当増額支給に関する諸願

請願者 横浜市戸塚区舞岡町二一 伊藤喜代次

紹介議員 前島英三郎君

福祉手当は在宅の重度身体障害者に対する特別重加算という意味があるとの解釈に厚生省はたつてゐるようであるが、福祉とは所得別などいろいろな形の格差をなくして、国民が平等に公平に生活できるようにすることであり、福祉という名称を冠する限り現在の手当の額はあまりにも貧弱過ぎる。この手当の発足当時、これを踏台にし、地味な積重ねが続けられ、地道にこの内容の質が高められるであらうと、大きな期待を寄せていたにもかかわらず、事実は案に相違して微額なものとなつてゐる。また、重度身体障害者で施設へ入所している者と在宅者とを比較すると、国の施設へ入所している者には月額数十万円の経費が必要とのことであるが、これに比べ、在宅者にはその三十分の一程度のたつた月額一万余円しか支給(福祉手当)されてゐない。ついで、福祉手当を大幅に増額されたい。

第一八四〇号 昭和五十八年三月十八日受理
身体障害者の無年金者救済に関する請願
請願者 横浜市戸塚区舞岡町二一 伊藤喜

代次

紹介議員 前島英三郎君

我々有識者等の会には、初診日方式以前の無年金者で役所の指導手違いによる無年金者の会員が二十数名いる。以前国民年金の老齢年金に特例納付の制度を設けて納入期間が不足して資格がない者にさかのぼって納付させて救済した。ことに救済実施された最後の特例納付制度では、無受給者の六十五歳以上六十九歳までの時効になつていて、措置が老齢年金に講ぜられていたものであるから、役所の窓口ミスによる二十数名に対しては、なんらかの救済策を速やかに講じて、この無年金者をなくすべきである。ついては、これらの無年金者に年金を支給されたい。

第一八四一号 昭和五十八年三月十八日受理
年金の官民格差是正に関する請願
請願者 横浜市戸塚区舞岡町二一 伊藤喜

代次

紹介議員 前島英三郎君

公務員や三公社などの共済年金は給付水準が厚生年金よりも高く、しかも、支給開始年齢も五十五歳で厚生年金よりも五年も早くなつてゐる。一例を国鉄にとつてみれば、(一)年金計算の基礎となる月収は国家公務員は最高を四十二万円で抑えているが国鉄は青天井。(二)国家公務員は月収を最終の一年間で計算するが国鉄は最終の月で、しかも、最後の月だけ二階級特進の昇給をして年金を増額している。(三)国家公務員は四十年勤続で月収の七十パーセントが年金の最高額だが国鉄にはこの制限がない。このように、年金の給付月額を計算するに国家公務員は最終の一年間、国鉄は最終の月でその月を二階級特進させるといふ大きな恩典がある。これに比べて厚生年金は毎年五月、六

月、七月分の給与の平均を算出して標準報酬月額を定め、これが基礎となつてゐる。そして、年金計算の際には年次の古い標準報酬月額には物価指数の評価値を乗じて適切な額を算定してゐる。しかし、厚生年金と国家公務員共済と比較すると、計算の基礎において大きな格差がある。公務員は最終の一年間が指標であるから、その人にとつては最高の給与水準であり、厚生年金の方は毎年(五月、六月、七月)の平均なので退職時の給与水準よりも極めて低い。ましてや国鉄の最終月で、しかも二階級特進の昇給の制度に対しては厚生年金は問題にならない。これらのことは一例であり、このほかにも格差があると考えられる。ついては、このような年金の官民格差を是正されたい。

第一八四二号 昭和五十八年三月十八日受理
福祉年金の所得制限廃止に関する請願
請願者 横浜市戸塚区舞岡町二一 伊藤喜

代次

紹介議員 前島英三郎君

障害福祉年金受給者の扶養義務者又は同一世帯に属する者の年収の合計額が一定の額に達すると、年金の支給が制限されることになつてゐる。しかし、障害福祉年金受給者は重度障害者であつて医療費は多額を要し、介護には付きつきりのため家族のなか一人が犠牲になり、そして、衣食にも相当な額が必要なのである。障害福祉年金受給者はたとえ扶養義務者が親族であつても、年金が停止されると親族に対して非常に気の毒だといふ心理になつて、生きていくことがいやになつてしまふ。たとえ微額であつても所得制限を撤廃して年金を支給してもらえば、親族に対して気が休まるのであるから是非このような措置をとるよう要望するものである。また、夫婦の場合の所得制限もあるが、これは非常に酷である。重度障害者を克服し更生・自立して努力しながら収入をあげてゐるのに対して所得制限をすることは、重度障害者に対して自立更生という独立向上心を阻害するやうなもので悪影響を及ぼすことは必至である。ついては、福祉年金受給者の所得制限を廃止されたい。

第一八四三号 昭和五十八年三月十八日受理
労災有識者等の遺族年金に関する請願
請願者 横浜市戸塚区舞岡町二一 伊藤喜

代次

紹介議員 前島英三郎君

労災有識者等の死亡は、すべて有識者等が原因となつてゐるので、遺族年金を支給されたい。

理由

重度労働災害被災者は、被災以来、障害のため身体が抵抗力が著しく減退してゐることは事実であり、例えば、脊髄損傷者は冬期になるとかぜをひきやすく、これが原因で肺炎になることがしばしばあり、まれにはこれが高じて死に至る者もある。これを図式にすると、当初の疾病の悪化→死と、受傷→重度障害→体力の低下→諸病の罹患→大→死という、つまり、純然たる業務上の疾病と、それらによる体力の低下に伴う諸病の併発との、これら二つの混合したもの、が、重度労働災害被災者の死因であると考えられるので、死因に係らず遺族補償をすべきである。

第一八四四号 昭和五十八年三月十八日受理
在宅重度障害者の介護料に関する請願
請願者 横浜市戸塚区舞岡町二一 伊藤喜

代次

紹介議員 前島英三郎君

すべての在宅重度障害者に介護料を支給されたい。

理由

重度の身体障害者が生命を維持していくためには介護が不可欠であるが、この介護のために身体障害者の親族あるいは同居者は、生活が犠牲にされている。介護にあたつてゐる親族の時間を調査し

たところ、一日に四時間半というのが平均値であつたが、この時間は断断して介護にあたる延べ時間であるから、結局一日が介護の犠牲になりそれが毎日続いている。一方、重度身体障害者の生活は困窮しており、介護にあたつてゐる配偶者はパートその他による収入を得て生活を維持したいのであるが、夫の介護のためにそれができないので、非常に困つてゐる。こうした事態の救済策の一つとして、安心して介護に専従できるような介護料を、取りあへず月額十万円、在宅重度障害者全部に支給する必要がある。

第一八四五号 昭和五十八年三月十八日受理
重度障害者の終身保養所設置に関する請願
請願者 横浜市戸塚区舞岡町二一 伊藤喜

代次

紹介議員 前島英三郎君

重度障害者、特に頸椎損傷者が高齢化するに伴い介護にあたつてゐる配偶者も同時に高齢化して、重労働である夫の介護ができなくなる。また、頸椎損傷者の介護人が自分の子である場合は結婚すると、介護が手薄になつてほとんど介護ができなくなる。こうした弊害を除去し救済するためには、各都道府県ごとに頸椎損傷者の終身保養所を新設することが最良の方法であり、また、頸椎損傷者自身もこのようなことを強く望んでゐる。ついては、重度障害者の終身保養所を新設されたい。

第一八四六号 昭和五十八年三月十八日受理
身障者雇用に関する請願
請願者 横浜市戸塚区舞岡町二一 伊藤喜

代次

紹介議員 前島英三郎君

一、重度身障者に対しての雇用制度を確立すること。
二、事業所は、就労期間中に事故、病気等で身障者になつた者の雇用を積極的に継続すること。

三、労働基準法には労働者が労働中に事故で身障者となり、三年経過後も労災補償が適用される場合は労働者を解雇してもよい（労働基準法第十九条・第八十一条）とあるが解雇しないように改めること。

理由

(一)身体障害者雇用促進法が改正されて以来、軽度な身障者の雇用に限っては大幅改善されてきたが、重度の身障者（二級・三級）に対しては雇用が進んでいない。現状のままでは重度身障者は取り残されるばかりであり特別な対策が必要である。(二)事業所に勤める労働者で事故、病気等で身障者になった者は労働意欲があるにもかかわらず事業所から解雇されている。身障者の雇用に対して特別な法律ができたにもかかわらず重度の身障者を解雇し、一方で軽度の身障者を雇用するのは身体障害者雇用促進法の精神と矛盾する。(三)身障者の雇用を特別に促進するために法律をつくった裏側で労災補償さえあれば解雇してもよいという全く反対の行為を認めるのは明らかに矛盾である。

第一八四七号 昭和五十八年三月十八日受理
在宅重度障害者の暖房費に関する請願
請願者 横浜市戸塚区舞岡町二一 伊藤喜

代次

紹介議員 前島英三郎君

微額な年金生活者である低所得層においては、高騰を続ける石油による暖房費の生活費に占める割合が高く、生活が圧迫されている。しかし、暖房費を削減して石油の消費量を減らせば、下半身不随で抵抗力が極めて衰えているため、かぜをひき、それが原因で諸種な余病を併発し、死に至ることもある。したがって、室内を一定の気温に保持するため、冬季間は一定の石油が必要である。ついては、在宅の重度障害者に暖房費を支給されたい。

第一八四八号 昭和五十八年三月十八日受理

労災重度被災者の暖房費支給に関する請願
請願者 横浜市戸塚区舞岡町二一 伊藤喜

紹介議員 前島英三郎君

暖房の素材である石油は毎年高騰を続けているために、我々のような年金生活者は石油の購入量が抑制されて困窮している。しかし、石油の消費量を減らすと、身体は下半身不随で抵抗力が極めて衰えているためかぜをひき、それが原因で諸病を併発して不運な者は死に至る者もある。したがって室内を一定の気温に保持するために冬季間一定の石油が必要である。ついては、重度労働災害被災者に暖房費を支給されたい。

第一八四九号 昭和五十八年三月十八日受理

労災年金のスライドに関する請願
請願者 横浜市戸塚区舞岡町二一 伊藤喜

代次

紹介議員 前島英三郎君

労災年金のスライドは、現行では前年の勤労統計が六パーセントを超えないとスライドしないで、翌年の上昇率との合計が六パーセントを超えたときに実施される。この勤労統計は民間の大手が七・八パーセントのとき、四・八パーセントとなる。高度成長の終わった今、勤労統計が毎年六パーセントを超えることは期待できず、労災年金のスライドは隔年ごと、又は三年、四年に一度しかない。例えば、勤労統計を毎年五パーセントとすると、十年間でスライドは五回しかなく、実績計は毎年上昇するのであるから、十年間の総額での差は百円につき三十五円となる。ついては、労災年金のスライドについて、六パーセントの制限を撤廃し、勤労統計の変動分だけ毎年実施されたい。

第一八五〇号 昭和五十八年三月十八日受理
健康保険・国民健康保険に関する請願
請願者 横浜市戸塚区舞岡町二一 伊藤喜

紹介議員 前島英三郎君
一、基準看護病院以外の病院に入院している患者に対し、健康保険、国民健康保険で付添介護人を派遣すること。

二、健康保険法で定める傷病手当金の額を、定期給与の六割から八割に引き上げること。

理由

(一)脊髄損傷患者はリハビリテーションが終了するまでは身の回りのことができないので、すべての日常生活は介護人に頼っている。また、基準看護病院以外に入院している患者は付添介護人が必要であるが、この費用はばく大な額になる。脊髄損傷患者は長期間の入院が必要であるから付添介護人費用だけで家計は破産する。(二)病気のため療養する異常な事態には日常の生活以上に支出がかさみ、長期間療養が必要な場合、家計がもたない。労働者災害補償保険法では、数年前より休業期間中の労働者に、定期給与の八割が補償されているが、入院治療期間中の生活保障のために健康保険法の傷病手当金も、八割に引き上げるべきである。

第一八五一号 昭和五十八年三月十八日受理
労災被災者の脊髄神経治療に関する請願
請願者 横浜市戸塚区舞岡町二一 伊藤喜

紹介議員 前島英三郎君

脊髄損傷者は、脊髄神経を外部からの衝撃により切断、圧縮、破損し、受傷部分から下部の手足が麻痺したため、障害者になったのであるが、手足が切断したわけではなく、外観は健康者と変わりない。我々は脊髄神経さえつながられば元のようになれることができると考えているが、この点に関する医学の進歩は遅い。もし、脊髄神経がつながれば働くことができ、福祉の世話になることもなく、国家のためにつくすことができる。ついては、労働者災害補償保険法労働福祉事業において、脊髄神経の解剖究明と脊髄損傷治療技術の研究開発をされたい。

第一八五二号 昭和五十八年三月十八日受理
身体障害者家庭奉仕員の採用に関する請願
請願者 横浜市戸塚区舞岡町二一 伊藤喜

紹介議員 前島英三郎君

身体障害者福祉法による身体障害者家庭奉仕員派遣事業の家庭奉仕員に障害者家族が採用されると、(一)身体障害者家庭に経済的な助けとなる。(二)施設に入所の場合と在宅との経済的負担の差が減少する。(三)家庭奉仕員に支払う額が一定ならば効率がよい。(四)指導要綱によれば、奉仕員の奉仕時間は一日四時間、一週十八時間であるが、一日二十四時間の奉仕が可能となる。(五)身体障害者の扱いに慣れている。四奉仕員は身体障害者の家族なので監督の必要がなく、奉仕員の管理が簡単となる。等利点が多くあり、現行制度のなかでも十分に実施できる。ついては、身体障害者家庭奉仕員の採用には、身体障害者本人の家族を採用されたい。

第一八五三号 昭和五十八年三月十八日受理
年金制度の改善に関する請願
請願者 横浜市戸塚区舞岡町二一 伊藤喜

紹介議員 前島英三郎君

一、各種公的年金制度間の格差を是正すること。
二、公的年金制度の各々の年金制度ごとに設けられている障害年金に係る加入期間の制限を撤廃すること。
三、国民年金は国民が十六歳以上になったら任意加入できるようにすること。
四、厚生年金の障害年金受給者が結婚したときに加給年金を支給すること。
五、年金のスライドは、毎年四月に必ず実施する

こと。

理由

(一) 公的年金制度の障害年金部分を比較すると、同じ障害程度でありながら、年金の支給、不支給、年金額の差等、多くの相違点があるので、統一した制度にする必要がある。(二) 各種公的年金制度においては、該当者の悲惨な生活実態を無視し、更に保険制度そのものが持つ利点を無視して、障害年金支給要件に年金加入期間を設けて無年金者が発生する措置を講じている。これは、みずから国民皆年金を放棄したことを意味し、国家に対する国民の信頼を大きく裏切るものである。社会保険制度の完成と被災者救済の無年金者救済のため早急にこの加入期間による制限を撤廃し、過去のこれら該当者については、さかのぼって年金を支給できるようにする必要がある。(三) 厚生年金は中学を卒業して会社に勤めると加入することができ、高等学校、大学に進学した者は二十歳までは国民年金に加入することはできない。したがって、二十歳以前に障害者になった者は障害年金を受給することができない。四) 日本の一般勤労者家庭の給与には家族手当が支給されるのが普通である。また、自営業者に対しては配偶者控除がある。女性が結婚すればなんらかの援護措置がとられている。離別、未亡人になった場合でも、母子年金、遺族年金、寡婦年金等によって援護されている。しかしながら、障害年金を受給している障害者と結婚した場合、女性に対する援護措置が適用されない。障害者の場合、主たる収入は年金に依存しているので、家族手当、配偶者控除もない。また、前述の各年金の権利も消滅する。現行制度は障害者に対し冷遇な制度であり、早急に現行制度を改善すべきである。(四) 国民年金法、厚生年金保険法には、「年金たる保険給付の額は、国民の生活水準その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情に応ずるため、すみやかに改定の措置が講ぜられなければならない。」とある。我々障害者は予測できる確実な収入は年金のみである。しかし、この年金額は、一般勤労

者と比較しても六割にもならない。このように低い収入においては、わずかに五パーセント未満の物価変動でも、障害者には著しい変動になる。一般勤労者のように多額の収入があれば、そのなかでのやりくりが可能であるが、ぎりぎりの生活のなかでのやりくりには限界がある。年金のスライドは、たとえわずかな率でも、毎年四月より実施する必要がある。

第一八五四号 昭和五十八年三月十八日受理

脊髄損傷者病氣治療に関する請願
請願者 横浜市戸塚区舞岡町二一 伊藤喜

代次
紹介議員 前島英三郎君

一、国立病院に泌尿器科を設置し、人工透析治療を実施すること。
二、国立病院に、車椅子で利用できる歯科を設置すること。
三、国立病院、医療法人病院は、車椅子で利用できるようにすること。

理由

脊髄損傷者にとつて腎疾患は、避けて通れない宿命を持つており、腎疾患、又はその余病により毎年多くの者が犠牲となつていく。泌尿器科と人工透析設備が近くにあれば脊髄損傷者もより長く延命が図れる。しかし、現状では数が不足し、治療の際には百五十キロメートル以上離れた病院に行つてゐる。せめて、国立病院には、泌尿器科を設置し、人工透析治療を実施する必要がある。また、車椅子使用者は、手軽に歯科治療を受けられないために、容態が悪化し、治療に至る。そして、治療回数が増え、治療すれば治る歯まで抜歯する場合もしばしばある。人間はだれでも歯が悪くなるものであり、歯の痛みはとても苦しい。手軽に治療を受けられるように、国立病院には車椅子で利用できる歯科を設置すべきである。

第一八五五号 昭和五十八年三月十八日受理
脊髄損傷治療に関する請願
請願者 横浜市戸塚区舞岡町二一 伊藤喜

代次
紹介議員 前島英三郎君

脊髄損傷者は、脊髄神経を外部からの衝撃により切断、圧縮、破損し、受傷部分から下部の手足が麻痺したため、障害者になったのであるが、手足が切断したわけではなく、外傷は健康者と変わりはない。我々は脊髄神経さえつながれば元のよう動くことができると思つてゐるが、この点に関する医学の進歩は遅い。脊髄神経がつながれば、働くことができ、福祉の世話になることもなく、国家のためにつくすこともできる。ついでに、脊髄神経の解剖究明と脊髄損傷治療技術の研究開発をされたい。

第一八六九号 昭和五十八年三月十八日受理
原子爆弾被害者等の援護法制定に関する請願
請願者 名古屋市南区元柴田西町一ノ一

古賀武 外千名
紹介議員 山田 勇君

この請願の趣旨は、第一五九二号と同じである。この請願の趣旨は、第一五九二号と同じである。

第一八九三三号 昭和五十八年三月二十二日受理
婦人の立場から優生保護法の改正反対に関する請願
請願者 東京都府中市西原町二ノ一六ノ

九 幸尾弘子 外三百五名
紹介議員 宮之原貞光君

この請願の趣旨は、第一四三二号と同じである。

第一八九四号 昭和五十八年三月二十二日受理
身体障害者に対する福祉行政に関する請願
請願者 北九州市若松区大谷町二ノ三 白

石等
紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第一八三四号と同じである。

第一八九五号 昭和五十八年三月二十二日受理
労働者災害補償保険法改善に関する請願
請願者 北九州市若松区大谷町二ノ三 白

石等
紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第一八三五号と同じである。

第一八九六号 昭和五十八年三月二十二日受理
労災年金と他の年金との完全併給に関する請願
請願者 北九州市若松区大谷町二ノ三 白

石等
紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第一八三六号と同じである。

第一八九七号 昭和五十八年三月二十二日受理
旧旧労災被災者に現行労災法適用に関する請願
請願者 北九州市若松区大谷町二ノ三 白

石等
紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第一八三七号と同じである。

第一八九八号 昭和五十八年三月二十二日受理
福祉手当増額支給に関する請願
請願者 北九州市若松区大谷町二ノ三 白

石等
紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第一八三九号と同じである。

第一八九九号 昭和五十八年三月二十二日受理
身体障害者の無年金者救済に関する請願
請願者 北九州市若松区大谷町二ノ三 白

石等
紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第一八四〇号と同じである。

第一九〇〇号 昭和五十八年三月二十二日受理

年金の官民格差是正に関する請願

請願者 北九州市若松区大谷町二ノ三 白

石等

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第一九〇一号 昭和五十八年三月二十二日受理

福祉年金の所得制限廃止に関する請願

請願者 北九州市若松区大谷町二ノ三 白

石等

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第一八四二号と同じである。

第一九〇二号 昭和五十八年三月二十二日受理

労災養恤損傷者の遺族年金に関する請願

請願者 北九州市若松区大谷町二ノ三 白

石等

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第一八四三号と同じである。

第一九〇三号 昭和五十八年三月二十二日受理

在宅重度障害者の介護料に関する請願

請願者 北九州市若松区大谷町二ノ三 白

石等

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第一八四四号と同じである。

第一九〇四号 昭和五十八年三月二十二日受理

重度障害者の終身保護施設に関する請願

請願者 北九州市若松区大谷町二ノ三 白

石等

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第一八四五号と同じである。

第一九〇五号 昭和五十八年三月二十二日受理

身障者雇用に関する請願

請願者 北九州市若松区大谷町二ノ三 白

石等

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第一八四六号と同じである。

第一九〇六号 昭和五十八年三月二十二日受理

在宅重度障害者の暖房費に関する請願

請願者 北九州市若松区大谷町二ノ三 白

石等

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第一八四七号と同じである。

第一九〇七号 昭和五十八年三月二十二日受理

労災重度被災者の暖房費支給に関する請願

請願者 北九州市若松区大谷町二ノ三 白

石等

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第一八四八号と同じである。

第一九〇八号 昭和五十八年三月二十二日受理

労災年金のスライドに関する請願

請願者 北九州市若松区大谷町二ノ三 白

石等

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第一八四九号と同じである。

第一九〇九号 昭和五十八年三月二十二日受理

健康保険・国民健康保険に関する請願

請願者 北九州市若松区大谷町二ノ三 白

石等

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第一八五〇号と同じである。

第一九一〇号 昭和五十八年三月二十二日受理

労災被災者の脊髄神経治療に関する請願

請願者 北九州市若松区大谷町二ノ三 白

石等

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第一八五一号と同じである。

第一九一一号 昭和五十八年三月二十二日受理

身体障害者家庭奉仕員の採用に関する請願

請願者 北九州市若松区大谷町二ノ三 白

石等

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第一八五二号と同じである。

第一九一二号 昭和五十八年三月二十二日受理

年金制度の改善に関する請願

請願者 北九州市若松区大谷町二ノ三 白

石等

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第一八五三号と同じである。

第一九一三号 昭和五十八年三月二十二日受理

脊髄損傷者病氣治療に関する請願

請願者 北九州市若松区大谷町二ノ三 白

石等

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第一八五四号と同じである。

第一九一四号 昭和五十八年三月二十二日受理

脊髄損傷治療に関する請願

請願者 北九州市若松区大谷町二ノ三 白

石等

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第一八五五号と同じである。

第一九一五号 昭和五十八年三月二十二日受理

優生保護法一部改正反対に関する請願

請願者 大阪府寝屋川市仁和寺本町五ノ九

ノ一四 原内美和子 外十八名

紹介議員 沓脱タケ子君

この請願の趣旨は、第八六五号と同じである。

第一九一六号 昭和五十八年三月二十二日受理

優生保護法の一部改正反対に関する請願

請願者 大阪市東区法門坂町六ノ二五通産

省工業品検査所大阪支所内 大森

玲子 外三十五名

紹介議員 沓脱タケ子君

この請願の趣旨は、第一二二〇号と同じである。

第一九四二号 昭和五十八年三月二十三日受理

民間保育事業振興に関する請願

請願者 三重県松阪市松ヶ島町九四六 高

島順応 外二万三千五百六十六名

紹介議員 坂倉 藤吾君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第一九四五号 昭和五十八年三月二十三日受理

優生保護法の改正に関する請願

請願者 東京都府中市栄町三ノ二〇ノ五

衛藤公雄 外一万二千名

紹介議員 安井 謙君

この請願の趣旨は、第九五八号と同じである。

第一九四六号 昭和五十八年三月二十三日受理

身体障害者に対する福祉行政に関する請願

請願者 新潟県中蒲原郡村松町下戸倉一、

一一三 渡辺熊吉

紹介議員 長谷川 信君

この請願の趣旨は、第一八三四号と同じである。

第一九四七号 昭和五十八年三月二十三日受理

身体障害者の無年金者救済に関する請願

請願者 新潟県中蒲原郡村松町下戸倉一、

一一三 渡辺熊吉

紹介議員 長谷川 信君

この請願の趣旨は、第一八四〇号と同じである。

第一九四八号 昭和五十八年三月二十三日受理

年金の官民格差是正に関する請願

請願者 新潟県中蒲原郡村松町下戸倉一、

一一三 渡辺熊吉

紹介議員 長谷川 信君

この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第一九四九号 昭和五十八年三月二十三日受理
在宅重度障害者の介護料に関する請願
請願者 新潟県中蒲原郡村松町下戸倉一、
一一三 渡辺熊吉
紹介議員 長谷川 信君
この請願の趣旨は、第一八四四号と同じである。

第一九五〇号 昭和五十八年三月二十三日受理
身障者雇用に関する請願
請願者 新潟県中蒲原郡村松町下戸倉一、
一一三 渡辺熊吉
紹介議員 長谷川 信君
この請願の趣旨は、第一八四六号と同じである。

第一九五一号 昭和五十八年三月二十三日受理
在宅重度障害者の暖房費に関する請願
請願者 新潟県中蒲原郡村松町下戸倉一、
一一三 渡辺熊吉
紹介議員 長谷川 信君
この請願の趣旨は、第一八四七号と同じである。

第一九五二号 昭和五十八年三月二十三日受理
身体障害者家庭奉仕員の採用に関する請願
請願者 新潟県中蒲原郡村松町下戸倉一、
一一三 渡辺熊吉
紹介議員 長谷川 信君
この請願の趣旨は、第一八四七号と同じである。

第一九五三号 昭和五十八年三月二十三日受理
年金制度の改善に関する請願
請願者 新潟県中蒲原郡村松町下戸倉一、
一一三 渡辺熊吉
紹介議員 長谷川 信君
この請願の趣旨は、第一八五二号と同じである。

この請願の趣旨は、第一八五三号と同じである。

第一九五四号 昭和五十八年三月二十三日受理
脊髄損傷者病氣治療に関する請願
請願者 新潟県中蒲原郡村松町下戸倉一、
一一三 渡辺熊吉
紹介議員 長谷川 信君
この請願の趣旨は、第一八五四号と同じである。

第一九五五号 昭和五十八年三月二十三日受理
脊髄損傷治療に関する請願
請願者 新潟県中蒲原郡村松町下戸倉一、
一一三 渡辺熊吉
紹介議員 長谷川 信君
この請願の趣旨は、第一八五五号と同じである。

第一九六一号 昭和五十八年三月二十三日受理
優生保護法の改正反対に関する請願
請願者 千葉県成田市花崎町五三三 渡邊
義男 外二十名
紹介議員 井上 裕君
この請願の趣旨は、第一〇五〇号と同じである。

第一九六二号 昭和五十八年三月二十三日受理
優生保護法の改正反対に関する請願
請願者 千葉市本町二ノ四ノ一八 小林金
市 外二十名
紹介議員 臼井 莊一君
この請願の趣旨は、第一〇五〇号と同じである。

第一九六三号 昭和五十八年三月二十三日受理
優生保護法の改正反対に関する請願(二通)
請願者 山口県徳山市毛利町一ノ三日本母
性保護医師連盟内 椎木賢三 外
六十二名
紹介議員 江島 淳君
この請願の趣旨は、第一〇五〇号と同じである。

第一九六四号 昭和五十八年三月二十三日受理
優生保護法の改正反対に関する請願
この請願の趣旨は、第一〇五〇号と同じである。

請願者 山口市後河原八九 熊谷直彦 外
二十名
紹介議員 小澤 太郎君
この請願の趣旨は、第一〇五〇号と同じである。

第一九六五号 昭和五十八年三月二十三日受理
優生保護法の改正反対に関する請願
請願者 徳島市幸町三ノ六一 徳島県医師会
内 中瀬郁雄 外二十名
紹介議員 亀長 友義君
この請願の趣旨は、第一〇五〇号と同じである。

第一九六六号 昭和五十八年三月二十三日受理
優生保護法の改正反対に関する請願
請願者 福島市旭町二ノ二五 梅宮重信
外二十名
紹介議員 鈴木 正一君
この請願の趣旨は、第一〇五〇号と同じである。

第一九六七号 昭和五十八年三月二十三日受理
優生保護法の改正反対に関する請願(二通)
請願者 長崎市茂里町三ノ二七 長崎県医師
会館日本母性保護協会長崎県支
部内 藤田長利 外四十一名
紹介議員 中村 慎二君
この請願の趣旨は、第一〇五〇号と同じである。

第一九六八号 昭和五十八年三月二十三日受理
優生保護法の改正反対に関する請願
請願者 福井市春山二ノ二四ノ九 平井敏
雄 外二十名
紹介議員 山内 一郎君
この請願の趣旨は、第一〇五〇号と同じである。

四月四日本委員会に左の案件が付託された。
一、戦時災害援護法案(対馬孝且君外六名発議)

一、公衆浴場法の一部を改正する法律案(対馬孝且君外六名発議)
一、市町村が行う寒冷地世帯暖房費援助事業に係る国の補助に関する法律案(対馬孝且君外二名発議)

戦時災害援護法案
戦時災害援護法

第一条 先の大戦の際に、本邦その他の政令で定める地域において、これらの地域ごとに政令で定める期間内に、空襲その他の政令で定める戦時災害にかつた者で当該戦時災害にかつた当時日本の国籍を有していたものの当該戦時災害による負傷、疾病、障害及び死亡に関する援護に關しては、この法律に別段の定めがあるものを除き、戦傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第六十八号。以下「特別援護法」という。)及び戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二十七号。以下「遺族援護法」という。)(公務上の負傷又は疾病に係る障害年金及び障害一時金並びに弔慰金に係る部分(第三十五条第二項において準用する第二十四条第三項に係る部分を除く。)に限る。)の例による。

2 前項に規定する負傷又は疾病が特別援護法に規定する公務上の傷病に該当する場合においては、同項中同法に係る部分の規定は適用しない。

第二条 前条第一項に規定するもののほか、同項に規定する者で当該戦時災害により死亡したものの(以下この条において「戦災死亡者」という。)の遺族には、遺族給付金として百万円を支給する。

2 遺族給付金を受けることができる遺族の範囲は、戦災死亡者の死亡の当時における配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。第四項及び第六項において同じ。)、子、父母、孫及び祖父母

で、戦災死亡者の死亡の当時日本の国籍を有し、かつ、その者によつて生計を維持し、又はその者と生計をともにしていたものとする。

3 戦災死亡者の死亡の当時胎児であつた子が出生し、かつ、出生によつて日本の国籍を取得したときは、将来に向かつて、その子は、戦災死亡者の死亡の当時日本の国籍を有し、かつ、その者によつて生計を維持し、又はその者と生計をともにしていた子とみなす。

4 遺族給付金を受けることができる遺族の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母の順序とする。ただし、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし実父母を後にする。

5 遺族援護法第三十六条第二項の規定は、前項の規定により遺族給付金を受けることができる順位にある遺族が生死不明である場合について準用する。この場合において、同条第二項中「弔慰金」とあるのは「遺族給付金」と、「昭和二十七年四月一日」とあるのは「戦時災害援護法（昭和五十八年法律第 号）の施行の日」と、「昭和五十八年法律第 号」とあるのは「同法の施行の日」と読み替へるものとする。

6 第二項に規定する遺族が、戦災死亡者の死亡の日以後この法律の施行の日（次項において「施行日」という。）前に、次の各号のいずれかに該当したときは、遺族給付金を支給しない。

- 一 日本の国籍を失つたとき。
- 二 離縁によつて、戦災死亡者との親族関係が終了したとき。
- 三 配偶者については、婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしたとき。
- 四 配偶者、子及び孫については、第二項に規定する者及び戦災死亡者の兄弟姉妹で、戦災死亡者の死亡の当時、その者によつて生計を維持し、又はその者と生計をともにしていたものの以外の者の養子となつたとき。

7 禁錮以上の刑に処せられ、施行日（戦災死亡者の死亡の日が同日後であるときは、その死亡の日）において、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの遺族（刑の執行猶予の言渡しを受けた遺族を除く。）には、遺族給付金を支給しない。

8 遺族給付金は、五年以内に償還すべき記名国債をもつて交付する。この場合においては、遺族援護法中国債に係る部分の規定を準用する。

9 遺族援護法第六條、第十六條、第二十八條本文、第三章、第四十五條から第四十八條まで及び第五十條の規定は、遺族給付金について準用する。

（調整規定）

第三條 第一條第一項に規定する負傷、疾病、障害又は死亡が、他の法令（行政措置を含む。）による給付（遺族に対する年金たる給付を含む。）でこの法律による援護に相当する給付として政令で定めるものの支給事由に該当する場合においては、政令の定めるところにより、この法律による援護の全部又は一部を行わないことができる。

（政令委任）
第四條 遺族援護法に規定する日又は月の読替えその他特別援護法及び遺族援護法の例によることが困難と認められる場合における特例に関しては、この法律による援護の趣旨に照らして合理的に必要と判断される範囲内で、政令で必要な規定を設けることができる。

2 第一條第一項の規定に基づく政令の改正により新たに遺族給付金を受ける権利を有する者があることとなる場合においては、日の読替え等について、政令で必要な規定を設けることができる。

附 則

（施行期日）

第一條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（特別援護法の一部改正）
第二條 特別援護法の一部を次のように改正する。

第四條 第一項第一号中「又は別表第一号表ノ三」を「若しくは別表第一号表ノ三に定める程度の障害又は旧恩給法施行令（大正十二年勅令第三百六十七号）恩給法施行令の一部を改正する勅令（昭和二十一年勅令第五百四号）による改正前のものをいう。」第三十一條第一項に改め、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「又は第二項」を削り、「第一項第二号」を「同項第二号」に改め、同項を同条第三項とする。

第六條 第一項中（同条第二項の規定に該当する者にあつては、同条同項。以下この条において同じ。）を削り、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

（特別援護法の一部改正に伴う経過措置）
第三條 この法律による改正前の特別援護法第四條第二項の規定により交付された戦傷病者手帳は、この法律による改正後の特別援護法第四條第一項の規定により交付されたものとみなす。

（社会保険診療報酬支払基金法の一部改正）
第四條 社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百九十九号）の一部を次のように改正する。

第十三條 第二項中「第百六十八号」を「第百六十八号。戦時災害援護法（昭和五十八年法律第 号）によりその例によるものとされる場合を含む。」以下この項において同じ。」に改める。

（厚生省設置法の一部改正）
第五條 厚生省設置法（昭和二十四年法律第二百五十一号）の一部を次のように改正する。

第四條 第二項中「前項の外、左に」を「前項のほか、次に」に改め、同項第二号中「戦没者遺族の下に」を「戦時災害傷病者、戦時災害死亡者遺族」を加える。
第五條 中「左に」を「次に」に、「但し」を「ただ

し」に、「基く」を「基づく」に、「基き」を「基づき」に、「行ない」を「行い」に、「取消」を「取消し」に改め、同条第二十五号中「まん延を」を「まん延」に改め、同条第三十四号の二「行なう」を「行う」に改め、同条第三十五号の四「行なわせ」を「行わす」に改め、同条第四十五号中「聞いて」を「聴いて」に改め、同条第六十三号の三「第百六十八号」を「第百六十八号。戦時災害援護法（昭和五十八年法律第 号）によりその例によるものとされる場合を含む。」第二十九條第一項において同じ。」に改め、同条第六十三号の六の次に次の一号を加える。

六十三の七 戦時災害援護法の定めるところにより、障害年金等を受ける権利を裁定し、及び障害年金の額を改定すること。
第五條 第六十七号中「ものの外」を「もののほか」に改める。

第十四條の三中「左の」を「次の」に改め、同条第四號の六の次に次の一号を加える。

四の七 戦時災害援護法を施行すること。
第十四條の三第九号中「ものの外」を「もののほか」に改める。

第二十六條の二第一項中「戦傷病者」の下に「戦時災害傷病者」を加える。
第二十九條 第一項の表援護審査会の項中「戦傷病者戦没者遺族等援護法」の下に「（戦時災害援護法によりその例によるものとされる場合及び同法の規定により準用される場合を含む。）」を加える。

（身体障害者福祉法の一部改正）
第六條 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

第十九條の二第二項中「更生医療の外」を「更生医療のほか」に、「第百六十八号」を「第百六十八号。戦時災害援護法（昭和五十八年法律第 号）によりその例によるものとされる場合を含む。」第四項において同じ。」に改める。

（精神衛生法の一部改正）
第七條 精神衛生法（昭和二十五年法律第二百十

三三)の一部を次のように改正する。

第三十二條第六項中「第百六十八号」を「第百六十八号。戦時災害援護法(昭和五十八年法律第百六十八号)によりその例によるものとされる場合を含む。」に改める。

(地方税法の一部改正)

第八條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二條の十四第一項中「第百六十八号」を「第百六十八号。戦時災害援護法(昭和五十八年法律第百六十八号)によりその例によるものとされる場合を含む。第七十二條の十七第一項ただし書において同じ。」に改める。

(結核予防法の一部改正)

第九條 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第三十四條第一項中「但し」を「ただし」に、「第百六十八号」を「第百六十八号。戦時災害援護法(昭和五十八年法律第百六十八号)によりその例によるものとされる場合を含む。次条第二項において同じ。」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第十條 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十六條第二項第一号中「第百六十八号」を「第百六十八号。戦時災害援護法(昭和五十八年法律第百六十八号)によりその例によるものとされる場合を含む。」に改める。

(国民年金法の一部改正)

第十一條 国民年金法(昭和三十四年法律第四百十一号)の一部を次のように改正する。

第五條第三項中「基く」を「基づく」に改め、同項第四号中「基いて」を「基づいて」に改め、同項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 戦時災害援護法(昭和五十八年法律第百六十八号)に基づく年金たる給付

第七條第二項第四号中「第五号」を「第五号の二」に改める。

(通算年金通則法の一部改正)

第十二條 通算年金通則法(昭和三十六年法律第百八十一号)の一部を次のように改正する。

第四條第二項第四号中「第百二十七号」の下に「若しくは戦時災害援護法(昭和五十八年法律第百六十八号)を加える。

(児童扶養手当法の一部改正)

第十三條 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第三條第二項第十四号の次に次の一号を加える。

十四の二 戦時災害援護法(昭和五十八年法律第百六十八号)に基づく年金たる給付

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、七十三億五千万円の見込みである。

公衆浴場法の一部を改正する法律案

公衆浴場法(昭和二十三年法律第百三十九号)の一部を次のように改正する。

第三條の次に次の一条を加える。

第三條の二 営業者は、浴場の施設として個室を設け、当該個室において異性の客に接触する役務を提供し、又は異性の客に接触する役務を提供する者に当該役務の提供のために当該個室を使用させてはならない。

第六條第一項中「条件」の下に「若しくは第三條の二の規定」を加える。

第七條第一項中「附した」を「付したに改め、

「第三條第一項」の下に「若しくは第三條の二」を加える。

第八條第一号中「第二條第一項」の下に「又は第三條の二」を加える。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して二月を経

過した日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行の際現に適法に営んでいる改正前の風俗営業等取締法(昭和二十三年法律第百二十一号)第四條の四第一項に規定する個室付浴場業(その施設が改正前の建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)の規定に適合しているものに限り)及び公衆浴場法第一條第二項に規定する浴場の施設として個室を設け、異性の客に接触する役務を提供する者に当該個室を使用させる営業については、この法律の施行の際現に設けられている個室によるものに限り、この法律の施行の日から一年間は、なお従前の例による。

(風俗営業等取締法の一部改正)

3 風俗営業等取締法の一部を次のように改正する。

第四條の四を削り、第四條の五中「刑法」を「刑法(明治四十年法律第四十五号)」に、「こえない」を「超えない」に改め、同条を第四條の四とし、第四條の六を第四條の五とする。

第五條第一項中「第四條の四第四項」を削り、「第四條の五」を「第四條の四」に改める。

第五條の二中、第四條の四第四項の規定により浴場の営業の停止を命じたときを削り、「第四條の五」を「第四條の四」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第七條第一項中「第四條の四第四項」を削り、「第四條の五」を「第四條の四」に、「第四條の六第三項」を「第四條の五第三項」に改め、同条第二項中「又は第四條の四第一項の規定に違反し、若しくは同条第二項の規定に基づく都道府県の条例に違反した者」を削る。

(厚生省設置法の一部改正)

4 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五條第三十一号中「旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)」の下に「及び公衆浴場法(昭和二十三年法律第百三十九号)」を加える。

第九條の二第二項第一号中「公衆浴場」を削り、同項第二号中「旅館業法」の下に「及び公衆浴場法」を加える。

(建築基準法の一部改正)

5 建築基準法の一部を次のように改正する。

別表第一中「別表第一 耐火建築物又は簡易耐火建築物としなければならない特殊建築物」を「別表第一 耐火建築物又は簡易耐火建築物としなければならない特殊建築物(第六條、第二十七條、第二十八條、第三十五條、第三十五條の三、第九十條の三関係)」に改める。

別表第二中「別表第二 用途地域内の建築物の制限」を「別表第二 用途地域内の建築物の制限(第二十七條、第四十八條、第八十八條関係)」に改め、同表(別表)第七号中「風俗営業等取締法(昭和二十三年法律第百二十一号)第四條の四第一項の個室付浴場業(以下この表において「個室付浴場業」という。)に係るものを除く。」を削り、同表(別表)第一号中「及び(別表)第二号から第四号まで」を「並びに(別表)第二号及び第三号」に改め、同表(別表)第四号を削り、同表(別表)第三号を削り、第四号から第六号までを一号ずつ繰り上げる。

別表第三中「別表第三 日影による中高層の建築物の制限」を「別表第三 日影による中高層の建築物の制限(第五十六條、第五十六條の二関係)」に改める。

(罰則に係る経過措置)

6 この法律の施行前にした行為及び附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされる営業に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

市町村が行う寒冷地世帯暖房費援助事業に係る国の補助に関する法律案

市町村が行う寒冷地世帯暖房費援助事業に係る国の補助に関する法律

一、旧旧労災被災者に現行労災法適用に関する請願（第二一〇六号）
 一、労災年金の最低給付に関する請願（第二二〇七号）
 一、福祉手当増額支給に関する請願（第二二〇八号）
 一、身体障害者の無年金者救済に関する請願（第二二〇九号）
 一、年金の官民格差是正に関する請願（第二二一〇号）
 一、福祉年金の所得制限廃止に関する請願（第二二一一号）
 一、労災者遺損傷者の遺族年金に関する請願（第二二一二号）
 一、在宅重度障害者の介護料に関する請願（第二二一三号）
 一、重度障害者の終身保護所設置に関する請願（第二二一四号）
 一、身障者雇用に関する請願（第二二一五号）
 一、在宅重度障害者の暖房費に関する請願（第二二一六号）
 一、労災重度被災者の暖房費支給に関する請願（第二二一七号）
 一、労災年金のスライドに関する請願（第二二一八号）
 一、健康保険・国民健康保険に関する請願（第二二一九号）
 一、労災被災者の脊髄神経治療に関する請願（第二二二〇号）
 一、身体障害者家庭奉仕員の採用に関する請願（第二二二一号）
 一、年金制度の改善に関する請願（第二二二二号）
 一、脊髄損傷者病氣治療に関する請願（第二二二三号）
 一、脊髄損傷治療に関する請願（第二二二四号）
 一、婦人の立場から優生保護法の改正反対に関する請願（第二二三三号）（第二二三四号）

一、優生保護法の改正に関する請願（第二二三八号）（第二三三九号）
 一、身体障害者に対する福祉行政に関する請願（第二二四〇号）
 一、労働者災害補償保険法改善に関する請願（第二二四一号）
 一、労災年金と他の年金との完全併給に関する請願（第二二四二号）
 一、旧旧労災被災者に現行労災法適用に関する請願（第二二四三号）
 一、労災年金の最低給付に関する請願（第二二四四号）
 一、福祉手当増額支給に関する請願（第二二四五号）
 一、身体障害者の無年金者救済に関する請願（第二二四六号）
 一、年金の官民格差是正に関する請願（第二二四七号）
 一、福祉年金の所得制限廃止に関する請願（第二二四八号）
 一、労災者遺損傷者の遺族年金に関する請願（第二二四九号）
 一、在宅重度障害者の介護料に関する請願（第二二五〇号）
 一、重度障害者の終身保護所設置に関する請願（第二二五一号）
 一、身障者雇用に関する請願（第二二五二号）
 一、在宅重度障害者の暖房費に関する請願（第二二五三号）
 一、労災重度被災者の暖房費支給に関する請願（第二二五四号）
 一、労災年金のスライドに関する請願（第二二五五号）
 一、健康保険・国民健康保険に関する請願（第二二五六号）
 一、労災被災者の脊髄神経治療に関する請願（第二二五七号）
 一、身体障害者家庭奉仕員の採用に関する請願（第二二五八号）

一、年金制度の改善に関する請願（第二二五九号）
 一、脊髄損傷者病氣治療に関する請願（第二二六〇号）
 一、脊髄損傷治療に関する請願（第二二六一号）
 一、婦人の立場から優生保護法の改正反対に関する請願（第二二七一号）（第二二七五号）（第二二七六号）
 一、民間保育事業振興に関する請願（第二二七九号）
 一、基準看護指定病院に入院した患者に対する付添看護婦等の容認に関する請願（第二二八〇号）
 一、優生保護法の改正に関する請願（第二二八一号）（第二二八二号）
 第一九八六号 昭和五十八年三月二十五日受理
 身体障害者に対する福祉行政に関する請願
 請願者 鳥取県米子市西三柳二、七四五ノ三 西郷国伸
 紹介議員 広田 幸一君
 この請願の趣旨は、第一八三四号と同じである。
 第一九八七号 昭和五十八年三月二十五日受理
 労働者災害補償保険法改善に関する請願
 請願者 鳥取県米子市西三柳二、七四五ノ三 西郷国伸
 紹介議員 広田 幸一君
 この請願の趣旨は、第一八三五号と同じである。
 第一九八八号 昭和五十八年三月二十五日受理
 労災年金と他の年金との完全併給に関する請願
 請願者 鳥取県米子市西三柳二、七四五ノ三 西郷国伸
 紹介議員 広田 幸一君
 この請願の趣旨は、第一八三六号と同じである。

第一九八九号 昭和五十八年三月二十五日受理
 旧旧労災被災者に現行労災法適用に関する請願
 請願者 鳥取県米子市西三柳二、七四五ノ三 西郷国伸
 紹介議員 広田 幸一君
 この請願の趣旨は、第一八三七号と同じである。
 第一九九〇号 昭和五十八年三月二十五日受理
 福祉手当増額支給に関する請願
 請願者 鳥取県米子市西三柳二、七四五ノ三 西郷国伸
 紹介議員 広田 幸一君
 この請願の趣旨は、第一八三九号と同じである。
 第一九九一号 昭和五十八年三月二十五日受理
 身体障害者の無年金者救済に関する請願
 請願者 鳥取県米子市西三柳二、七四五ノ三 西郷国伸
 紹介議員 広田 幸一君
 この請願の趣旨は、第一八四〇号と同じである。
 第一九九二号 昭和五十八年三月二十五日受理
 年金の官民格差是正に関する請願
 請願者 鳥取県米子市西三柳二、七四五ノ三 西郷国伸
 紹介議員 広田 幸一君
 この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。
 第一九九三号 昭和五十八年三月二十五日受理
 福祉年金の所得制限廃止に関する請願
 請願者 鳥取県米子市西三柳二、七四五ノ三 西郷国伸
 紹介議員 広田 幸一君
 この請願の趣旨は、第一八四二号と同じである。
 第一九九四号 昭和五十八年三月二十五日受理
 労災者遺損傷者の遺族年金に関する請願
 請願者 鳥取県米子市西三柳二、七四五ノ三 西郷国伸

三 西郷国伸
紹介議員 広田 幸一君
この請願の趣旨は、第一八四三号と同じである。

第一九九五号 昭和五十八年三月二十五日受理
在宅重度障害者の介護料に関する請願
請願者 鳥取県米子市西三柳二、七四五ノ
三 西郷国伸
紹介議員 広田 幸一君
この請願の趣旨は、第一八四四号と同じである。

第一九九六号 昭和五十八年三月二十五日受理
重度障害者の終身保養所設置に関する請願
請願者 鳥取県米子市西三柳二、七四五ノ
三 西郷国伸
紹介議員 広田 幸一君
この請願の趣旨は、第一八四五号と同じである。

第一九九七号 昭和五十八年三月二十五日受理
身障者雇用に関する請願
請願者 鳥取県米子市西三柳二、七四五ノ
三 西郷国伸
紹介議員 広田 幸一君
この請願の趣旨は、第一八四六号と同じである。

第一九九八号 昭和五十八年三月二十五日受理
在宅重度障害者の暖房費に関する請願
請願者 鳥取県米子市西三柳二、七四五ノ
三 西郷国伸
紹介議員 広田 幸一君
この請願の趣旨は、第一八四七号と同じである。

第一九九九号 昭和五十八年三月二十五日受理
労災重度被災者の暖房費支給に関する請願
請願者 鳥取県米子市西三柳二、七四五ノ
三 西郷国伸
紹介議員 広田 幸一君

この請願の趣旨は、第一八四八号と同じである。

第二〇〇〇号 昭和五十八年三月二十五日受理
労災年金のスライドに関する請願
請願者 鳥取県米子市西三柳二、七四五ノ
三 西郷国伸
紹介議員 広田 幸一君
この請願の趣旨は、第一八四九号と同じである。

第二〇〇一号 昭和五十八年三月二十五日受理
健康保険・国民健康保険に関する請願
請願者 鳥取県米子市西三柳二、七四五ノ
三 西郷国伸
紹介議員 広田 幸一君
この請願の趣旨は、第一八五〇号と同じである。

第二〇〇二号 昭和五十八年三月二十五日受理
労災被災者の脊髄神経治療に関する請願
請願者 鳥取県米子市西三柳二、七四五ノ
三 西郷国伸
紹介議員 広田 幸一君
この請願の趣旨は、第一八五一号と同じである。

第二〇〇三号 昭和五十八年三月二十五日受理
身体障害者家庭奉仕員の採用に関する請願
請願者 鳥取県米子市西三柳二、七四五ノ
三 西郷国伸
紹介議員 広田 幸一君
この請願の趣旨は、第一八五二号と同じである。

第二〇〇四号 昭和五十八年三月二十五日受理
年金制度の改善に関する請願
請願者 鳥取県米子市西三柳二、七四五ノ
三 西郷国伸
紹介議員 広田 幸一君
この請願の趣旨は、第一八五三号と同じである。

第二〇〇五号 昭和五十八年三月二十五日受理

脊髄損傷者病氣治療に関する請願
請願者 鳥取県米子市西三柳二、七四五ノ
三 西郷国伸
紹介議員 広田 幸一君
この請願の趣旨は、第一八五四号と同じである。

第二〇〇六号 昭和五十八年三月二十五日受理
脊髄損傷治療に関する請願
請願者 鳥取県米子市西三柳二、七四五ノ
三 西郷国伸
紹介議員 広田 幸一君
この請願の趣旨は、第一八五五号と同じである。

第二〇〇九号 昭和五十八年三月二十五日受理
身体障害者に対する福祉行政に関する請願
請願者 福島県田村郡三春町平沢河原三〇
ノ一 渡辺貞夫
紹介議員 村田 秀三君
この請願の趣旨は、第一八三四号と同じである。

第二〇二〇号 昭和五十八年三月二十五日受理
労働者災害補償保険法改善に関する請願
請願者 福島県田村郡三春町平沢河原三〇
ノ一 渡辺貞夫
紹介議員 村田 秀三君
この請願の趣旨は、第一八三五号と同じである。

第二〇二二号 昭和五十八年三月二十五日受理
労災年金と他の年金との完全併給に関する請願
請願者 福島県田村郡三春町平沢河原三〇
ノ一 渡辺貞夫
紹介議員 村田 秀三君
この請願の趣旨は、第一八三六号と同じである。

第二〇二三号 昭和五十八年三月二十五日受理
旧旧労災被災者に現行労災法適用に関する請願
請願者 福島県田村郡三春町平沢河原三〇
ノ一 渡辺貞夫

紹介議員 村田 秀三君
この請願の趣旨は、第一八三七号と同じである。

第二〇二三号 昭和五十八年三月二十五日受理
労災年金の最低給付に関する請願
請願者 福島県田村郡三春町平沢河原三〇
ノ一 渡辺貞夫
紹介議員 村田 秀三君
この請願の趣旨は、第一八三八号と同じである。

第二〇二四号 昭和五十八年三月二十五日受理
福祉手当増額支給に関する請願
請願者 福島県田村郡三春町平沢河原三〇
ノ一 渡辺貞夫
紹介議員 村田 秀三君
この請願の趣旨は、第一八三九号と同じである。

第二〇二五号 昭和五十八年三月二十五日受理
身体障害者の無年金者救済に関する請願
請願者 福島県田村郡三春町平沢河原三〇
ノ一 渡辺貞夫
紹介議員 村田 秀三君
この請願の趣旨は、第一八四〇号と同じである。

第二〇二六号 昭和五十八年三月二十五日受理
年金の官民格差是正に関する請願
請願者 福島県田村郡三春町平沢河原三〇
ノ一 渡辺貞夫
紹介議員 村田 秀三君
この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第二〇二七号 昭和五十八年三月二十五日受理
福祉年金の所得制限廃止に関する請願
請願者 福島県田村郡三春町平沢河原三〇
ノ一 渡辺貞夫
紹介議員 村田 秀三君
この請願の趣旨は、第一八四二号と同じである。

第二〇二八号 昭和五十八年三月二十五日受理
労災者遺族の遺族年金に関する請願
請願者 福島県田村郡三春町平沢河原三〇
ノ一 渡辺貞夫
紹介議員 村田 秀三君
この請願の趣旨は、第一八四三号と同じである。

第二〇二九号 昭和五十八年三月二十五日受理
在宅重度障害者の介護料に関する請願
請願者 福島県田村郡三春町平沢河原三〇
ノ一 渡辺貞夫
紹介議員 村田 秀三君
この請願の趣旨は、第一八四四号と同じである。

第二〇三〇号 昭和五十八年三月二十五日受理
重度障害者の終身保護施設に関する請願
請願者 福島県田村郡三春町平沢河原三〇
ノ一 渡辺貞夫
紹介議員 村田 秀三君
この請願の趣旨は、第一八四五号と同じである。

第二〇三一号 昭和五十八年三月二十五日受理
身障者雇用に関する請願
請願者 福島県田村郡三春町平沢河原三〇
ノ一 渡辺貞夫
紹介議員 村田 秀三君
この請願の趣旨は、第一八四六号と同じである。

第二〇三二号 昭和五十八年三月二十五日受理
在宅重度障害者の暖房費に関する請願
請願者 福島県田村郡三春町平沢河原三〇
ノ一 渡辺貞夫
紹介議員 村田 秀三君
この請願の趣旨は、第一八四七号と同じである。

第二〇三三号 昭和五十八年三月二十五日受理
労災重度被災者の暖房費支給に関する請願
請願者 福島県田村郡三春町平沢河原三〇
ノ一 渡辺貞夫
紹介議員 村田 秀三君
この請願の趣旨は、第一八四八号と同じである。

第二〇三四号 昭和五十八年三月二十五日受理
労災年金の支払いに関する請願
請願者 福島県田村郡三春町平沢河原三〇
ノ一 渡辺貞夫
紹介議員 村田 秀三君
この請願の趣旨は、第一八四九号と同じである。

第二〇三五号 昭和五十八年三月二十五日受理
健康保険・国民健康保険に関する請願
請願者 福島県田村郡三春町平沢河原三〇
ノ一 渡辺貞夫
紹介議員 村田 秀三君
この請願の趣旨は、第一八五〇号と同じである。

第二〇三六号 昭和五十八年三月二十五日受理
労災被災者の脊髄神経治療に関する請願
請願者 福島県田村郡三春町平沢河原三〇
ノ一 渡辺貞夫
紹介議員 村田 秀三君
この請願の趣旨は、第一八五一号と同じである。

第二〇三七号 昭和五十八年三月二十五日受理
身体障害者家庭奉仕員の採用に関する請願
請願者 福島県田村郡三春町平沢河原三〇
ノ一 渡辺貞夫
紹介議員 村田 秀三君
この請願の趣旨は、第一八五二号と同じである。

この請願の趣旨は、第一八五三号と同じである。

第二〇三九号 昭和五十八年三月二十五日受理
脊髄損傷者病氣治療に関する請願
請願者 福島県田村郡三春町平沢河原三〇
ノ一 渡辺貞夫
紹介議員 村田 秀三君
この請願の趣旨は、第一八五四号と同じである。

第二〇四〇号 昭和五十八年三月二十五日受理
脊髄損傷治療に関する請願
請願者 福島県田村郡三春町平沢河原三〇
ノ一 渡辺貞夫
紹介議員 村田 秀三君
この請願の趣旨は、第一八五五号と同じである。

第二〇五〇号 昭和五十八年三月二十五日受理
老人医療・福祉の整備拡充に関する請願
請願者 東京都国分寺市東元町二ノ一五ノ
二六 酒井準一 外百二十九名
紹介議員 沓脱タケ子君
老人医療の有料化、人事院勧告・恩給・各種年金
の凍結、所得税減税の見送り、年金制度の大幅見
直し・改悪構想の発表などが相次ぎ、深刻な不安
にかられている。ついでには、老人医療・福祉の整
備拡充を推進されたい。

第二〇五一号 昭和五十八年三月二十五日受理
優生保護法一部改正反対に関する請願
請願者 山口県豊浦郡豊田町殿敷一、八二
〇 広瀬国男 外三百三十九名
紹介議員 下田 京子君
この請願の趣旨は、第八六五号と同じである。

第二〇五二号 昭和五十八年三月二十五日受理
優生保護法の改正反対に関する請願
請願者 静岡県浜松市元城町二五五 内田
八名
紹介議員 玉置 和郎君
この請願の趣旨は、第九五八号と同じである。

第二〇五三号 昭和五十八年三月二十五日受理
優生保護法の改正反対に関する請願
請願者 香川県三豊郡高瀬町比地中二、二
五六 古市正典 外二十名
紹介議員 真鍋 賢二君
この請願の趣旨は、第一〇五〇号と同じである。

第二〇五四号 昭和五十八年三月二十五日受理
優生保護法の改正に関する請願
請願者 東京都豊島区目白四ノ二八ノ三
庭野明美 外四千八百名
紹介議員 安孫子藤吉君
この請願の趣旨は、第九五八号と同じである。

第二〇五五号 昭和五十八年三月二十五日受理
優生保護法の改正に関する請願
請願者 滋賀県大津市唐橋町二ノ九 山
本典能 外四千八百名
紹介議員 河本嘉久蔵君
この請願の趣旨は、第九五八号と同じである。

第二〇六二号 昭和五十八年三月二十六日受理
優生保護法の改正に関する請願
請願者 千葉県佐倉市千成三ノ一六ノ一
齋藤博 外四千八百名
紹介議員 井上 裕君
この請願の趣旨は、第九五八号と同じである。

第二〇六三号 昭和五十八年三月二十六日受理
優生保護法の改正に関する請願
請願者 東京都杉並区西荻南四ノ二三ノ九
小張莊二〇一 外四千
八百名
紹介議員 玉置 和郎君
この請願の趣旨は、第九五八号と同じである。

この請願の趣旨は、第九五八号と同じである。

第二〇六四号 昭和五十八年三月二十六日受理
優生保護法の改正に関する請願
請願者 静岡県袋井市堀越八四九ノ三 夏目六郎 外四千八百名

この請願の趣旨は、第九五八号と同じである。

第二〇六五号 昭和五十八年三月二十六日受理
優生保護法の改正に関する請願
請願者 東京都立川市幸町四ノ五二ノ一 五ノ四〇二 林侃 外九千六百一名

この請願の趣旨は、第九五八号と同じである。

第二〇七一号 昭和五十八年三月二十八日受理
優生保護法の改正に関する請願
請願者 東京都渋谷区神宮前一ノ二ノ四 種村修 外四千八百名

この請願の趣旨は、第九五八号と同じである。

第二〇七二号 昭和五十八年三月二十八日受理
優生保護法の改正に関する請願
請願者 広島県安芸郡熊野町石神二二一 多田守孝 外四千八百名

この請願の趣旨は、第九五八号と同じである。

第二〇七三号 昭和五十八年三月二十八日受理
優生保護法の改正に関する請願
請願者 埼玉県所沢市上安松五九四 岡田邦宏 外四千八百名

この請願の趣旨は、第九五八号と同じである。

第二〇七四号 昭和五十八年三月二十八日受理
優生保護法改正反対に関する請願(四通)
請願者 東京都葛飾区亀有四ノ三六ノ三 高円カネ 外二百十一名

この請願の趣旨は、第三八四号と同じである。

第二〇七五号 昭和五十八年三月二十八日受理
婦人の立場から優生保護法の改正反対に関する請願(三通)
請願者 東京都杉並区永福三ノ四四ノ一 淡延子 外七十七名

この請願の趣旨は、第一四三二号と同じである。

第二〇八二号 昭和五十八年三月二十九日受理
原子爆弾被爆者等の援護法制定に関する請願
請願者 京都市下京区西七条南東野町二〇 四 小川つな 外六千九百三十五名

この請願の趣旨は、第一五九二号と同じである。

第二〇八三号 昭和五十八年三月二十九日受理
原子爆弾被爆者等の援護法制定に関する請願
請願者 京都市北区等持院中町五〇上田方 吉田勝彦 外六千九百二十九名

この請願の趣旨は、第一五九二号と同じである。

第二〇八四号 昭和五十八年三月二十九日受理
原子爆弾被爆者等の援護法制定に関する請願
請願者 北海道富良野市南麻町二ノ二 西脇司 外六千九百二十九名

この請願の趣旨は、第一五九二号と同じである。

第二〇八五号 昭和五十八年三月二十九日受理

原子爆弾被爆者等の援護法制定に関する請願
請願者 京都府宇治市宇治二ノ五一 西村鶴子 外六千九百二十九名

この請願の趣旨は、第一五九二号と同じである。

第二〇八六号 昭和五十八年三月二十九日受理
原子爆弾被爆者等の援護法制定に関する請願
請願者 島根県松江市東津田町二、〇六四 金森さつき 外六千九百二十九名

この請願の趣旨は、第一五九二号と同じである。

第二〇八七号 昭和五十八年三月二十九日受理
原子爆弾被爆者等の援護法制定に関する請願
請願者 京都市北区紫野下柏野町 谷脇高春 外六千九百二十九名

この請願の趣旨は、第一五九二号と同じである。

第二〇八八号 昭和五十八年三月二十九日受理
原子爆弾被爆者等の援護法制定に関する請願
請願者 京都市北区小山上総町二ノ三 滝川裕子 外六千九百二十九名

この請願の趣旨は、第一五九二号と同じである。

第二〇八九号 昭和五十八年三月二十九日受理
原子爆弾被爆者等の援護法制定に関する請願
請願者 青森県弘前市松原東一ノ六ノ一六 水梨益治 外六千九百二十九名

この請願の趣旨は、第一五九二号と同じである。

第二〇九〇号 昭和五十八年三月二十九日受理
原子爆弾被爆者等の援護法制定に関する請願
請願者 東京都世田谷区中町三ノ一四ノ

一五 中沢敏明 外六千九百二十九名
紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第一五九二号と同じである。

第二〇九一号 昭和五十八年三月二十九日受理
原子爆弾被爆者等の援護法制定に関する請願
請願者 横浜市戸塚区上倉田町二五九ノ二 二〇二 片井春江 外六千九百二十九名

この請願の趣旨は、第一五九二号と同じである。

第二〇九二号 昭和五十八年三月二十九日受理
原子爆弾被爆者等の援護法制定に関する請願
請願者 愛知県知立市昭和七ノ四三ノ四〇 五 広畑豊和 外六千九百二十九名

この請願の趣旨は、第一五九二号と同じである。

第二〇九三号 昭和五十八年三月二十九日受理
原子爆弾被爆者等の援護法制定に関する請願
請願者 山梨県韮崎市市街町二、七五〇ノ五 原一徳 外六千九百二十九名

この請願の趣旨は、第一五九二号と同じである。

第二〇九六号 昭和五十八年三月二十九日受理
保育所の増設、拡充等に関する請願
請願者 東京都足立区西新井栄町一ノ一三 七 湧井敏男 外一万二千八百五十名

この請願の趣旨は、第一五九二号と同じである。

紹介議員 沓脱タケ子君

公共料金的大幅な引上げや増税、実質賃金の目減り、我々の生活はここ数年、暮らしの見通しがたたないほど深刻な状態である。更に、第二次臨時行政調査会の答申では、軍備増強のために戦後

築いてきた生活を守る諸制度を覆し、子どもと老人を真つ先に犠牲にし、教育、福祉を切り捨てようとしている。生活を破壊し平和と民主主義を踏みにじり、日本をアメリカの限定核戦争に組み込む臨調路線に我々は反対である。ついで、次の事項について実現を図りたい。

一、保育内容の充実、保育所の増設、保育料の父母負担の軽減を図り、学童保育の施設の増設と制度の確立を図ること。

二、豊かな老後のために、老人医療費無料制度を継続し、在宅寝たきり老人をはじめすべての老人が安心して訪問看護制度などの施策を進めること。また、年金支給開始年齢の六十五歳引上げをやめ、年金額を生活できる水準に引き上げること。

三、婦人の地位向上のために、労働基準法の改悪をやめ、母性保護を前提とした男女平等法を制定し、雇用や職場に現存する男女差別をなくして、有効に規制すること。また、パートタイムに労働基準法を厳格に適用し、労働条件の差別をなくすこと。

第二〇九七号 昭和五十八年三月二十九日受理
国立病院・療養所に関する請願
請願者 熊本市津浦町四〇ノ五 八木繁尚
紹介議員 田代由紀男君

国立病院・療養所は、戦後三十数年、国民や地域住民と結びついた国立医療機関として営利を目的としない運営がなされており、他の私的公的医療機関では受け入れることが困難な高度・総合的な診療機能を発揮し、地域医療の中心的、指導的役割を担い、国民の疾病構造の変化のもとで、専門的機能強化の役割を果たしている。しかし、経営の合理化から、地方自治体への移管又は民営化の方向で検討がなされているが、これが実施された場合は、国立医療機関としての役割の後退となるだけでなく、地方自治体の財政を圧迫することは明らかであり、結果として住民医療に多大の影響

を及ぼす。よつて、国立医療機関のもつ公共性を十分認識し、地方自治体への移管又は民営化については慎重に対処されたい。

第二〇〇号 昭和五十八年三月二十九日受理
基準看護指定病院に入院した患者に対する付添看護婦等の容認に関する請願
請願者 長野市南長池九四六有限会社みどり家政婦紹介所内 増田亀代子 外十五名
紹介議員 夏目 忠雄君
この請願の趣旨は、第一五六号と同じである。

第二〇一〇号 昭和五十八年三月二十九日受理
優生保護法の改正に関する請願
請願者 東京都練馬区旭丘二ノ二五ニタカ 荘 大橋岳彦 外三千六百名
紹介議員 玉置 和郎君
この請願の趣旨は、第九五八号と同じである。

第二〇二〇号 昭和五十八年三月二十九日受理
優生保護法の改正に関する請願
請願者 東京都豊島区目白四ノ二八ノ三 青野由美子 外三千六百名
紹介議員 村上 正邦君
この請願の趣旨は、第九五八号と同じである。

第二〇三〇号 昭和五十八年三月二十九日受理
身体障害者に対する福祉行政に関する請願
請願者 千葉県市原市能満一、八九八ノ七 六千葉勇
紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第一八三四号と同じである。

第二〇四〇号 昭和五十八年三月二十九日受理
労働者災害補償保険法改善に関する請願
請願者 千葉県市原市能満一、八九八ノ七 六千葉勇
紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第一八四〇号と同じである。

第二〇五〇号 昭和五十八年三月二十九日受理
労災年金と他の年金との完全併給に関する請願
請願者 千葉県市原市能満一、八九八ノ七 六千葉勇
紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第一八三六号と同じである。

第二〇六〇号 昭和五十八年三月二十九日受理
旧旧労災被災者に現行労災法適用に関する請願
請願者 千葉県市原市能満一、八九八ノ七 六千葉勇
紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第一八三七号と同じである。

第二〇七〇号 昭和五十八年三月二十九日受理
労災年金の最低給付に関する請願
請願者 千葉県市原市能満一、八九八ノ七 六千葉勇
紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第一八三八号と同じである。

第二〇八〇号 昭和五十八年三月二十九日受理
福祉手当増額支給に関する請願
請願者 千葉県市原市能満一、八九八ノ七 六千葉勇
紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第一八三九号と同じである。

第二〇九〇号 昭和五十八年三月二十九日受理
身体障害者の無年金者救済に関する請願
請願者 千葉県市原市能満一、八九八ノ七 六千葉勇
紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第一八四〇号と同じである。

第二一〇〇号 昭和五十八年三月二十九日受理
年金の官民格差是正に関する請願
請願者 千葉県市原市能満一、八九八ノ七 六千葉勇
紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第二一一〇号 昭和五十八年三月二十九日受理
福祉年金の所得制限廃止に関する請願
請願者 千葉県市原市能満一、八九八ノ七 六千葉勇
紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第一八四二号と同じである。

第二一二〇号 昭和五十八年三月二十九日受理
労災有職損傷者の遺族年金に関する請願
請願者 千葉県市原市能満一、八九八ノ七 六千葉勇
紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第一八四三号と同じである。

第二一三〇号 昭和五十八年三月二十九日受理
在宅重度障害者の介護料に関する請願
請願者 千葉県市原市能満一、八九八ノ七 六千葉勇
紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第一八四四号と同じである。

第二一四〇号 昭和五十八年三月二十九日受理
重度障害者の終身保護施設に関する請願
請願者 千葉県市原市能満一、八九八ノ七 六千葉勇
紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第一八四五号と同じである。

第二一五〇号 昭和五十八年三月二十九日受理
身障者雇用に関する請願
請願者 千葉県市原市能満一、八九八ノ七 六千葉勇
紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第一八四六号と同じである。

六 千葉勇

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第一八四六号と同じである。

第二二一六号 昭和五十八年三月二十九日受理

在宅重度障害者の暖房費に関する請願

請願者 千葉県市原市能満一、八九八ノ七

六 千葉勇

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第一八四七号と同じである。

第二二一七号 昭和五十八年三月二十九日受理

労災重度被災者の暖房費支給に関する請願

請願者 千葉県市原市能満一、八九八ノ七

六 千葉勇

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第一八四八号と同じである。

第二二一八号 昭和五十八年三月二十九日受理

労災年金のスライドに関する請願

請願者 千葉県市原市能満一、八九八ノ七

六 千葉勇

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第一八四九号と同じである。

第二二一九号 昭和五十八年三月二十九日受理

健康保険・国民健康保険に関する請願

請願者 千葉県市原市能満一、八九八ノ七

六 千葉勇

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第一八五〇号と同じである。

第二二二〇号 昭和五十八年三月二十九日受理

労災被災者の脊髄神経治療に関する請願

請願者 千葉県市原市能満一、八九八ノ七

六 千葉勇

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第一八五一号と同じである。

第二二二二号 昭和五十八年三月二十九日受理

身体障害者家庭奉仕員の採用に関する請願

請願者 千葉県市原市能満一、八九八ノ七

六 千葉勇

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第一八五二号と同じである。

第二二二三号 昭和五十八年三月二十九日受理

年金制度の改善に関する請願

請願者 千葉県市原市能満一、八九八ノ七

六 千葉勇

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第一八五三号と同じである。

第二二二三号 昭和五十八年三月二十九日受理

脊髄損傷者病氣治療に関する請願

請願者 千葉県市原市能満一、八九八ノ七

六 千葉勇

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第一八五四号と同じである。

第二二二四号 昭和五十八年三月二十九日受理

脊髄損傷治療に関する請願

請願者 千葉県市原市能満一、八九八ノ七

六 千葉勇

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第一八五五号と同じである。

第二二二三号 昭和五十八年三月三十日受理

婦人の立場から優生保護法の改正反対に関する請願

請願者 東京都渋谷区元代々木町三ノ一〇

秋元方 関口玲子 外二十四名

紹介議員 青木 薪次君

この請願の趣旨は、第一四三二号と同じである。

第二二三四号 昭和五十八年三月三十日受理

婦人の立場から優生保護法の改正反対に関する請願

請願者 長野県須坂市屋部町 黒岩英子

外四十四名

紹介議員 大川 清幸君

この請願の趣旨は、第一四三一号と同じである。

第二二三八号 昭和五十八年三月三十日受理

優生保護法の改正に関する請願

請願者 東京都目黒区大橋二ノ五ノ七高橋

方 津久井真理 外千二百名

紹介議員 玉置 和郎君

この請願の趣旨は、第九五八号と同じである。

第二二三九号 昭和五十八年三月三十日受理

優生保護法の改正に関する請願

請願者 東京都三鷹市上連雀一ノ四ノ六や

よい庄 峯照子 外千二百名

紹介議員 村上 正邦君

この請願の趣旨は、第九五八号と同じである。

第二二四〇号 昭和五十八年三月三十日受理

身体障害者に対する福祉行政に関する請願

請願者 山口県徳山市徳山五、五八三ノ

一 福谷光男

紹介議員 小澤 太郎君

この請願の趣旨は、第一八三四号と同じである。

第二二四一号 昭和五十八年三月三十日受理

労働者災害補償保険法改善に関する請願

請願者 山口県徳山市徳山五、五八三ノ

一 福谷光男

紹介議員 小澤 太郎君

この請願の趣旨は、第一八三五号と同じである。

第二二四二号 昭和五十八年三月三十日受理

労災年金と他の年金との完全併給に関する請願

請願者 山口県徳山市徳山五、五八三ノ

一 福谷光男

紹介議員 小澤 太郎君

この請願の趣旨は、第一八三六号と同じである。

請願者 山口県徳山市徳山五、五八三ノ

一 福谷光男

紹介議員 小澤 太郎君

この請願の趣旨は、第一八三六号と同じである。

第二二四三号 昭和五十八年三月三十日受理

旧旧労災被災者に現行労災法適用に関する請願

請願者 山口県徳山市徳山五、五八三ノ

一 福谷光男

紹介議員 小澤 太郎君

この請願の趣旨は、第一八三七号と同じである。

第二二四四号 昭和五十八年三月三十日受理

労災年金の最低給付に関する請願

請願者 山口県徳山市徳山五、五八三ノ

一 福谷光男

紹介議員 小澤 太郎君

この請願の趣旨は、第一八三八号と同じである。

第二二四五号 昭和五十八年三月三十日受理

福祉手当増額支給に関する請願

請願者 山口県徳山市徳山五、五八三ノ

一 福谷光男

紹介議員 小澤 太郎君

この請願の趣旨は、第一八三九号と同じである。

第二二四六号 昭和五十八年三月三十日受理

身体障害者の無年金者救済に関する請願

請願者 山口県徳山市徳山五、五八三ノ

一 福谷光男

紹介議員 小澤 太郎君

この請願の趣旨は、第一八四〇号と同じである。

第二二四七号 昭和五十八年三月三十日受理

年金の官民格差是正に関する請願

請願者 山口県徳山市徳山五、五八三ノ

一 福谷光男

紹介議員 小澤 太郎君

この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第二二四八号 昭和五十八年三月三十日受理
福祉年金の所得制限廃止に関する請願
請願者 山口県徳山市徳山五、五八三ノ一
福谷光男

紹介議員 小澤 太郎君
この請願の趣旨は、第一八四二号と同じである。

第二二四九号 昭和五十八年三月三十日受理
労務者補償者の遺族年金に関する請願
請願者 山口県徳山市徳山五、五八三ノ一
福谷光男

紹介議員 小澤 太郎君
この請願の趣旨は、第一八四三号と同じである。

第二二五〇号 昭和五十八年三月三十日受理
在宅重度障害者の介護料に関する請願
請願者 山口県徳山市徳山五、五八三ノ一
福谷光男

紹介議員 小澤 太郎君
この請願の趣旨は、第一八四四号と同じである。

第二二五一号 昭和五十八年三月三十日受理
重度障害者の終身保護施設に関する請願
請願者 山口県徳山市徳山五、五八三ノ一
福谷光男

紹介議員 小澤 太郎君
この請願の趣旨は、第一八四五号と同じである。

第二二五二号 昭和五十八年三月三十日受理
身障者雇用に関する請願
請願者 山口県徳山市徳山五、五八三ノ一
福谷光男

紹介議員 小澤 太郎君
この請願の趣旨は、第一八四六号と同じである。

第二二五三号 昭和五十八年三月三十日受理
在宅重度障害者の暖房費に関する請願
請願者 山口県徳山市徳山五、五八三ノ一
福谷光男

紹介議員 小澤 太郎君
この請願の趣旨は、第一八四七号と同じである。

第二二五四号 昭和五十八年三月三十日受理
労災重度被災者の暖房費支給に関する請願
請願者 山口県徳山市徳山五、五八三ノ一
福谷光男

紹介議員 小澤 太郎君
この請願の趣旨は、第一八四八号と同じである。

第二二五五号 昭和五十八年三月三十日受理
労災年金のスライドに関する請願
請願者 山口県徳山市徳山五、五八三ノ一
福谷光男

紹介議員 小澤 太郎君
この請願の趣旨は、第一八四九号と同じである。

第二二五六号 昭和五十八年三月三十日受理
健康保険・国民健康保険に関する請願
請願者 山口県徳山市徳山五、五八三ノ一
福谷光男

紹介議員 小澤 太郎君
この請願の趣旨は、第一八五〇号と同じである。

第二二五七号 昭和五十八年三月三十日受理
労災被災者の脊髄神経治療に関する請願
請願者 山口県徳山市徳山五、五八三ノ一
福谷光男

紹介議員 小澤 太郎君
この請願の趣旨は、第一八五一号と同じである。

第二二五八号 昭和五十八年三月三十日受理
身体障害者家庭奉仕員の採用に関する請願

請願者 山口県徳山市徳山五、五八三ノ一
福谷光男
紹介議員 小澤 太郎君
この請願の趣旨は、第一八五二号と同じである。

第二二五九号 昭和五十八年三月三十日受理
年金制度の改善に関する請願
請願者 山口県徳山市徳山五、五八三ノ一
福谷光男

紹介議員 小澤 太郎君
この請願の趣旨は、第一八五三号と同じである。

第二二六〇号 昭和五十八年三月三十日受理
脊髄損傷者病氣治療に関する請願
請願者 山口県徳山市徳山五、五八三ノ一
福谷光男

紹介議員 小澤 太郎君
この請願の趣旨は、第一八五四号と同じである。

第二二六一号 昭和五十八年三月三十日受理
脊髄損傷治療に関する請願
請願者 山口県徳山市徳山五、五八三ノ一
福谷光男

紹介議員 小澤 太郎君
この請願の趣旨は、第一八五五号と同じである。

第二二七一号 昭和五十八年三月三十一日受理
婦人の立場から優生保護法の改正反対に関する請願
請願者 山形県酒田市北千日町一六ノ一
小野寺貞子 外五十二名

紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第一四三二号と同じである。

第二二七五号 昭和五十八年三月三十一日受理
婦人の立場から優生保護法の改正反対に関する請願

請願者 山形県飽海郡八幡町市条上川原一
三ノ二 荒生千枝 外四十九名
紹介議員 柏原 ヤス君
この請願の趣旨は、第一四三二号と同じである。

第二二七六号 昭和五十八年三月三十一日受理
婦人の立場から優生保護法の改正反対に関する請願

請願者 福島県郡山市開成二ノ三ノ一一
須藤八重子 外四十一名
紹介議員 市川 正一君
この請願の趣旨は、第一四三二号と同じである。

第二二七九号 昭和五十八年三月三十一日受理
民間保育事業振興に関する請願
請願者 高知市本町四ノ一ノ三八高知市保
育所経営管理協議会内 水口政広
外四千三百二十八名
紹介議員 林 通君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第二二八〇号 昭和五十八年三月三十一日受理
基準看護指定病院に入院した患者に対する付添看護婦等の容認に関する請願(二通)
請願者 北海道北見市北二条西六ノ一〇株
式会社北見看護婦家政婦紹介所内
島田ハルノ 外三十名
紹介議員 田中 正巳君
この請願の趣旨は、第一五六号と同じである。

第二二八一号 昭和五十八年三月三十一日受理
優生保護法の改正に関する請願
請願者 東京都杉並区阿佐谷北三ノ四二ノ
三 山田敦子 外千二百名
紹介議員 玉置 和郎君
この請願の趣旨は、第九五八号と同じである。

第二一八二号 昭和五十八年三月三十一日受理
優生保護法の改正に関する請願

請願者 愛知県豊田市日南町一ノ三六 加

藤和明 外千二百名

紹介議員 八木 一郎君

この請願の趣旨は、第九五八号と同じである。